

フォーラム1日目
2025年3月15日（土）

共同代表挨拶

相澤 仁

(共同代表／

山梨県立大学・大分大学 特任教授)



皆様、おはようございます。年度末の大変お忙しい中、本日は全国家庭養護推進ネットワーク主催の第7回 FLEC フォーラムにご参加いただき、誠にありがとうございます。共同代表の一人である相澤でございます。今年もまた皆様とお会いできましたことに、大変うれしく思っております。主催者を代表しまして、心より御礼申し上げます。今回の FLEC フォーラムも公益財団法人 SBI 子ども希望財団の助成を得て開催することができました。また来賓としてご挨拶をいただくこども家庭庁、吉住支援局長。公益財団法人 SBI 子ども希望財団、世耕理事長。今回も協賛していただく早稲田大学総合研究機構の皆様方に、この場を借りまして衷心より感謝申し上げます。

本フォーラムは日本における家庭養護の推進と、子どもたちが安心して成長できる制度、政策、環境の確保などを通して、子どものウェルビーイングを保障し、こどもまんなか社会の実現を目指すことを目的として開催しております。周知のとおり、わが国においては児童福祉法の改正やこども家庭庁の発足により、家庭養護の重要性が改めて認識されつつあります。国の政策においても、社会的養護の場において、可能な限り家庭に近い環境を提供することが求められており、里親制度やファミリーホームの充実が進められています。このような動向の中で、今年度は社会的養育推進計画の見直しが行われました。現行計画の見直しや新たな計画を策定するにあたって、家庭養育優先の原則と、パーマネンシー保障の理念を念頭に置くことが基本的な考え方として示されました。メインシンポジウムにおいては、パーマネンシーを踏まえた家庭養護の推進をテーマとし、パーマネンシーとは何かを明確にしつつ、自治体における社会的養育推進計画の見直しについて、パーマネンシーの考え方を踏まえ

た家庭養護推進を盛り込んでいる計画、または取り組みについて紹介し、その推進について協議する予定です。

家庭での養育が困難な状況にある子どもたちに対して、人として真摯に向き合い、寄り添い、どのように支援の手を差し伸べ、さりげなく心配りがなされた最適な養育環境を提供できるかを、私たちは常に自問しながら、自身を高め、ともに暮らし、ともに育ち合っていく必要があります。こうした養育のあり方について教えてくださった中のお一人が村瀬嘉代子先生でした。既に共生社会推進プラットフォームのホームページ等でご案内させていただいている通り、今回の特別講演を予定しておりました村瀬嘉代子先生が今年1月お亡くなりになりました。先生は私ども全国家庭養護推進ネットワークの設立発起人の一人であり、この国の臨床心理の世界に多大なる功績を残されただけではなく、社会的養護の子どもたちについて、この上なく深い愛情と温かな眼差しを向け続けられてこられました。その功績には計り知れないものがございます。この場では着座のままに、村瀬先生に哀悼の意を捧げていただきたいと思います。

なお、特別講演につきましては、プログラムを変更し、2022年1月の第4回 FLEC フォーラムで村瀬先生にお願いしました特別講演の録画を会場およびWEBでご覧いただき、先生の肉声、お人柄に触れていただいた上で、改めて先生のご冥福をお祈りいたしまして、黙とうを捧げたいと存じますので、よろしくお願いいたします。その後には鼎談するといった企画に変更させていただきました。これに伴い、その後の各分科会、レセプションの予定時間をそれぞれ20分繰り下げることにしております。ご容赦いただけますようお願い申し上げます。かつて自身の育ちを支えられた者が、様々な立場で次世代の子どもの

共同代表挨拶

育ちを支えるという循環、リプロダクションサイクルを続けていくためには、自立支援から次世代の子どもの誕生前まで、切れ目のないように自立支援の対象年齢拡大など、その制度、政策を整備することが必要です。特別シンポジウムでは、こうした課題を含めて、自立支援の新しい風についてディスカッションをしていただければと思っております。

「はじめの 100 か月の育ちビジョン」において、乳幼児からウェルビーイングを高めていく上では、アタッチメントを基盤として、人や環境との出会いの中で豊かな遊びと体験を通して、外の世界へ挑戦していくことが欠かせない要素であると提言されております。豊かな遊びと体験を実現するには、多様性を尊重した子ども同士の、グループでの遊びが欠かせません。しかしながら、2024年の年間出生数は約72万人と9年連続で過去最少を更新しました。少子化により子ども同士の遊びの確保が難しい状況になりつつあり、子ども同士の交流の場を保証することが必要になっております。この交流の1つの場が保育所です。クロージングシンポジウムでは安心と挑戦の循環を通して、子どものウェルビーイングを高めていくという視点も加えて、インクルーシブ保育のあり方についてディスカッションをしていただければと思っております。

本フォーラムでは多くの登壇者の皆様から貴重なご意見を伺う機会を設けております。本フォーラムが参加者の皆様にとって有意義な学びの場となり、今後の家庭養護の発展に向けた新たな一歩となることを願っております。それぞれの視点から多様な意見を交わし、より良い支援のあり方を考える場としていただければ幸いです。皆様の積極的なご参加と、活発な議論を期待しております。最後になりましたが、本フォーラムの開催にあたりご尽力いただいた関係者の皆様、そしてご参加くださった皆様に改めて感謝申し上げます。それでは最後までどうぞよろしくお願いいたします。

来賓挨拶

吉住 啓作

(こども家庭庁支援局長)



皆さん、おはようございます。こども家庭庁支援局長の吉住です。本日は第7回 FLEC フォーラムにお招きいただき、ありがとうございます。私から一言ご挨拶をさせていただきます。本日ご臨席の皆様におかれましては、日頃より里親等委託の推進を始め、児童福祉行政の推進に深いご理解とご支援を賜り、この場をお借りして感謝申し上げます。

さて、こども家庭庁におきましては、平成28年の改正児童福祉法の理念の下、家庭養育優先原則を徹底し、子どもの最善の利益を実現していくために、里親等委託の推進を初めとした取組を進めてきたところです。また昨年5月に策定したこどもまんなか実行計画では、遅くとも令和11年度までに全ての都道府県において、乳幼児で75パーセント以上、学齢期以降で50パーセント以上の里親等委託率を実現するという目標を明記し、具体的な目標を持って里親等委託の推進に取り組んでいるところです。

こうした中、こども家庭庁といたしましては、地方自治体における里親等委託のさらなる推進を図るため、昨年4月に施行された改正児童福祉法において、包括的な里親支援を行う児童福祉施設として、里親支援センターを創設したことに加え、本年度から自治体間ネットワーク会議と題して、国と自治体の担当者が日常的に情報交換、相談等ができるネットワークの構築を図る取組を始めしており、実際に現場実務にあたられている皆様と対話を重ねながら、効果的な事例の横展開、課題の共有、解決方法の検討等を行っているところです。これらの取組を通じて、子どもを誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しできるよう、子ども施策をさらに強力に進めてまいりますので、皆様のお力添えをよろしくお

願いいたします。最後に、皆様方のご活躍、ご健勝を祈念いたしまして、私の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

来賓挨拶

世耕 久美子

(公益財団法人 SBI 子ども希望財団 理事長)



ただいまご紹介をいただきました SBI 子ども希望財団理事長の世耕です。本日は第7回 FLEC フォーラムがこうして関係者の皆様お集まりの中でしっかりと開催をされますことを心からお喜び申し上げますとともに、私たちの財団もこのフォーラムの開催にご協力をさせていただいておりますこと、本当にうれしく思っております。どうもありがとうございます。

また参加されている皆様方は日頃から子どもたちの育ちのためにいろいろな面でご尽力、サポートをいただいている皆様ばかりです。子どもに関わる仕事をしている者の一人として、この場をお借りして皆様方の精力的なお力添えに感謝と敬意を表させていただきたいとともに、今日は長年国会議員を務めてこられました山本香苗先生にもご参加をいただいております。政治に関わる方々にもこの問題に関心を寄せていただいていること、本当に感謝を申し上げたいと思います。どうもありがとうございます。

日頃から私たちの財団も、相澤先生をはじめ、いろいろな方とコミュニケーションをとらせていただいて、今いかに子どもたちが厳しい環境にあるのか、そういう中でどうやって皆さんが子どもたちを支えてくださっているのか、これからの時代を担う子どもたちがこれから日々成長し、社会に出て、そこから先、彼らなりに幸せだと思ってくれる人生を歩んでもらうために私たちは何をすべきなのか。そういう点で、本当にいろいろな面でご指導いただいているところであります。

昨年からちょっと話題になった映画として「大きな家」というものがありました。この映画を見て思ったのは「家族って何なんだろう？」ということです。血のつながり、一緒に暮らしている、あるいは互いに支え合っ

ている関係、家族って一体何だろう。答えは見つからないのですが、そんなことを考えるきっかけの映画となりました。

ただ1つ言えることは、妊娠出産期から切れ目なく、しっかり子どもを真ん中に据えて支えていく環境が、この社会には求められているということです。そういった意味で、子どもに関わる関係の皆様が一堂に集まる非常に貴重なプラットフォームがこの FLEC フォーラムであると思います。今回も子どもたちのために先生方に忌憚のない意見交換を行っていただいて、このフォーラムでの議論が深まり、それが子どもたちの育ちに大いに貢献いただけることと確信しています。先生方のこれからのご健勝、ご発展を心からご祈念申し上げまして、私からのご挨拶に代えさせていただきたいと思います。どうぞ皆様、よろしくお願いいたします。ありがとうございます。

メインシンポジウム「パーマネンシーを踏まえた家庭養護の推進」

メインシンポジウム 「パーマネンシーを踏まえた家庭養護の推進」

基調講演・課題提起：「パーマネンシーをめざす子ども家庭支援」

畠山由佳子（神戸女子短期大学幼児教育学科 教授）

シンポジスト：

松本 晋治（大分県福祉保健部こども・家庭支援課 副主幹）

古屋 康博（社会福祉法人清浄園 理事、児童養護施設清浄園 施設長）

西尾 寿一（東京都福祉局 子供・子育て支援部長）

長田 淳子（二葉乳児院 副施設長、フォスタリングチーム 統括責任者）

薬師寺 真（岡山県倉敷児童相談所長）

青木 法子（社会福祉法人陽のあたる学舎 児童養護施設立正青葉学園 学園長）

赤尾さく美（一般社団法人全国妊娠 SOS ネットワーク(全妊ネット) 理事、
一般社団法人ベアホープ 理事）

助言者：

小松 秀夫（こども家庭庁支援局 家庭福祉課長）

コーディネーター：

藤井 康弘（代表幹事／元 厚生労働省 障害保健福祉部長）

メインシンポジウム「パーマネンシーを踏まえた家庭養護の推進」

畠山 由佳子

(神戸女子短期大学 幼児教育学科 教授)



去年から今年にかけて「パーマネンシー」というテーマで話をしてくださいということで、いろいろなところに呼んでいただいています。私自身、パーマネンシーというこの言葉との付き合いが20年近くになります。パーマネンシーはアメリカに留学する前に大学院のゼミでアメリカの児童福祉施策について学んだときに会った言葉でした。今まで、日本ではパーマネンシーという言葉は社会的養護にいる子どもたちを対象に語られることが多かったと私自身は感じてきました。私自身の研究テーマというのは、子どもたちをできるだけ馴染みのある地域から、育った環境から引き離さなくてもいいように、家族丸ごとどうやったら支援できるのかという、家庭維持であり、そこにこだわってきたのですが、そういう家庭維持にとって、大事な概念であるパーマネンシーを今後、すべての子どもたちのためのものとして捉えてもらえる日が来ればいいとずっと思ってきました。パーマネンシーという価値が始まるのは地域にいる子どもたちの家庭を支援することからだと思います。

この講演の目的は、皆さんにパーマネンシーという聞き慣れない言葉の、その概念のイメージを持ってもらうことです。それと、このあといろいろな立場の方でパーマネンシーということについて発表と議論、ディスカッションがありますので、聞いておられる皆さんも自分たちの現場で、自分の立場で、パーマネンシーについて話し合うための共通基盤になれば良いと思っています。そもそも私たちはどうして子どもと家族に関わるのか、というのを考えたときに、どういうことを社会は子どもに保障しようとしているのか、そういうところに行き着くと思うんですね。子ども家庭福祉だけが福祉の分野で最善の利益ということを優先して考慮すると謳っていま

す。最低限度の生活ではなく、最低限度で保障するのではなくて、最善の利益ということを謳っているのであれば、与えられる最善のものを社会は子どもたちに保障しようとする必要があると思っています。

しかし難しいのは、最低限度というのはみんなでコンセンサスがとりやすいのですが、最善と言われると、青空のようにどこまでが最善なのか、人や立場によって変わってきます。でも、最善というものを考えたとき、マズローの欲求階層説で考えたのであれば、この下の生理的欲求とか安全の欲求を満たすだけに留まっていたのではダメだと思うのです。私たちは今まで子どもたちの生理的欲求、生きていく上で必要なもの、そして安全安心というものを保障しようと一生懸命頑張ってきました。けれど、この子たちがどんな大人に育ってほしいのかを考えたとき、上の層のニーズである所属と愛の欲求、自尊心、承認の欲求、大人になったときに自分の持つ能力を最大限に発揮したいと思うような大人になってもらう。そういう部分のニーズまで満たしてこそ最善の利益と言えると思います。



メインシンポジウム「パーマネンシーを踏まえた家庭養護の推進」

これまで、私たちが子どもたちの高次のニーズを本当に満たしてきたのかというのは、社会的養護のサービスを経験した人たち、その影響を受けた人に聞かないと分からないと思います。ラーメン屋さんがおいしいラーメンを作ろうと思ったら、やっぱり食べた人に感想を聞かないと分からないと思います。私たちがより良いものを提供しようと思ったら、今までそのサービスに影響を受けてきた人たちからフィードバックをいただく必要があると思います。ケアリーバーと呼ばれる人たち、アメリカでは Lived Experience Experts というふうに、リアルな経験を持った人たち、専門家と呼ばれていますが、そういうユース、若者たちの声をいくつかスライドに上げています。出典は下のほうに書いていますけれど、これを読んでいただければ分かると思います。例えば、この先どうなるんでだろうという気持ちとか、不安な思いとか、自分が生活している場である施設に対する複雑な気持ちであるとか、自分を応援している人が誰もいない、そういう状況で孤独を感じるという部分であるとか、実親との関係が昔のままで止まっている感覚であるとか、自分たちが経験した内容を語ってくれている証言があります。

こういうのを聞くと、最善の利益を私たちは子どもたちに提供しているのかというのは、まだまだで、もっとよくできるんじゃないかなと思うんですね。こういう証言を出すと、まるでシステムの部分的なところだけ批判しているように思われるかもしれないですけど、そういうつもりは全くありません。システム全てがより良いものを目指して改革していく、より良いものを目指していく余地はもっとあることを思われるわけです。

パーマネンシーの話に入ります。パーマネンシーという言葉自体はもちろん外来語というか、英語の言葉ですけども、パーマネンシーは日本語では永続性とか恒久性と訳されています。子ども家庭支援の文脈で話すときにはもっと深み、厚みのある意味が込められています。ただ英語の意味でのパーマネントも、パーマネンシーの形容詞ですけど、いわゆる Permanent wave、美容院でかけるパーマの語源となるものではあります。一番分かりやすいのは Permanent job とか Permanent position という言葉が英語のフレーズとしてあります。

Permanent job と言ったら、フルタイムの仕事とは違って、いつまでという雇用計画が決まっていないポジションであったり仕事のことです。つまり、ずっと終わりを気にしないでいいポジションだったり、仕事のことです。Permanent と Continuing の違いというのは、終わりを気にしないでいいという安心感がついて点です。英語の Permanent ではそういうニュアンスがつくのが違うんですね。これはただの英単語の話ではあるのですが、子ども家庭福祉の文脈の中では、それ以上のものというのがパーマネンシーの概念には含まれていると思います。

パーマネンシーという言葉の上手な説明について試行錯誤してきまして、自分の拙い技術で図示しようとして作ったスライドがこれです。今まで家庭養育優先の原則とか、子どもの安全安心を守るために頑張ってきたのが、この家の中にある、面としての養育環境、なるべく子どものことを思ってくれる人の家庭的な環境で安心安全を与えたいというのが今まで尽力してきた部分です。ただそこの部分が保障されたとしても、子どもとしてはこの先それがずっと続いていくものか、不安になる面はあったと思います。これは在宅・地域にいる子どもも一緒だと思いますが、この子たちが大人になることを楽しみにできるような、大人になったらこんなふうになりたいなと思いながら、大人になることを楽しみにできるような将来を子どもに保障することが子ども家庭福祉では大事だと思います。それがこの矢印で表した線としての、子どもの将来に続く時間の流れとしての部分。そこがパーマネンシー概念が表しているものであると思っています。

パーマネンシーというものが日本に現れたのは、1990年代ぐらいから、私も学生だったときに一部の先生方で、アメリカの児童福祉のことを研究している先生方が、パーマネンシーとかパーマネンシープランニングを話されてはいたのですが、公な文書でパーマネンシーという言葉が使われたのは平成25年に改正された子ども虐待対応の手引きが初めてでした。当時、私は「パーマネンシーがやっと子どもの手引きに載った」ことがすごくうれしかったことを覚えています。ただそのときに、子どもの自立を見通した、という言葉があって、移行期の子どもに対する自立に対しての文脈の中で使われた印象を受け

メインシンポジウム「パーマネンシーを踏まえた家庭養護の推進」

て、在宅のほうは全然パーマネンシーと関わりがないように思っちゃうな、と残念に思ったのも覚えています。

そのあと、2017年に新しい社会的養育ビジョンの中でもパーマネンシーという言葉が出てきて、ここではすごく丁寧に本文の中で説明していただいて、これでまたすごく感動したのを覚えています。そこでパーマネンシー保障として家庭復帰計画、そして特別養子縁組の推進というのが社会的養育ビジョンの中で書かれていました。どうしてもパーマネンシープランニングの中でのパーマネンシーということで紹介されることが多くて、私自身も自分の博士論文の中で定義したパーマネンシーもそうでした。パーマネンシープランニングの目標として保障すべきパーマネンシーは、「心理的親の下での継続的な養育環境」というふうに、私自身も博士論文の中で定義をして、それを基盤にして論文を書きました。

ただこういうパーマネンシーの概念が変成していく中で、日本のパーマネンシーが語られるときに誤解もあったような気がします。新しい社会的養育ビジョンの中で家庭養育優先の原則とともに伝わったこともあって、そこ混同されてしまったというのが日本ではあると感じています。一番は施設養護の否定ととられてしまったような誤解がありました。最初の登場のときから研究会とかでパーマネンシーが語られると自分たちの実践が否定されたと施設関係の方が思われる場面に学生のとき何度も遭遇したことがあります。施設養護のあり方そのものを否定しているのではないということは強調しておきたいと思います。

また特別養子縁組のみがパーマネンシーを保障するものではない、もちろんパーマネンシーを保障するための一つの有効な方法だとは思いますが、パーマネンシー目標にはほかにも家庭維持であるとか、親族も含めた関係調整や家族再統合というのもパーマネンシープランニングの中のパーマネンシー目標として、方法として使われますし、そしてこれらの方法はアウトプットであって、そこから出される結果のパーマネンシーというのはまた別に評価していかなくてはいけない、取り扱っていかなくてはいけない。それを、二つ目に強調しておきたいと思います。なので、パーマネンシー目標が達成されたから「パーマネンシー保障されてよかったね」というわけ

ではないという部分です。あと家族っぽくしたらパーマネンシーが保障されることでもないですし、ケアの安定性はパーマネンシーのとても大事な構成要素ではあるけれど、それだけがパーマネンシーを構成しているわけではない。なので、「同じ人が担当しているから良い」「同じケア環境にいるから良い」「たらい回しにされていないからパーマネンシー保障されている」というのは絶対に違うと思っています。なので、面としての養育環境ではなくて、パーマネンシーは時間の流れ、子どもの人生、家族のライフサイクルにおける、将来に続く期限切れのないものを保障するものだ、という概念であることをしっかりと強調しておきたいと思います。

このパーマネンシーという概念がどこから生まれたのか、という話に移ります。パーマネンシーという言葉が子ども家庭福祉の文脈の中で、概念として意味づけられたのには、ここにあるゴールドスタイン、ソルニツ、アンナ・フロイトの3人の功績があると思います。この3人の3部作の中で、パーマネンシーの概念は形作られていったと言われています。

この本はもともとは公的権限が家族に介入すること、特に子どもを現家族の下から分離することをどのように考えるのか、ということがこの3部作の中で、違う専門領域のこの3人が学際的に論じたとなっています。この本の大前提として、心理的親というのが大きなキーワードとして出てきます。子どもの健全な発達のためには、子どもは自分が大事にされていると感じることのできる、少なくとも「ひとりの大人＝心理的親の存在が必要である」のが大前提です。この心理的親というのは、この本の中で定義されていて、生物的な親、法的な親とともに心理的親というはあるわけですが、必ずしもこの生物的な親と法的な親と心理的親が同一人物であるとは限らないわけです。なので、生物的につながっているかどうかは別として、この心理的親というのは、子どもの身体的、心理的ニーズに関心を払って、それを満たす大人であるとこの本の中では定義されています。なので、子どもが元いた家庭から救済することが子どもの最善の利益のためになっているということはあるはずはない、とこの3人は主張しています。子どもを措置するか否かというのを決める基準は、最も有害でない選択肢であり、最

メインシンポジウム「パーマネンシーを踏まえた家庭養護の推進」

善の利益だからではない。そして家族に介入することの弊害が現在子どもが親から受けている害よりも小さいと判断されるときのみ家族への介入が正当化される、と述べています。

そして制度が家族に職権を使って介入する際、考慮すべき 3 つの大事な要素についてもこの本の中ではまとめられています。一つ目の心理的親との関係の継続性というのが、パーマネンシーの概念の起源にあたります。二つ目の、子ども特有の時間感覚というのは、大人にとっては短い時間であっても子どもにとってはすごく長い時間に感じる。だからこそなるべく家庭外措置の期間は短くしなくてはいけない、短くする努力が必要である、というものです。三つ目の要素が、私が一番自分の心に留めて大事にしたいことですが、専門的知識による予測の限界性です。いくら子ども、法律、福祉などの専門家であったとしても、子どもの遠い将来を予測することはできないということを謙虚に認めなくてははいけない、ということが挙げられています。

そして結論として、家庭外措置の決定における子どもにとっての最善の利益の追求とは、最も害の少ない、最も負担の少ない選択肢を子どもに提供することである、と 3 人は言っています。そして家庭外措置によって最善の利益を与えられるというのは思い違いであって、子どもはどちらにしても傷つく。だからこそできる限り子どもの持っていた情緒的なつながり、物理的なつながりを維持することの大切さを、のちにこの著者の一人であるゴールドスタインは娘さんとのインタビューの中で語っています。そういう部分も子どものことに関わる人間としては大事に考えていくべきことではないかなと思います。

ゴールドスタイン、ソルニッツ、アンナ・フロイトの考えを元に、1980 年の米国連邦法である養子縁組支援と児童福祉法の 3 つの柱が作られました。一つ目がパーマネンシープランニングです。これは法的な枠組み、制度としての枠組みで、心理的親の下での永続的な養育を目指した支援計画。その支援計画に基づいてケースマネージメントを行うのがパーマネンシープランニングです。もちろん、今でもアメリカではどの州でも義務付けられています。そして二つ目が、子どもにとって最も制限の

少ない環境への措置です。これは子どもにとって最も負担がなくて、心理的親を持てる可能性の高い環境への措置ということになります。あとできるだけ期間を短くするということです。三つ目が、正当な努力です。正当な努力というのは、子ども、家族を支援する実務者が証明しなくてはいけない自分の援助活動のアカウントビリティを示すものであるのですが、二つの場面で証明しなくてはいけないとなっています。一つ目が、子どもを家庭外措置する際に、家族維持に対する試みに対して正当な努力を行ったことを証明しなければいけない。もう一つは、養子縁組のプロセスを始める前に、アメリカでは先に親権を喪失させるのですが、その親権喪失のプロセスに移る前に、家族再統合のための努力は、正当な努力を行ったというのを実務者が証明しなくてはいけないという、二つの場面で証明するというものになっています。



パーマネンシープランニングについてです。これは法的パーマネンシーを保障する目標で、パーマネンシーゴール、パーマネンシー目標を立てて、それを達成するためのケースマネージメントの根幹となるプランです。パーマネンシー目標にはもともと序列があって、何よりも先にするのは家族維持。それが難しければ、なるべく短い間だけ家庭外措置して、家族再統合をパーマネンシーゴールとする。家族再統合も難しければ養子縁組を次のパーマネンシーゴールとして上げる。それも難しければ、法的な後見人を立てながら、子どもが自立に移行していくのを支援する、という優先順位がもともとの 1980 年の連邦法ではありました。ただ 1997 年になって、一つの目標だけにこだわって正当な努力を躍起になって続け

メインシンポジウム「パーマネンシーを踏まえた家庭養護の推進」

ることで子どもが危険な目にあっているのではないかという批判もあって、コンカレントプランニングといって、同時にバックアッププラン、例えば今家族再統合を試みているけど、それと同時に養子縁組も準備しましょうというバックアッププランを並行して持てるということに97年以降はなっています。でも一番初めにすべきは家族維持ということは今も変わっていません。

このパーマネンシー目標というのは法的パーマネンシーを達成するのを目的として設定されている社会的養護の終着地です。なので、本来のパーマネンシーが達成されたかどうかは、法的パーマネンシー以外のパーマネンシーの要素も考えた上で評価する必要があるというのが、今のパーマネンシーに関するアメリカでの議論で起きていることです。

正当な努力です。正当な努力の「正当な」というのは、もともとの言葉は Reasonable Efforts なんですね。Reasonable を「正当な」と訳していいのかと昔、指導教官から指摘されたことがあって、でも、どうしても「正当な」と訳したかったんです。Reasonable なので、Reason として成り立てば、理由として成り立てばいいというのが Reasonable の語彙としてはあるけれど、何よりも自分自身が実務家として、プロとして、そして自分自身を支援者と呼びたいのであれば、それを十分にやったと証明する、ほかの人が納得し、自分が納得するという意味でずっと「正当な努力」を証明すべきだということで、「正当な」という訳で通しています。

子どもの家庭外措置を予防するための努力、そして子どもを家庭復帰させるための努力というのを実務者がきちんと証明して、ここまでやったけれど、どうしても次のパーマネンシー目標に移行しなくてはいけない、つまり家庭外措置しなくてははいけないとか、養子縁組しなくてははいけないというようなことになったとき、アメリカでは裁判官に対して証明するというものになっています。客観的な判断が難しいものではありませんが、この正当な努力という概念自体、私は専門的援助活動を示すアカウンタビリティとして、家族を支援しているという実務家は必ず持っていないといけない概念だと思ひますし、パーマネンシープランニングを実践する際にはこの概念を必ずその実践に含めるべきであると思っています。

家庭養育優先の原則＝パーマネンシーではありません。家庭養育優先の原則というのは面としての養育環境を保障するものであって、時間の流れとしてのパーマネンシーという点は含まれていないので、国連の在宅養育のためのガイドラインが混在して書かれていて、パーマネンストソリューションという言い方で書かれていることで混同されることが多いですが、実際には違うものというのもここで改めて強調しておきます。

パーマネンシープランニングの限界ですね。これはアメリカでの限界です。アメリカは45年間、パーマネンシープランニングは80年の連邦法から経っていますが、パーマネンシープランニングで法的なパーマネンシーを保障するだけでいいのか、そこには限界があるんじゃないか、という声が出てきています。ケアの終着地が決まったことで末永く幸せに暮らしました、めでたしめでたしではないよ、ということがよく言われています。一つ目は日本では当てはまらないかもしれませんが、アメリカの場合は親権を喪失するということを先にして養子縁組のプロセスに移るので、そこに時間制限が1997年の連邦法で加わってしまったために、12カ月から15カ月の間で子どもが家庭復帰しないと、次の親権喪失のプロセスに移ってしまいます。でも、そこで親権喪失が決められた子どもたちは必ずしも養子縁組されるわけではなくて、親権喪失はされたのに養子縁組されていない子どもたち、つまり法的な孤児、Legal orphans とされる子どもたちが年間5万人ぐらいアメリカにはいると言われています。これは日本では養子縁組の仕組みが違うのでこういうことは起こらないとは思いますが、アメリカでは大きな問題として言われています。

あと、里親から養子縁組されると、今まで里親として受けていた支援がなくなるとか、実親や兄弟との法的関係を切ることと養子縁組するのとどちらを選ぶ、というふうな子どもに究極の選択を強いることになるので、実親へのロイヤリティ、忠誠心とか兄弟への思いから養子縁組を拒否する子どもたちもいます。あと養子縁組の不調については、アメリカのどの州でも10パーセントぐらいの養子縁組の不調が起きていると言われています。その子たちのパーマネンシーはどうなったのか。家族再統合も、それでめでたしめでたしじゃないことは本当に

メインシンポジウム「パーマネンシーを踏まえた家庭養護の推進」

多くの皆さんが気づいておられると思うのですが、アメリカの場合でも 20~30 パーセントが再統合しても再措置される割合として上がっています。だからどこまでフォローアップするのもパーマネンシーの保障のためには考えなくてははいけません。

なので、パーマネンシー一択では無理だということです。それ以外のことも改革していかななくてははいけないので、アメリカでは 2000 年ぐらいからいろいろな改革が進んでいます。今までの虐待対応の一つのやり方だけでは難しいので、家族を早く支援につなぐことを優先して行う支援型対応と、安全確保のために強権介入する必要があるという対応の振り分けを初期の段階で行う Differential Response であるとか、家族の自主性と意思決定、本来の人生の生活の主人公である家族を真ん中に据えて意思決定を行う Family Group Decision Making であるとか、これまでの子どもの知っている世界に留まれる試みとしての、Family Finding とか Kinship Care というのが行われています。あと全体的に予防的支援にギアが移行しているというのはあると思います。

これからパーマネンシーをどのように目指すのか、日本の話に移っていこうと思います。子ども家庭福祉の全ての局面でパーマネンシーの価値を根付かせて、それを実践に落としていくというのが日本では必要であると思っています。まず私はこれから日本でパーマネンシーの価値を、子ども家庭福祉の全ての局面で根付かせるにあたって、改めて自分自身もパーマネンシーの定義を作り直そうとしました。そこで新しく私が定義した定義を読ませていただきます。

「パーマネンシーとは、これからずっと続くと感じられる将来の見通しを持った育ちの保障。子どもが自分に対してコミットしてくれると感じられる存在、そこに所属していると感じられ、いつでも戻れる場所であり、いつでも頼ることができる信頼できる一人以上の人とのつながりである。それは周りの大人ではなく、子ども自身が定義するものであり、社会的制度的に認められたものである。それは全ての子どもに対して社会が保障すべきものである」こんな風にパーマネンシーを定義しました。

子ども自身が定義するということで、関係性のパー

マネンシーと同時にアメリカで言われているのは、パーソナルパーマネンシーというものです。子ども一人ひとりによって、大事にしているつながりとか、こういうつながりがほしいというのは違うということで、個別性のパーマネンシーというも言われています。これは自立への移行期にある子どもたちにどんなつながりがほしいかというのを聞いたフォーカスグループインタビューの内容で、結果は 8 つのカテゴリーにまとめられています。注目してほしいのは 7 と 8 の部分で、7 の、自分が子どもができたときにおじいちゃん、おばあちゃんという存在になってくれる人。自分の親じゃなくて、自分の子どもにとってのおじいちゃん、おばあちゃん。それとか 8 番目の経済的に困ったときに頼れる人というのは、お金を貸してと言える人。悩み事を聞いてくれる人はいっぱいいるかもしれないですが、お金貸してって自分から言える人は、あまりみんないらっやらないと思うんですね。そういう存在は本当に必要だと言っています。

なので、今までやっていた面としての養育環境の保障と同時に、パーマネンシーを保障する。この先きと私は大丈夫だと子どもが思って、将来を楽しみにできるような、そういう部分を施策や実践に落としていく必要があると思います。切れ目のない支援は誰にとって切れ目のない支援かというと、子どもにとって切れ目のない支援であるべきだと私は思っています。

次のスライドはフランスでの例です。フランスではパーマネンシーという言葉はあまり使われないんですけど、家庭外措置ケースのほとんど全てのケースで第三者介入型面談がされて、親子交流は継続して続けられます。これは家庭復帰をしない見込みがないケースでもずっと交流が続けられます。それは子どもが実親の存在と実像を子ども自身で統合できるというのを目標にしている、子ども自身が最終的に実親や兄弟をどのような関係や距離にとるのかを決められるようになることを目的として行っています。これは私の友人が示したフランスでの在宅というか、フランスでの家庭支援のメニューが、親子分離か在宅支援かの二択ではなくて、その間を埋めるようなたくさんのバラエティあるメニューが用意されていることを示すスペクトラムです。

あと、パーマネンシーバクトというのは一度ご存じな

メインシンポジウム「パーマネンシーを踏まえた家庭養護の推進」

いは Google で調べていただいて、何を誰に頼れるのか、というのを措置解除の前に、周りの知っている大人と協定を結ぶというような試みです。IFCA という団体が日本で取り入れようとしています。イギリスの Lifelong links も面白い取り組みなので、ぜひまた見てみてください。YouTube に動画があります。ライフストーリーワークとファミリーファインディング、ファミリーグループカンファレンスを組み合わせたような取り組みで、日本でもヒントになると思います。

最後はキンシップの話です。私自身が家族維持という言葉を使っていたのですが、最近、家庭維持という言葉を使うようにしています。家庭という概念がすごく広がっている。これはアメリカだけではなくてヨーロッパでもキンシップが、今新たな代替ケアのかたちとして言われています。子どもが既につながりを持っている人たちのところでの代替ケアということで、子どもの心理的つながりを持つ環境を基盤にした養育環境を使いながら子どものパーマネンシーを大切に家庭支援を展開していく、というものです。



今後一番大事なのは、誰にとってのパーマネンシーかという点だと思います。それは子どものためであって、このパーマネンシープランニングも、子どもと一緒に立てていかないと、一方的に作って渡されるだけのものでは、パーマネンシーではないと思います。子どものためであって、大人の役割は子どものパーマネンシーが保障できるような法的枠組みや制度を作ることだと思っています。そしてアウトカムのパーマネンシーというのは、それぞれの実践の中で大人が腹をくくって、一人ひとり

の子どもと向き合って、子どもと対話して、一緒に考える必要があると思っています。なので、一度意見を聞いたから、1 回やったから終わりではなくて、プロセスとして進んでいく必要があると考えています。そういう実践を含んだシステムに改革するには、Lived Experience Experts、子ども家庭福祉システムからの影響を受けたあらゆる人たちが一緒に考えていく必要があると思っています。

これから私たち、日本の子ども家庭福祉はパーマネンシーという新たな価値を全ての局面に根付かせていくべきです。パーフェクトなシステムはないと思うけれども、常により良いものを目指して子どもに提供できるように、子どもたちに将来が楽しみに思ってもらえるような、そういうシステムを目指していきたいと思います。ぜひ一緒にもがき続けましょう。ご清聴ありがとうございました。

メインシンポジウム「パーマネンシーを踏まえた家庭養護の推進」

パーマネンシーをめざす こども家庭支援

神戸女子短期大学 島山由佳子



わたしと パーマネンシー

はじめは「家族維持」から・・・
こどもたちの安全を確保しても、
これから永く続くこどもたちの将来
をどんな風にわたしたちは
考え支えていくのだろう



島山由佳子（はたけやま・ゆかこ）
子ども家庭福祉、なかでも、市区町村における家庭支援、児童保護システムの
国際比較（アメリカ・フランス）。児童保護区分対応システムの開発的研究。
特に在宅における家族支援と子どもの安全の両方をどう両立させるか
「親」の視点、「子ども」の視点、「支援者」の視点でどう「家庭」を支援す
るのか？に関わる意思決定要因の研究。
yukakohatakeyama@gmail.com

こどもたちに社会が保障すべきなのは？



社会的養護を経験した若者の声・・・

この先どうなるんだろうという不安もありましたし、ほかの子と違うという思いは常にあり、境遇や家族の状況が違っているので、その後の人生も違うから、ほかの子とは違うから、私は高校に行けないと思っていました。

自分を応援する親戚が誰もいない「かけっこ」で、走っているような気持ち、自分が努力して成し遂げても喜ぶ人はいないし、失敗しても悲しむ人がいない「壁」にぶつかった時に、後ろを振り返ったら、誰もいなかった。

中学から、施設で暮らしている子同士が学校で会う時には「壁」をつくり始めた。自分のコミュニティを学校にも持ち込んで、「お前、なんであいつ（同じ施設で暮らしている友達）と仲がいいん？」と聞かれたくないとか、「施設で生活していることをあまり知られたくない」って思っていることにつながらないかもしれないけど、施設ではよくしゃべる友達だけど、学校では「あえて話さない」みたいな。

先ずから（母の手紙に）書かれている「壁」の壁が目のままだままっている感じがすると言われました。だから、母の手紙を読むとしんどくなるんです。昔の自分に引けられるというか、ちょっとでも助けになれば、新しい関係をつくっていく手がかりになればいいと思っています。

[my voice my life] 月刊福祉連載および永野（2023）より

この講演の目的

- ・パーマネンシーという概念についてのイメージをもってもらう。
- ・こどものパーマネンシーを保障できるようなシステムについて様々な立場で話し合うための共通基盤を作る。



「パーマネンシー（permanency）」
そもそもどういう意味の単語？

Permanent job, permanent ink, permanent wave（いわゆるパーマ）
などなど・・・

ずーっと続くと思える、
終わりを気にしないでいい。
継続性とはちがう。途切れがない、
永続性？と訳す・・・

でも、こどもに対するパーマネンシーの概念には単語が持つ以上の意味が含まれている。



社会がこどもを守るということは・・・

社会が保障するのは「最低限度の生活」ではなく、
「最善の利益」

基本的ニーズを満たすだけでなく、与えられうる最善のものを。



パーマネンシー(permanency)
を社会的養育の根底に息づかせる必要性

カタカナの言葉だからどうしてもわかったつもりになるけれど、
みんな同じ概念を共通理解し、共有しているのかな？

この外来の概念について、これからの社会的養育のあり方に
当事者や実務家などのさまざまな立場から話し合い、
理解し、自分たちのものにしていく必要があるのでは？

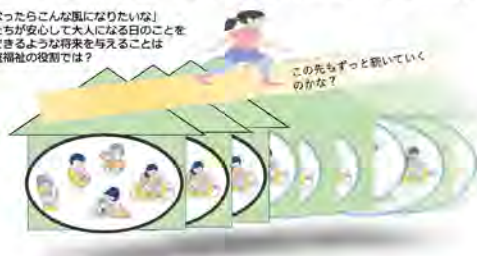


パーマネンシーを借りてきた「都合のいいスローガン」にしないために・・・
全てのこども達があたりまえにもつべきものにしていきたい。

メインシンポジウム「パーマネンシーを踏まえた家庭養護の推進」

面としての「安全・安心な養育環境」と時間の流れ（線）としての「パーマネンシー」

「大人になったらこんな風になりたいな」
子どもたちが安心して大人になる日をのこを
楽しみにしているような将来を与えることは
こども家庭福祉の役割では？

「こどもの最善の利益」を考えた
こども家庭福祉制度のあり方とは？

「子どもの最善の利益を超えて」Beyond the Best Interests of the Child (1973)
ゴールドスタイン（法律家）・ソルニッツ（発達心理）・フロイト（小児精神科医）の3人で、
国が家族に介入する際、考慮すべき「こどもの最善の利益」について書いた3部作

この本の大前提

「こどもの健全な発達のためには、こどもが自分は大事にされていると感じることのできる少なくとも1人の大人＝心理的親が必要である。」

心理的親（psychological parents）とは？

「こどもの身体的・心理的ニーズに関心を払い、それを満たす大人」

家族から引き離されること＝最善の利益であるはずがない。

こどもを措置するか決める基準は「もっとも有害でない選択肢」であり、「最善の利益」ではない。

家族に介入することの弊害が、現在こどもが親から受けている害よりも小さいと判断されるときのみ、家族への介入が正当化される。

「パーマネンシー」の日本での理解

『平成25年改正子ども虐待対応の手引き』に初めて登場！

「永続的な人間関係や生活の場を保障することであり、子どもの発達支援自立支援における基本的視点（p.11）」「子どもの自立を見通したうえでのパーマネンシープランニング（p.11）」

2017年8月「新しい社会的養育ビジョン」

「永続的な家族関係をベースにした家庭という育ちの場の保障（p.19）」

パーマネンシー保障（永続的解決）としての家庭復帰計画、そして特別養子縁組の促進

パーマネンシープランニングの目標として保障すべきパーマネンシーは・・・
心理的親の元での永続的な養育環境（＝家庭養育優先の原則）（畠山、2015）

パーマネンシー概念の変遷には、さまざまな誤解も・・・

「こどもの最善の利益」を考えた
こども家庭福祉制度のあり方とは？

制度が家族に権限を使って介入する際に考慮すべき3つの重要な要素

1. 心理的親との関係の継続性

いわゆる「パーマネンシー」

2. こども特有の時間感覚

大人にとっては短くてもこどもにとっては長い時間
→なるべく家庭外措置の期間を短くする努力が必要。

3. 専門知識による予測の限界性

いくらこども・法律・福祉などの専門家だったとしても、こどもの遠い将来を予測することなどできないことを謙虚に認めなくてはならない。

結論：家庭外措置の決定におけるこどもにとっての最善の利益の追求とは、
最も負担の少ない選択肢を子どもに提供することである。



「パーマネンシー」に対する誤解

1. 施設養護への否定ではない。

施設養護のあり方そのものを否定しているわけではない。

2. パーマネンシーを保障する方法は、「特別養子縁組」一択ではない。

もちろん一つの有効な方法だけれど、家庭維持、家族再統合（親族も含めた関係調整）も含めた、こどもにあったあらゆる方法（アウトプット）が考えられる。そしてパーマネンシーはアウトカムである。

3. 家族原理主義への回帰ではない。

家族っぽくしたらいいわけではない。

4. ケアの安定性(stability)はパーマネンシーの構成要素であるが、それだけではない

同じ人が担当している/同じ場所にずっといる（たらいまわしされない）のであれば、パーマネンシーが保障されたことになるわけではない。

このゴールドスタインらの考えは、
1980年米国連邦法に反映されました

1980年米国連邦法「養子縁組支援と児童福祉法」における3つの柱

1. パーマネンシープランニング

心理的親の元での永続的な養育を目指した支援計画

2. こどもにとって最も制限の少ない環境への措置

こどもにとって最も負担がなく、心理的親を持てる可能性の高い環境への措置。家庭外措置する場合は、できるだけ期間を短くする。

3. 正当な努力

こどもを措置する前に、家族維持（親子分離されずこどもと家族と一緒に暮らせるように支援）を目的とした正当な努力を十分行ったかどうかを実務者は証明しなくてはならない。

親権を喪失させる前には、家族再統合を目的とした正当な努力を十分おこなったかどうかを実務者は証明しなくてはならない。

パーマネンシーは
どこから生まれたのか？

こどもの最善の利益とパーマネンシーの関係



パーマネンシープランニング

こどもの法的パーマネンシーを保障する目標（ゴール）を立て、それを達成するためのケースマネジメント

1. 家族維持 2. 家族再統合 3. 養子縁組 4. 法的養親人（自立支援）の優先順位

（1997年以降はコンカレントプランニング＜同時に並行した目標を準備する＞）

パーマネンシー目標は「法的パーマネンシー」を達成することを目的として設定される社会的養護の「最終ゴール」＝アウトプット。

アウトカムとしてのパーマネンシーをどのように目指すのか？



メインシンポジウム「パーマネンシーを踏まえた家庭養護の推進」

パーマネンシーを保障するための
「正当な努力」(Reasonable Efforts)とは？

- ・家庭を支援する実務者が子どもの家庭外措置や養子縁組などの親権に関わる措置を求める場合に、裁判所に証明しなくてはいけない「実務者として家庭を支援する努力をした」という証。
- ・何のための「努力か？」
 - こどもの家庭外措置を予防するための努力
 - こどもを家庭復帰させるための努力

客観的な判断が難しいが、

「現時点の心理的につながりを持つ保護者と子どもの関係を重視し、家族に価値を置き、家族を維持するために児童福祉に関わる者として正当な努力を行うことであり、専門的援助活動のアカウントビリティ（説明責任）を示す指標」（高山、2015）→
パーマネンシー・プランニングを実践する際には必ず「正当な努力」の概念をその実践に含めなくてはならない。

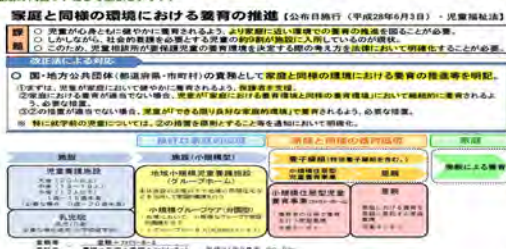


パーマネンシーを
どのように目指すのか

これからのこども家庭福祉システムにおいて、システム全体でどのようにパフォーマンスを保障するのか？

家庭養育優先の原則≠パーマネンシー保障

国連の「代替養育のためのガイドライン」では混在して書かれているので注意。(永続的解決がなされるまでの短期の代替ケアとして望ましいケア)



こども家庭福祉のすべての局面へパーマネンシーの価値を



パーマネンシープランニングの限界

- ・こどもたちのケアの終着地が決まったことで「めでたし、めでたし」ではない！

- 養子縁組のプロセスを始めたからといって養子縁組が見つからないまま、措置解除の年齢を迎える子どもたち(年間5万人！)
- 里親から養子縁組されると今までであった支援がなくなる。
- 実親や子どもにも法的関係を切ることと養子縁組のどちらかの選択を子どもにも強いることになる。
- 養子縁組不調になった時にはどうしたらいいか？
- 家族再統合した後の再措置の可能性・・・どこまでフォローアップするのか？

これからの「パーマネンシー」とは？

バーマナンシーとは「これからずっと続くと感じられる、将来の見通しを持つ育ちの保障。子どもが自分に対して3ミットしつづける」と感じられる存在。そこに所属していると感じられ、いつも戻れる場所であり、いつも頼ることができる信頼できる1人以上のひととの「つながり」である。それは周りの大人ではなく、子ども自身が定義するものであり、社会的、制度的に認められたものである。それらすべての子どもに対して社会が提供するべきものである。(島山、2023、p37-38)

同じところにずっといるからいいでしょ？
同じ人がずっと担当しているからいいでしょ？ではない。

パーマネンシープランニングの目標として
保障すべき法的パーマネンシーは・・・
心理的親の元での永続的な養育環境（≠家庭教育優先の原則）
法的パーマネンシーだけでは関係性のパーマネンシー、情緒的パーマネンシーは保障
できない。**こども自身がどのように「パーマネンシー」を考えるのか？**



パーマネンシープランニングからの広がり
アメリカでは新しいこども家庭福祉へ

- 今までの虐待対応：強権介入のみの対応からDifferential Responseへ
 - 裁判所による法的措置から、家族の自主性と意思決定を尊重したFamily Group Decision Makingへ
 - 家族の定義を拡大し、子どもが自分の知っている世界にとどまれる試み
Family Finding→Kinship Care
 - Shared Parenting：里親と実親との協働での養育体制
 - 「児童虐待の発見・保護」→「子どもの安全確認と家族への支援」
虐待対応だけではなく予防としての地域での支援を
Warm Line&Community Navigator
- 

*子どもたちのパーマネンシーゴール達成のためにこれらの新たな取り組みが組み合わされて実施されている(Weigensberg, 2009)



措置解除を迎えるこどもたちが定義する
こんな「つながり」が欲しい
(パーソナル・パーマネンシー)

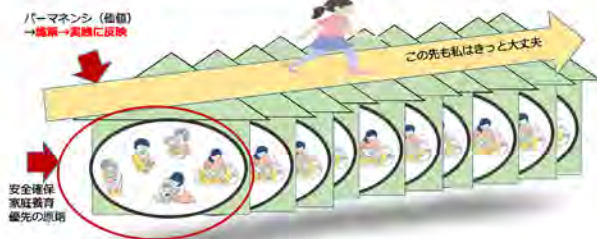
1. 身体的に安全だと感じられる状況
2. 心理的に安全だと感じられる/安心させてくれる状態
3. 無条件の愛情、サポート、受け入れてくれる人
4. 何が何でも自分の立場でいてくれると確信に与えられる人
5. 家来人間という概念、物から離れたい人との安全な関係性
6. 自分自身に対して最も居るべきところと認識されていて、自分のことを信じてくれる人
7. 自分ことごとくまで許さずとさどおしいかなあばおもしろいところと存在になてくれる人
8. 自分が経済的に困った時に助けてくれる。又とはうたらんかいと一瞬に奪ってくれる人



Jim Casey Youth Opportunities Initiative . 2010. Conversations with young people about the meaning of family and permanence during Jim Casey Opportunities Initiative sponsored meetings held between July and December, 2010.

メインシンポジウム「パーマネンシーを踏まえた家庭養護の推進」

システムとして、面（養育環境）と線（パーマネンシー）の両方を連続性を持って支える視点を



イギリスのLifelong links

子どもが大切に思うつながりをずっと持ち続けられるように

- ・イギリスのFamily Rights Groupが発見し、英国とスコットランドの23の自治体（2023年5月時点）で提供されている。
- ・ライフストーリーワーク+ファミリーファインディングス+ファミリーグループカンファレンスのようなモデル
- ・家庭外措置中の子どものいままでのつながり、もしくはこれからつながる可能性のある人達を子どもと共に見つけ出していく（子どもに聴き取りを通して）
- ・コーディネーターは子どもが作ったリストを中心につながりを持ってそうの人たちに連絡して、今後子どもとどのようなつながりが形成できるかを保っていく。
- ・子どもと担当ワーカーと共につながった人達を招いてファミリーグループカンファレンス（子どもはパーティとよぶ）を開き、どのように子どもの人生にとどまるのかを決めていく（月に1回遊びに行く、月に2回、ビデオコールをする・・・など）
- ・子どもの資源ネットワークとして、ケースプランの中につながった人達を含めていく。

<https://www.youtube.com/watch?v=gcnZZpFkiYs>

さまざまなパーマネンシーの考え方 —フランスの場合—

実親やきょうだいのつながりをどうするかは、その子が自分自身で決めることができるように・・・

子どもが一人として成長していけるように、実親の存在と実像を子ども自身で統合できるようにしていく支援である「第三者介入型面談」を通した親子交流（必ずしも家庭復帰を目的としたものではない）



家族維持→大きな意味での「家庭」の維持へ (Family Preservation からKinship careへ)

米国でのFamily preservation model (家族維持モデル)

「(子どもの) 家庭外措置の差し迫った危機にある家族を対象とした家庭外措置の予防を目的とした実践モデル」

「家族維持」：現時点での心理的つながりを持つ保護者（家族の形にはとらわれない）のもとで、子どもが安全に安心して成長できることを目的とした援助の体系（黒山、2015）

→そして、今「家族維持」に・・・

現時点で子どもが心理的つながりを持つ環境（広義の家庭）で、子どもが安全に安心して成長できることを目的とした支援の体系

家庭を原家族を超えて「子どもの心理的つながり」を基盤とした養育環境と考える

= Kinship care（親族だけでなく地域でのこれまでの子どものつながりも含んだ解釈での= kin も含んだケア）つまり、子どものパーマネンシーを大切にしたい家庭支援を展開していくこと。

親子分離が在宅支援かの2択ではない・・・ 養育環境を補填する地続きの支援メニューを —フランス—



最も大切なのは・・・ 誰にとっての「パーマネンシー」なのか？

- 子どもにとって「大切なつながり」を築くのは「プロセス」であり、「一回やったから終わり」の手続きではない。
- 子どもたちにその場で答えを求めるのではなく「じっくり考えてみよう」と思える充分な機会とスペースを提供する。
- 子どもにちゃんと周りの大人が保障すべき「パーマネンシー」について説明すべき。
- パーマネンシープランニングは法的パーマネンシー保障のための仕組みであり、すべてではない。
- システムの変革はあらゆる立場の「Lived Experts(様々な子ども家庭福祉システムを持つ人)」と一緒に考えよう。

子どもに向かい合うために聴きよう。

子どもの意見だけではなく、子どもの「思い」(views) をわが家としよう。

子どもから聴きとるだけでなく、家庭しよう。

そして一緒に考えていこう。

子どもたちが大切なつながり関係を築けるように。

結果、よりたくさんのお話を聞いていけるように。



頼れる大人との「つながり」を 確かなものにしていく実践

- ・社会的養護にいる時から、「様々な大人との出会い」の機会を設ける→メンタープログラム
- ・ゴッドファーザー・ゴッドマザー制度（後見人みたいなもの）
- ・何を誰に頼れるのかを明らかにパーマネンシーバクト



ご清聴ありがとうございました

手探りの中、道を迷わないように

子ども、家族、里親さん、養親さん、実務者、地域の子どもに関わる人たち・・・ありとあらゆる関係者とともに立場を越えて話しあおう、分かち合おう、

そして「パーマネンシー」という価値を

日本の子ども家庭福祉実践全体に根付かせよう！

一緒にものがき届けましょう！



ハタケヤマユカコ

yukakohatakeyama@gmail.com

メインシンポジウム「パーマネンシーを踏まえた家庭養護の推進」

引用·参考文献

- [illegible]

メインシンポジウム「パーマネンシーを踏まえた家庭養護の推進」

シンポジスト

松本 晋治

(大分県福祉保健部こども・家庭支援課
副主幹)

大分県庁のこども・家庭支援課の松本です。私からは「社会的養育推進計画 2025 改定版」を中心に、大分県の取り組みを行政の立場からご紹介させていただければと思います。

まず大分県の紹介をさせてください。全国の地方都市と同様、人口は減少傾向、虐待相談対応件数は増加傾向です。大分県の児童相談所は2カ所+1支所の体制。県北の4市を所管している中津児童相談所、それ以外の14市町村を所管している中央児童相談所、この2カ所体制です。ただ県庁所在地であります大分市の人口が県全体の約4割を占めています。そこで、中央児童相談所の城崎分室（いわゆる支所）を令和4年度に組織化しています。こちら1支所ということで、児童相談所は2カ所と1支所体制になっています。また、児童家庭支援センターは県内5カ所ありますが、大分県の特徴・強みとしては、相談支援に加えて宿泊型の支援を行っています。ショートステイ、レスパイトなど、詳しいご紹介はのちほど古屋さんからいただけたと思います。

そんな大分県の歴史を紐解きますと、近代日本初の児童養護施設（日田養育館）が大分県にできました。今から150年以上前です。できれば、里親を見つけてつなぐ役割も担っていたようです。150年以上前から既に大分県の児童養護施設は多機能化が進み、里親のフォスタリング的な業務もやっていたという歴史的な背景があります。そんな大分県ですが、里親等委託率は都道府県単位で全国の上に位置付けられています。これは児童養護施設協議会、里親会、ファミリーホーム協議会、関係者の皆様方のご尽力の賜物だと考えています。

さて、計画の改定事務を担当した私ですが、県庁に20

年いまして、児童相談所の経験はありません。さらに児童福祉行政の経験も1年未満で素人同然です。この世界にきて、言葉が難しいなとすぐと思いました。今日のテーマのパーマネンシー、フォスタリング、レスパイト、アドボケイト、横文字だらけで一体どんな意味なのか、どういった内容を指しているのかさえ、言葉だけ見ると全く分かりませんでした。そこで、最初の頃の疑問は、子どものための計画なのに子どもに果たして伝わるのかなと思いました。また、児童福祉の分野の内容は社会全体で取り組むべき課題が多い中、子どものみならず一般県民の皆様にも伝わるのかなと。それが最初の頃、すぐ疑問でした。計画改定委員会の中でも同様の意見をいただきました。

そこで、理想とした計画像について、計画のあるべき姿を考えたら、子どもの声をまず反映させようと思いました。それと、子どもと一緒に計画を作っていく、考えていこうと。子どもと一般県民に伝えることができる計画にしようと、計画の改定作業を進めてきました。改定委員会の委員長は大分大学の相澤先生に担っていただきました。相澤先生からも「計画は総力戦。計画を作るときにはいろいろな方々の意見を集めて作るのが一番その計画にとって良い」と。いろいろな方々というのは、子どもも含まれます。そこで5年前に作った現行計画では実施しなかった子どもへのアンケート、子どもへの意見ヒアリング、子ども版計画の作成を行いました。

子どもアンケートについては、小学4年生以上の代替養育中の子ども325名を対象にアンケートを取りました（全年齢県内約450人）。アンケートの内容によっては子どもの負担になることが考えられたので、「これから

メインシンポジウム「パーマネンシーを踏まえた家庭養護の推進」

頑張りたいこと」「大人になってなりたい職業」を最後の設問にして、将来に向けて前向きな気持ちで回答を終えるように配慮しました。結果、85パーセントに相当する275名もの子どもから回答をいただきました。想定していたより回答率が高く、非常にありがたいなと思っています。アンケートから見えた課題として、「代替養育となる理由を教えてくれなかった」と答えた子どもが19名、6.9パーセントいました。一定の子どもがそういうふうを感じていることに驚きました。あと子どもアドボケイト（独立アドボカシー）の取り組みを行っていますが、その認知度が約7割と一番高い状況です。これにも驚きました。アドボケイトという言葉は難しいのによく知っているなど。大分県は国のモデル事業に早くから取り組んでいて、先進的に取り組みをしてきた成果だと思っています。このアンケートから見えた課題への対策はしっかり計画に盛り込んでいるところです。知る権利への配慮や、意見表明等支援事業の利活用の推進などの重要性が見えてきました。

次は子どもの意見ヒアリングです。ヒアリング資料作成にはケアリーバーの子たちにも協力していただきました。ヒアリングは児童養護施設（2カ所）で生活している中学生以上の子どもが対象。子どもアドボケイトも同席し、計画内容が多いので、概要版としてヒアリング資料を再編し、7つのテーマに絞り込んで子どもの負担をなるべく軽減するようなヒアリングを行いました。22名の子どもが参加してくれましたが、最初緊張をほぐすためにカードゲームなどで遊びの時間を設けるなど、7つのテーマごとに、私や相澤先生からテーマの説明をし、ヒアリングを行いました（計7回）。施設によっては意見が止まらず、当初2時間の予定が3時間になったり、子どもたちからたくさんの意見をいただきました。

その意見からの抜粋です。例えば、権利擁護について「自分に関わることを決めるときは、信頼できる施設の職員などに対面で話を聞いてほしい」「子どもアドボケイトの活動はぜひ続けてほしい」。里親については「お母さんと呼ぶのはすごくハードルが高い。ただ、おばさんと言ったら、学校の友達とか周りの目がすごく気になるよ」などがあり、今後里親支援センターによる里親等委託後支援は重要になってくると感じました。また「施

設の小規模化は普通の家庭みたいでいいよね」。逆に「小規模はちょっと嫌だな」「大人数のほうが、たくさん子どもたちと関係性を築けるし友達ができる」など、子どもによって意見にも違いがある。自立支援については、ほとんどの子どもたちから「仕事、お金、学校に進学、卒業できるかで自分は今後困りそう」「身近な人に直接会って相談したい」「会いに行ったり、また来てもらったりして相談をしたい」という声もありました。それらも踏まえ、社会的養護自立支援拠点事業によるアウトリーチが重要であると、計画上の対策として書かせていただきました。

また児童相談所についての意見です。「人事異動などですぐに担当者が変わることが不満」「若い人が担当だと心配だ」「自分のために一生懸命働いてくれる今のワーカーに感謝している」などの意見がありました。また、「市町村とか県庁とか言われても分からない」「そんな難しい話をされても困る」という意見もあり、確かにそうだなと感じました。「ヒアリングでは十分に話せた」「最初は気まずかったけど意外と話せた」という意見もいただきました。こういった意見を全て掲載し、それに対する県の今後5年間の方向性をまとめたところです。

それをどう伝えるのかということですが、現行計画では、概要版と本文の公表に留まっていますが、今回子ども版を作成しました。ボリュームを計画本文の半分以下に抑え、小学校の国語の教科書と同じぐらいのフォント・文量で整理をさせていただきました。さらにその概要版として「とてもやさしい」というものを10枚、主に小学生を想定して作成しました。それと概要版の「やさしい」、23枚のスライドにまとめて主に中高生を対象としたものも作成しました。「とてもやさしい」版ではルビも振って、パーマネンシーという言葉の紹介もしています。子どもたちは「目標」と言っても分からないので「めあて」と書くなどしています。「やさしい」版の一番下には、子どもヒアリングで伺った意見を掲載するなど工夫しました。

行政計画は作成して終わりという傾向がありますが、こども家庭庁がしっかり策定要領に書いていただいていますので、来年度以降PDCAサイクルに基づいて、子ど

メインシンポジウム「パーマネンシーを踏まえた家庭養護の推進」

も会議で子どもたちに伝え、伝えるだけではなく、しっかり子どもが考える時間をとり、その上で子どもたちから再度意見を聴取して、計画・施策への肉付けをしたいと考えています。当事者の意識、計画への参画も含めて、子どもたちには大分県の児童福祉行政とともに進めていく当事者の感覚も持ってほしいと思っています。また一般県民に向けて発信すること。里親月間や児童虐待防止推進キャンペーンなど、10月、11月、特に協力して発信していきたいと考えています。

次はパーマネンシープランです。これまで親から引き取り要求のないケースは施設入所等措置が継続される傾向にありました。その結果、早期に支援すれば家庭復帰できたかもしれない子どもが施設等での生活を継続している。児童養護施設の定員が、いわゆるコンクリート化されている状況を課題と考え、施設措置や里親委託等、家庭外措置をとるケース、原則すべてパーマネンシープランを作成していく方向で、ちょうど1年前に内部で取り決めを行いました。作成に際し、子ども、保護者等の意見を聴取することは当然とし、原則措置後1カ月以内に家族参画会議を開催し、パーマネンシープランの確認等を行います。また定期的に見直しも検討していく。この家族参画会議は、子ども、保護者、それと里親または施設職員、児童相談所など関係者が一堂に集まる会議を想定しています。パーマネンシープランのひな型については、畠山先生の著書を参考にさせていただいています。

1年経過した今、やはり課題が多々出てきています。プラン作成の難しさです。児童相談所の職員に取材して話を聞きましたが、「本当にこの内容でいいのか？」

「経験値の蓄積が今後も必要であろう」という意見がありました。この点は午後の討論会でも紹介をさせていただきたいと思っています。2つ目、関係機関と児童相談所の意見のずれ、調整不足。例えば施設のほうから「家庭復帰はこの子はまだ早い」という話があり、それに対し児童相談所の職員が「もうこれは決定事項です」みたいなものです。これはあってはならないですね。恐らくパーマネンシープランの運用をしっかり児童相談所の中で取り決めをしているが、それが職員に伝わっていないような課題もあります。3つ目、4つ目は、長期措置ケ

ースです。なかなか現況調査に時間を要します。保護者と連絡がとれないケースもあります。また家族参画会議を開くこと自体が難しい。子どもの状況最優先ですので、また保護者が応じないとか、そういったケースも多々ございます。保護者の同意をとる範囲に迷うという声も児童相談所の中にはあり、パーマネンシープランはゴールを3つ設定します。当然家庭引き取り、それがもし無理だったら親族引き取り、さらにそれが無理だったら養子縁組、みたいな感じでゴールを3つ設定しますが、ゴールを何パターンも明示すると家庭引き取りがなかなか進まなくなるなど、実務を運用する中で児童相談所の職員が悩んだり、困ったりしている現状もあります。そんな中、去年登壇していました福岡市の福井さんに来県していただき、様々な研修の機会も設け、1日でも早くレベルアップを図っているところです。

成果も出ています。親子関係再構築支援を早期かつ円滑に実施できること、また何年も滞っていた親子交流が再開したケースも出てきています。4年間お母さんと全く交流のなかった子どもが、つい最近4年ぶりに交流が始まりました。あとは親族引き取りになったケースもあります。プランに基づいて親族里親として、今回2月の里親部会で里親の登録もさせていただきました。こんなふうな、少しずつ成功体験を積み重ねることが大事だと、児童相談所の幹部とも話しています。児童相談所のモチベーションを上げていくことも重要です。

計画改定を経て、今思う課題です。社会的養育推進計画は、家庭維持を目指した地域支援（いわゆる予防的支援）とパーマネンシー保障の追求と実現。両概念に差はないと思うのですが、これが大きな柱の2つだと考えています。そのうちの1つ、予防的支援のところで、市町村計画との連携が非常に難しかったです。策定作業のスケジュールのずれが生じたりした関係で、家庭支援事業の目標設定や取り組み方針の議論の深化が図れなかったと反省しています。県のスタンスは、見守り支援を大変重要だと思っていますので、子育て世帯訪問支援事業、それと居場所、児童育成支援拠点事業、こちら県内全市町村実施の方向で計画は整理していますが、全市町村の足並みが揃っているかと言われますと、まだ策定作業中の市町村もありますのでそこが分からないという状

メインシンポジウム「パーマネンシーを踏まえた家庭養護の推進」

況です。この点、来年度以降、執行段階でしっかり市町村と連携、情報共有が必要不可欠であろうと考えています。

最後のスライドです。パーマネンシー、信頼できる人、いつでも戻れる場所、それは子ども自身が決めること。先程畠山先生に紹介していただいた定義もそっくりそのまま引用し、大分県社会的養育推進計画に掲載させていただいています。県としてもパーマネンシーをそのように定義付けしているところです。

最後に子どもアンケートの抜粋です。これから頑張りたいこと、大人になってなりたい職業。「友達と仲良くなりたい」「ポケモンの勉強をしてポケモン専門店を開きたい」とか良いですね。「人に手を差し伸べられる人になりたい」「好きな人と結婚したい」など、私はこの240人の夢を書いたアンケートを全部読ませていただきました。子どもたちの将来なりたい目標とか夢とか、このために計画を作っているんだ、このための児童福祉行政だとあらためて強く感じました。改定委員会で紹介したところ、「守らないといけない」「こちらにエネルギーをもらえるような内容がいっぱい」と。要するに、子どもたちのパーマネンシーのもう1つは、こういった子どもたちの夢を現実に変えていく支援だと思います。パーマネンシーの追求と実現というのは、我々行政も含めて、このために仕事をしているんだという支援者側のやりがいにもつながっていくと感じています。

子どもたちの声を十分に聞いた上での計画策定、この方向で間違っていなかったと今は感じています。来週、再来週ぐらいに大分県庁のホームページに、子ども版も含めまして計画を公表しますので、本日お集まりの皆様、オンラインの皆様にご覧になっていただきたいと思います。

メインシンポジウム「パーマネンシーを踏まえた家庭養護の推進」

第7回 FLECフォーラム（令和7年3月15日）
メインシンポジウム「パーマネンシーを踏まえた家庭養護の推進」
（第2部）シンポジスト発表資料

大分県の実践（行政資料）

～「大分県社会的養育推進計画2025改定版」のご紹介～

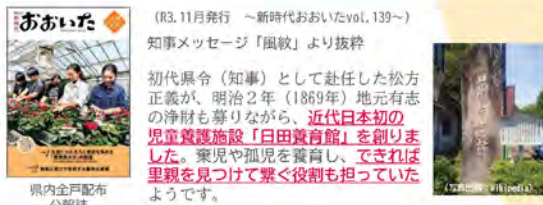


大分県子ども・家庭支援課
松本 晋治

1. 大分県について



2. 歴史をひもとくと



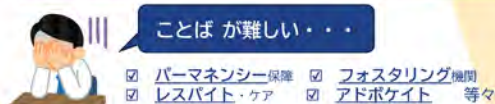
参考 里親等委託率（R4）：全体 39.4%④ 3歳未満 64.3%②
児童養護施設協議会＋里親会＋FLEC協議会＝「社会的養育連絡協議会」が4/31発足

このような歴史を持つ大分県の実践を、
「大分県社会的養育推進計画2025改定版」（3月末公表予定）
に基づきご紹介させていただきます。

3. 誰のための計画？

改定事務を担当した職員：

児相経験ゼロ＋児童福祉行政経験1年未満 / 県庁20年



最初の頃の疑問

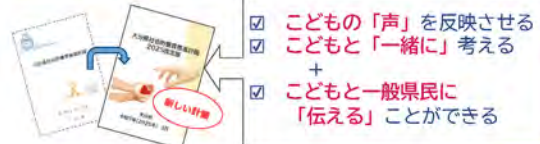
- 子どものための計画なのに、子どもに伝わるのか？
- 社会全体で取り組むべき課題が多い中、子どものみならず、一般県民に伝わるのか？（社会的養育関係者以外）

＜計画改定委員会＞

子どもにもわかるような言葉で、みんなが共通（理解）しないと、実現には繋がらないんじゃないか。それはとても大きな問題、大事なことだ。

4. 理想とした計画像

計画のあるべき姿を考えたら・・・



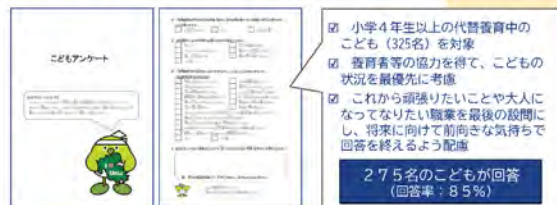
大分県社会的養育推進計画改定委員会 相澤委員長（大分大学特任教授）

私、こういう計画を作るのは、いつも心がけているのが協力体ということ、いろんな方々の意見をまとめて作るのが一番その計画としては良い計画ができるということ。子どもの意見を取り入れ、子ども版を作るよ！

現行計画（2020年計画）では実施しなかったこともやっつけよう！

子どもアンケート 子どもヒアリング 子ども版計画の策定

5. 子どもの「声」～子どもアンケート

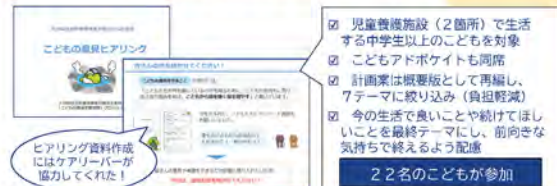


アンケートから見た課題【一例】

- 「代替養育となる理由」を教えてくれなかった子どもが19名（6.9%）
- 「代替養育となる理由」を教えてもらったが、不安になった 26名（13.7%）
- よくわからなかった、もっと詳しく説明してほしい 各13名（各6.8%）
- 「子どもアドボケート」（独立アドボカシー）の認知度は69.5%（最多）

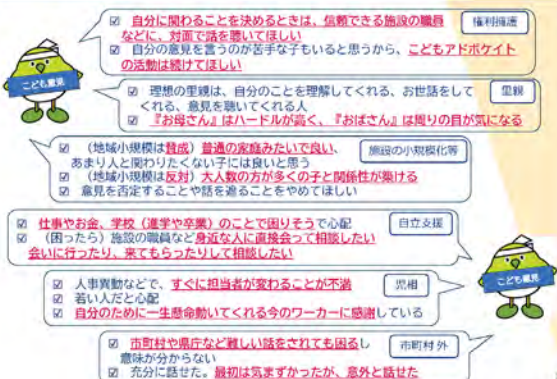
知る権利への配慮徹底 + 意見表明等支援事業の利活用促進

6. 子どもと「一緒に」～子ども意見ヒアリング



「流れ」遊び→（テーマ説明→ヒアリング）×7つのテーマ
意見が止まず、時間を超過した施設も（2→3h）

7. 計画に対する、子ども意見（抜粋）



メインシンポジウム「パーマネンシーを踏まえた家庭養護の推進」

8. こどもと一般県民に「伝える」～公表体系

※令和7年第1回定例県議会開会後（3月下旬）公表予定



9. こども版概要 ～とてもやさしい～ ※一部

6 パーマネンシープラン (安定した生活を目指す計画) のこと

- 児童相談所では、虐待や児童虐待などで暮らしている子どもたちみんなの幸せを願って、ひとりひとり「パーマモン・シープラン」を作り出します。

計画が目指すこと

- パーマネンシーという言葉は難しいですが、簡単に言うとう、
 ことをずっと覚えて、ずっとたときに助けてくれる大人が
 いること、安心して、すごされれる場所があること。
 それは、ことも本人が決めてよいのです。
- 「いつでも戻れる」「そこにいて良い」場所を一緒に考えましょう。
 「いつでも帰れる」「いつでも良い」人とのつながりが大事にできます。
- 



ゆあて

- ① 児童相談所では、こどもや保護者、里親、施設の職員などとのチームワークのもと、パーマネンシープランを作っています。

10. こども版概要 ～やさしい～ ※一部

第7 家族以外のケアが必要なことのための安全で安定した生活を守る取組

1. 仕組みと役割

- ・令和4年の児童福祉法改正：親子の関係を再構築するための新たな仕組みを導入。油町村が家庭訪問やこども家庭センターの設置によりサポートを強化。こどもの家庭環境を支援するための取組を県が実施。

第7-1 児童相談所のサポート体制強化に関する取組

1. これまでの取

- ・この内容は国の方針に基づき今年から新たに追加したもの。

2. 地域の現状と課題

- [illegible]



3. 今後の整備・取組方針

- ・積極的な声かけ：園員がスムーズにこどものケアを行えるよう経験を共有させる。



(詳しくは、この巻本文のP27~29を参照)

11. 作って終わり、ではない



12. パーマネンシープラン、開始（令和6年度～）

※令和6年3月「今後の親子関係支援・再統合支援について」大分県児童相談所会報資料。抜粋

- ④ これまで、**難から引取要求のないケースは施設入所等措置が継続される傾向**にあり、その結果、**早期に支援すれば家庭復帰できたかもしれない**こともが施設等で生活継続

⑤ **家庭外措置（施設、里親等）**をとるケースについては、**原則すべて援助指針（パーマネンシープランを含む）を作成**

⑥ **作成に際しても、保護者等の意向を聴取**（たとえばゴール1に達せなくても）**ことも自身の責任と受け止めること**のよい最大限配慮が必要

⑦ 援助方針会議にて**パーマネンシープランを確認**

⑧ **原則、措置後1か月以内に家族参面会議（※）を開催し、パーマネンシープランの確認等を行う**

⑨ （※）この間、保護者、里親又は施設職員、児童相談所

⑩ **定期的（3～4か月1回程度）に児童見しの検討**

様式：取組の参考にさせていただきます



13. パーマネンシープラン、1年経過した今

< 返回 >

- ② **プラン作成の難しさ** ⇒ この内容で良いのか…経験値の蓄積が必要
(新規措置ケースは地区担当、長期措置ケース(概ね2～3年以上には措置児童支援班が作成))
 - ③ **関係機関と光栄との意見の一致、調整が不定** ⇒ 家庭内では指し合い vs 決定事項
 - ④ **長期措置ケースは現況調査に時間を要する** ⇒ 保護者と連絡がとれないなど
 - ⑤ **家族参画会議を開く(1か月以内に)こと自体が難しい**
⇒ こどもの状況、保護者があじないなど
 - ⑥ **保護者の同意を徹底するに苦労** ⇒ ゴール1のみをずるのゴール?
- ※ 福祉計画(「福祉子どもと東洋村」)に基いてたまたま研究会も志津(R5、R6)

※福井さん（福岡市/こども家庭庁）にお願いいただき研修会も実施（R5、R6）

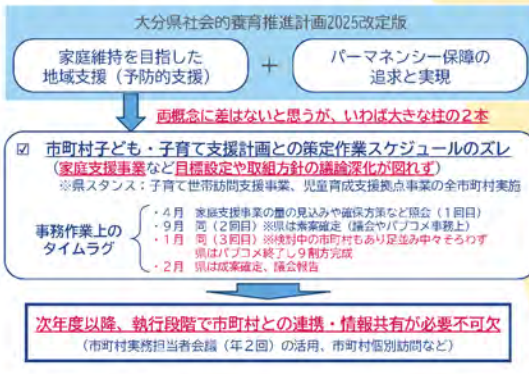
＜成果＞ ※これまでの援助指針などと比較して

④ 棋完時点: ①ゴール達成条件 ②達成に向けた主観内容 ゴール到達! 其後が

- ② 指導時点で、①ゴール達成条件、②達成に向けた支援内容、③ゴール見直し基準が明強化し、③保護者やこどもを含めた関係機関と共有できるため、**親子関係再構築支援を早期かつ円滑に開始できる**
- ④ 何年も滞っていた**親子交流が再開**したケース
- ⑤ **親族引き取り**となったケース（プランに基づき親族甲親2組受録 ※2月前会）

成功体験を積み重ねることが大事（恩相王手ベーション）

14. 計画改定を経た今思う課題「市町村計画との連動」



15. 「信頼できる人」 + 「いつでも戻れる場所」 + 「？」

- 5 あなたが、これから頑張りたいことや、大人になってやりたい職業（仕事など）を教えてください。 ※こどもアンケート抜粋
- ・ 友だちと仲良ししたい
 - ・ みんなにやさしくできる人
 - ・ ポケモンのペンさようをして、ポケモンせんもんてんをひらきたい
 - ・ 警察官になりたい、人を助け、誰かの恩人になりたい
 - ・ とりあえずアルバイトを見つけないです！
 - ・ 大人になって、車の仕事やりたいです。好きな人と結婚したい
 - ・ ひとにてをさのべられる人になりたいです
 - ・ 医学者になって困った人を助けることをしたい、私みたいにこまったり、大人とよくしゃべらない人の話を聞いてあげたい
 - ・ 人の役に立つ仕事
 - ・ まだまづかっています！
 - ・ 陸上で、ゆうしょうすること
 - ・ がっそうでくこをがんばりたい
 - ・ 農家一択！
- 240名+α
の希望と夢
- ＜計画改定委員会＞
- 
- 

240名+α

守らんとはいかな。こちらにエネルギーをもらえるような内容がいっぱい、しっかり支援していきなさいいけない、励みになりますね

ご清聴いただきありがとうございました

メインシンポジウム「パーマネンシーを踏まえた家庭養護の推進」

シンポジスト

古屋 康博

(社会福祉法人清浄園 理事、
児童養護施設清浄園 施設長)

大分県の古屋です。私は児童家庭センターや児童養護のフィールドで働いていますが、地域での見守りという言葉をととてもよく聞く中で、その解像度が低いというか、実際地域の中で子どもたちがどういった暮らしをしているんだろうと思います。虐待相談件数が20万を超える中、分離されるケースが約2パーセント。残りの98パーセントの子どもたちがどのような生活をしているのかが、私の中の課題というか、そここのところの解像度を上げる取り組み、そこで暮らしている子どもたちの、元当事者から話を聞いたときに「逃げたかった」「助けてもらいたかった」などの声を聞くと、こういった子どもたちの声に応えるシステムを作りたいというのがあります。その中で考えているのが、親を助けながら子どもと一緒に生きていくという方法で、先程松本さんから説明がありましたが、私たち社会福祉法人では2カ所児童家庭支援センターがあり、そこに子ども第三の居場所をセットして運営をしております。

大分県内に5カ所児童家庭支援センターがあるのですが、どこも見守り支援事業のアウトリーチ、ショートステイ、居場所支援、子どもや家庭に対しての直接的支援だったり、具体的生活援助を実施していくフレームワークでやっています。

先ほど、畠山先生にもありましたが、家庭養育側からのパーマネンシー保障をどうやって提供していくか。私たちが対応している子どもは、逆境的小児期体験があり、そのような子どもに対して直接的な支援、ショートステイ、居場所支援、あるいは保護者に対しての具体的な援助、見守り支援事業を通して、家庭維持、子どもの社会的親・心理的親につながれたらいいという目的でやっ

ています。大分型児童家庭支援センターの特徴として、通常は相談支援機能がメインになりますが、加えてアウトリーチ支援や子どもへの直接的支援、在宅支援の3本柱でありますショートステイ、訪問サービス、デイサービスを相談支援と一体的に提供していく、いわゆるハイブリッド支援でやっていっています。子どもに対しての直接的支援と保護者への具体的な生活援助を行うことにより、信頼関係が芽生え、私たちが子どもたちの援助希求を促す存在になり、それが子どもたちにとってのロールモデルとなり、社会的親としての存在につながるという見立てでやっています。これはまさに児童養護施設が入所児童に対し、これまで展開していたものを地域の子どものたちに対して展開、提供しているということになると思います。衣食住、信頼関係、権利擁護、ファミリーソーシャルワーク、心理的ケア、自立支援、実家機能、こういったものを子どもたちに提供していきたいと思っています。

これまで養育は家庭養育と代替養育と、主に2つに分かれていたと思います。そここの間の部分、いわゆる補完養育だと思っていますが、そこをやっています。これがそのスキームの図になりますが、関係機関が要支援家庭を発見し、児童家庭支援センターにケース紹介、サービスを委託して、われわれが見守り支援事業でアウトリーチ支援し、そこで子どもと家庭のニーズを把握し、ショートステイ、居場所、ホームヘルプサービスを通じて関係構築を行い、それが子どもや家庭にとっての法的体系になって、家庭維持や社会的親につながるんじゃないかという見立てです。

ではなぜ社会的親支援が必要なのか。うちの2カ所の

メインシンポジウム「パーマネンシーを踏まえた家庭養護の推進」

児童家庭支援センターが関わっている364名、児童養護施設も加えた子どもたちの逆境的小児期体験の数を数えていきましたが、施設は当然高い数値が出てきており、居場所やショートステイを利用している子どもたちも遜色ない数字が出てきて、特に居場所を利用している子どもたちの逆境的小児期体験の数を数えると、親との分離体験があり、それに加えネグレクトや親の精神疾患や心理的虐待が行われているということが分かりました。今度はサービスごとに、ショートステイ、見守り支援、施設、サービスごとに逆境的小児期体験の数を数えていきましたが、黄色の数字に着目してもらうと、これはショートステイなんですね。ネグレクトの世帯はショートステイの利用が少ないことが分かりました。というのは、ショートステイの制度は親の申請作業がどうしても必要になってきますが、ネグレクト家庭はショートステイの申請もネグレクトしていることがこの数字によって分かりました。

そういった逆境的小児期体験を持っている子どもたちに対し、それを保護する体験、保護的・補償的体験、解毒する体験が必要だと思いますが、大きく分けて関係性、環境、経験だと言われていて、この中で私たちは家庭内の体験として十分な食事と安全な住居、家庭外の体験として援助や助言が必要なときに信頼し頼ることができる親ではない大人がいること。つまり心理的、社会的親を、児童家庭支援センターの活動を通じて提供していきたいと思っていて、これが先程のスキーム図の事業になります。見守り支援事業のアウトリーチ支援、左上の見守り支援事業を通してニーズを把握して、ショートステイ、子育て世帯訪問事業、子ども第3の居場所につなげています。子ども第3の居場所の小学校の女の子が大人にハグしている写真がありますが、運動会や授業参観に私たちが行くんですね。そうすると職員を目掛けて子どもたちがやってくる。保護者がなかなか参観であったり運動会に来れない世帯が多くなってきているということと、そういった活動を通じ、保護者、家庭とSNSでつながって継続的な支援につなげていくということを行っています。

これはうちの職員にインタビュー調査をして私たちの支援をまとめたものですが、保護者支援と直接的な支援

を並行して行っていくことにより、子どもとのアタッチメント関係が成立し、相談が大人に対してできたり、実家機能として存在していたりとか、こういった流れは児童養護施設が子どもたちに対して提供している流れであり、逆に利用児童にもインタビュー調査をして「あなたにとって児童家庭支援センターや居場所はどんな場所なんですか？」と聞いたとき、いろいろな回答を子どもたちがしてくれたのですが、そこで分かったことは親身になってくれる人、つまりスタッフがサービスを通じて生活の安定を図ることによって子どもに安心感が芽生え、その子らしさや自身の成長が芽生えていく。同時に保護者支援も行っていけないと、保護者からサービスを切られてしまったら続いていけないところがあるというのが分かりました。

居場所に来ている子どもたちに対して効果測定を行ったんです。そのときに分かったことがあって、子ども自身が感じている困難さが減ってきたことと、学校生活であったり家族関係が改善していると子ども自身が感じているのが分かりました。あと本人希望のショートステイが全国的に進んでいかないとされています。私たちの児童家庭支援センターでは全児童の5パーセントぐらいが本人希望のショートステイですが、子どもが利用を希望することと、保護者が利用を拒まないことが、サービスを通じて、児家セン職員と親と子どもの関係形成ができていないと証だと思っています。

次に課題です。サービスが基本的に親の申請に基づくものなので、親が拒否的な場合、子どもに届かないところがあり、そのために利用措置、勧奨の制度ができたと思います。しかし、実態はどうなのかというと、現状サービスがありますが、到底カバーできていないぐらいのニーズがたくさんあることが分かっています。あと地域で暮らす子どもほど、意見表明支援のシステムが必要だと思っています。大分県では今回の推進計画の改定作業のとき、来年度から児童家庭支援センターの指導委託の子どもも意見表明等支援事業の対象になっています。続いて地域の課題です。これが一番大きいと思いますが、親子を助ける、子どもと一緒に生きるすべはあるのか。地方に行けば行くほどサービスの提供体制が整っていない、地域格差、親子関係再構築支援、先ほどの家族再統

メインシンポジウム「パーマネンシーを踏まえた家庭養護の推進」

合のとき、地方のサービス、受け皿、担い手不足など、上手いかなと思っています。大分県では、大分県の補助によって見守り支援事業を全県的に実施して、かなりの効果を得ていると思います。あとサービスそのものは準備されていますが、実績がないというのが結構あると思います。サービスの有無だけではなく、実績数も調査してほしいと思います。

あと制度、政策の課題として、本来家庭支援が最も優先されるべきだと思いますが、まだまだその体制が整っていない、インセンティブの仕組みができていない。児童家庭支援センターを運営していくにあたり、メニューの単価が非常に細かくて、これをどうやって積み上げていくと運営できるのか。そのモデルを国として作ってほしいと思います。児童家庭支援センターの課題としても、宿泊型支援は大分県は進んでいますが、本当に大変なんです。身体的、精神的負担がかなり強いものがあるので、なかなか本来業務ができなくなったりするので、現状逆インセンティブが働いています。政策的に誘導してもらえ制度を作っていただければと思います。児童家庭支援センターはこれまで地域の間隙に対してフレキシブルに、タイムリーに対応してきたと思いますが、児童家庭支援センターが制度からこぼれ落ちている現状があります。子ども家庭ソーシャルワーカーの加算、児童家庭支援センターはなかなか今とれていないところがあるので、措置費制度のほうに入れていただければと思います。

最後に、本当に大事なことは、パーマネンシー保障は代替養育の文脈だけではなく、地域で暮らす子どもの文脈からも必要ですし、子どもにとって、共に生きようとする大人がどれだけいるのか。それが子どもたちの人生を支えていくことになります。そういった環境を社会で作ってほしいと思います。

メインシンポジウム「パーマネンシーを踏まえた家庭養護の推進」

第7回FLECフォーラム

パーマネンシーを目指す
子ども家庭支援

～「家庭維持」「社会的親」の視点から

社会福祉法人 清浄園 理事
児童養護施設 清浄園 施設長
児童家庭支援センター「和(やわらぎ)」センター長 古屋 康博

2025.3.15

「地域での見守り」実態はいかに

- 「深刻な状況に置かれていることが明らかでも、十分な支援もないままそこの生活を続けるケースがほとんど」「家庭の中で子どもに耐えさせ、頑張り任せてきた」「子どもに届かない支援」
- 元当事者:「逃げたかった、助けてもらいたかった」「親も助けてほしかった」「一緒に生きてくれる人が見つかる場所であってほしい」

これらの声に応える社会的養育システムを作りたい

「親を助けながら、子どもと一緒に生きていく」

家庭養育支援によるパーマネンシー保障

逆境の小児期体験のある子ども → 直接的な支援 → 家庭維持？
(ACEs) → 社会的親？

※「社会的親」：親以外で子育てに関わる特定の人物で、児童の安全基地として存在し、心理的に充足させることができる人(綱野 2002)

- 大分県児家センの特徴 → ハイブリッド支援 = 「相談機能」 + 「アウトリーチ + 直接的な支援：在宅支援3本柱 (SS/HS/DS)」を実施
- プロセス：直接的支援 + 保護者支援 → 信頼関係 → 援助希求を促す存在 → ロールモデル/社会的親としての存在・・・児童養護施設が入所児童(家庭)に展開していたもの(衣食住/関係性/権利擁護/FSW/心理的ケア/自立支援/実家機能)を地域の子ども家庭に提供(補完養育)

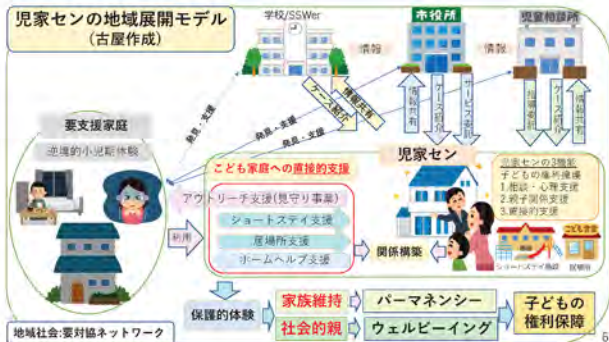
5

「地域での見守り」実態はいかに

- 「深刻な状況に置かれていることが明らかでも、十分な支援もないままそこの生活を続けるケースがほとんど」「家庭の中で子どもに耐えさせ、頑張り任せてきた」「子どもに届かない支援」
- 元当事者:「逃げたかった、助けてもらいたかった」「親も助けてほしかった」「一緒に生きてくれる人が見つかる場所であってほしい」

これらの声に応える社会的養育システムを作りたい

「親を助けながら、子どもと一緒に生きていく」



2

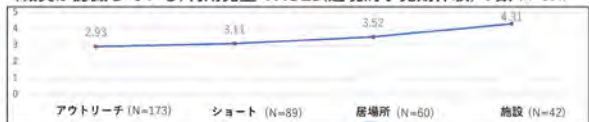
5

社会福祉法人 清浄園 における 社会的養育施設

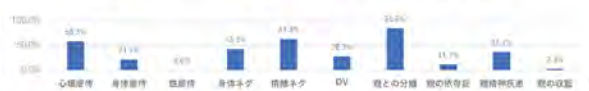


なぜ「社会的親」支援が必要か？

(職員が認識している)利用児童のACEs(逆境の小児期体験)の数 (N=364)



居場所利用児童の(職員が認識している)ACEs N=60



7

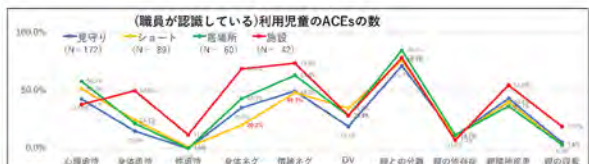
大分県内の児家セン設置状況



県内の児家センの在宅支援機能

センター名	本体施設	所在地	アウトリーチ(見守り支援)	ショートステイ(緊急レスポンス)	居場所	子育て世代訪問支援	その他
Parnem	光の園	別府市	○	○	○(児童館)	○	総合支援拠点
やわらぎ	清浄園	中津市	○	○(親子可)	○	○	子ども食堂/FP
ゆずりは	森の木	大分市	○	△(本体施設)	○(不登校)	○	生活困窮者支援
HOPE	森の木	佐伯市	○	○	○(不登校)	○	子育てサロン
ひなた	清浄園	日田市	○	○	○	○	子ども食堂/FP

4

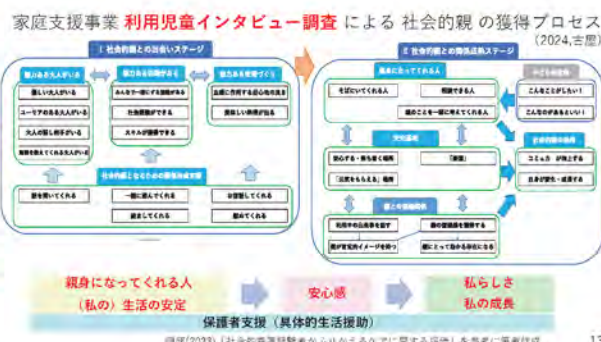


PACEs: 肯定的な感情を生み出す基盤となる子ども期の体験

- 家庭内の体験
 - 直前に無条件に愛されること
 - 十分な食事と安全な住居
 - 家庭の中の明確で公平な決まりや約束事
- 家庭外の体験
 - 援助や助言が必要ときに、信頼して頼ることができる親ではない大人がいる(社会的親)
 - 少なくとも1人の親友を持つ
 - 必要なことを教えてくれる学校への通学
 - 定期的に誰かを援助した体験(ボランティア等)
 - 組織的なスポーツや体育活動への定期的な参加

8

メインシンポジウム「パーマネンシーを踏まえた家庭養護の推進」



基本的な生活習慣を身につける

【居場所利用児童の状況】基本的欲求の未充足

子どもたちの現状

- △ 当初は、みんなが、枯渇状態
- △ 対人関係の距離感が不安定
- △ 家で満足に食べていないためガツガツ食べる
- △ 入浴習慣がなく髪の手がベタベタしている
- △ 同じ服を着ている(家庭内で異臭で衣類うう)
- △ 歯や爪の拭き残しがある
- △ 歯磨きの習慣がないため虫歯が多く、未治療
- △ 宿習の習慣がない。連絡帳が未記入

居場所での取り組み

- ✓ 時間の共有
- ✓ 遊び支援、関係性支援
- ✓ 食事支援（「満腹主義」）
- ✓ 入浴支援（洗髪、洗体、ドライヤー支援）
- ✓ 洗濯支援
- ✓ 歯磨き支援
- ✓ 宿題支援、学校との連携

居場所児童の効果測定 (SDQ:子どもの強さと困難さ、子どものOOL)

SDQ (子ども調査)

N = 40

	強さ	困難さ				
	向社会的性	多動性	情緒面	行為面	仲間関係	合計
開始時	6.78	4.07	5.37	3.62	3.81	16.88
3ヶ月後	6.68	4.06	4.48	3.00	3.68	15.23
半年後	6.69	2.92	4.38	2.70	3.03	13.03

子どものQOL（子ども調査）

	身体の健康	精神の健康	自尊感情	家族	友達	学校生活	合計
開始時	81.17	81.32	66.48	68.68	78.63	59.84	436.12
3ヶ月後	73.86	78.33	69.55	69.53	76.25	62.26	429.78
半年後	71.75	71.25	67.37	72.25	78.75	69.29	430.68

職員インタビュー調査による、要支援児童の社会的親の獲得プロセス
(2024,古屋)



本人希望のショートステイ利用促進のために

利用につながる条件

- ・子どもが利用を希望する
- ・保護者が利用を拒まない

本人希望ショートの利用が促進されるためには、
予め子どもとの関係形成が必要

子どもは、知らない場所・人がいるとことには、なるべくなら行きたくはない、しかも既存の集団が形成されている場所は尚更

ならば、子どもにとって、関係ができていない人がいる場所、そして、ショートステイの実施場所が大集団ではなく個別対応してくれる場所であれば、子どもは大きな抵抗感をさないのではないかと、プラス、親にとって自らの家庭を助けてくれたことがある場所なら、信頼して子どもを預けることができるのではないかと

課題 1：実践上の課題

- ・ 援助希求力薄い、困り感ない、支援拒否家庭など繋がりにくい家庭への支援。サービスが基本的に親の申請に基づく実施となるため、親が拒否的な場合は子どもに届かない。利用勧奨・措置の実態はいかに
- ・ 要支援児童は、大人の関わり方に「枯渇」しており、ニーズを満たすためには多くの支援量(人/時間)が必要であるが、大人が関わる絶対量、そしてスキルが不足している。現状ではニーズをカバーできていない、社会資源や大人など「**社会的親**」に出会う仕組み・仕掛けが必要。
- ・ 居場所支援は小学生中心のため、高年齢児は支援が途切れやすい（家庭の養育力に欠ける場合、不登校に）。**高齢児の居場所も必要。**
- ・ 家庭で暮らすこともこそ、意見表明を保障する仕組みづくりが必要。

メインシンポジウム「パーマネンシーを踏まえた家庭養護の推進」

課題2：地域の課題

「親・子を助ける」「子どもと一緒に生きる(過ごす)」術はあるのか

- ・子どものニーズはあるが、地方のサービス提供体制が整っていない。
- ・「もっと助けを求めているんだよ」とのメッセージを伝えている反面、実社会ではサービスに地域差があり、相談者の地域にない場合が多い。
- ・再統合後支援の困難さ、保護解除/家庭復帰後の不調多い、地方に行けば行くほど家庭維持支援が困難。パーマネンシー保障の理念を取り入れても、地域に支援の制度/受け皿/担い手がないとうまくいかない、福岡市の好例。※大分では県補助により「見守り支援事業」全県実施
- ・サービスそのものはあるが、実績のない自治体は多い、基礎自治体に対する調査の際に、実施有無だけでなく、実績数も調査してほしい。

制度のはざまに 対応する「児家セン」が 制度のはざまに こぼれ落ちている現実

児童養護・里親支援センターにあって児家センにないもの

- ・社会的養護処遇改善加算
- ・社会的養護従事者処遇改善加算
- ・民間施設給与等改善費加算
- ・こども家庭ソーシャルワーカー資格取得促進加算
- ・「施設機能強化推進費」

児童養護/里親センターの
各相談員/心理と
児家センの相談員/心理
の職務の違いって何？

児家センを置いてけぼりにしないで

“やりがい搾取”？

評価システムを導入した上で
措置費制度に

21

課題3：制度政策の課題（過去FLEC演者の発言から）

- ・「まずは実親のもとで、次が里親、3つ目が小さい施設となったが、優先されるべき1番目が今もまだ不安定なままである」（上鹿渡）
- ・「実際、介護や障害は、大きな制度的な対応で乗り切ってきた。社会的養護も、資源の再分配を引き起こす、制度的対応が必要」（藤井）
- ・「社会的養育施設をソーシャルワークと入所とを包括的に実施するセンターとしてに規定し、ソーシャルワーク事業に思い切った配分を行って、施設や民間機関が取り組むインセンティブとしては」（柏女）
- ・「メニューの単価が非常に細かい、どうやってこれを積み上げたら事業運営できるんだろうという、細分化された予算、包括的に予算を活用できるようなモデルを国において示して」（巻尾）

18

最後に・・・ほんとうに大事なことは

パーマネンシー保障は、社会的養護で暮らす子どもの文脈だけでなく、地域で暮らす子どもの文脈からも必要

「ともに生きようとする大人が、子どもにとってどれだけののか、それがおそらく人生を支えいくことになる」（元当事者の声）

児家セン・家庭支援事業の予算

児家セン部分	
・児童家庭支援センター運営事業	12,546千円～
・地域連携担当職員加算	2,372千円 児家セン2名制村連携加算も182千円
・指導促進事業	114千円/月
その他事業部分	
・支援退所児童等見守り強化事業	10,022千円
・児童育成支援拠点事業	15,854千円～
・子育て世帯訪問支援事業	1.5千円/時間
・子育て短期支援(ショート)事業	5.5千円/日(中津市の場合)
2人のこどもを365日間ショートステイ対応した場合の委託料	
計算式：2(人) × 365(日) × 単価5,500(円) =	

19

課題4：児家センの課題

- ・少ない職員で多くの取組を実施している、職員の絶対数が足りない。
- ・法制上、預かり支援を行う体制ではないなかで、特に宿泊支援（ショート/里親レスパイト）が常態化すると、職員の身体的/精神的負担が強くなり、本来業務が圧迫される(タイムスタディ調査より)、ショートは在宅支援の切り札だが、地方はショート里親も少ない。
- ・現行体制では、職員に過度の負担を強いており、全国に標準化していくことは困難。現状では、逆インセンティブが働いている。
- ・「支援を要する子どもがいる、誰かが踏ん張らなければ」と職員を鼓舞するが、深夜の緊急対応も多く、働き方改革と逆行する現場。児家センは制度のはざまに落ちている(補助金による不安定な運営体制)。

20

メインシンポジウム「パーマネンシーを踏まえた家庭養護の推進」

シンポジスト

西尾 寿一

(東京都福祉局子供・子育て支援部長)



東京都の西尾です。私はパーマネンシー保障に触れながら、今東京都の施策について、どんなことをやっているかをお話させていただきたいと思っています。

まずパーマネンシーですが、わが国ではまだこの言葉は定着しきっていないということから、社会的養育推進計画を策定するにあたっていろいろ悩みました。羅針盤となるのは、畠山先生の著作で大変参考にさせていただきました。要するにこどもと大人との永続な関係とは、単に時間軸でなく、子どもが納得感を感じる関係性の構築だと思っています。この納得感というのは、計画の策定にあたり、児福審の議論の中で、ケアリーバーである田中れいかさんから聞いたキーワードですが、心理的な親と非常に重なるのかなと思います。都の社会的養育推進計画においても、支援の主体が変わったとしても、子ども中心の切れ目ないケースマネジメントをすることが重要だと改めて思います。

このことを踏まえて、東京都の取り組みを4つの柱からお話します。1つは推進計画についてです。もう1つは都の新たな児童相談体制についてです。さらに、パーマネンシー保障のもう1つの視点は家庭支援だと思えますが、重要なのは予防的支援をしっかりやるということです。この予防的支援という言葉は非常に耳障りのいいものですが、本気でやろうとすると本当に大変な取り組みだと思っています。これは3つ目。最後は、パーマネンシー保障を支える人材育成、この4つを話したいと思っています。

まず推進計画ですが、パーマネンシー保障と家庭養育推進の原則というのが2つの理念的な柱です。具体的なトピックスとしては、人口減少の中で東京都においては

代替養育を必要とする子どもたちが、今4,446人いますが、5年後は4,500人と推計しています。また、里親の委託率、これが一番目立つ指標なんですけれども、私どもとしては5年前に37.4パーセントという里親等の委託率の目標を立てていますが、現在17.5パーセントにとどまっており、全国の平均25パーセントに比べてかなり低い。苦戦をしながら、さらに目標を高くするのはなかなか難しいということで、37.4パーセントは据え置きにしました。あとで長田さんから話がありますが、フォスタリング機関の力を最大限活用し里親支援を充実しながら引き続きやっていきたいと思っています。

計画では、9つの目標を作りました。目標1は、子どもの権利を主体として尊重することとして、意見表明等支援員の導入等を盛り込んでいます。目標2は、パーマネンシー保障の考え方、つまり予防的支援の話です。目標3はフォスタリング、家庭と同様の環境の推進です。都の児童相談所は10カ所ですが、現在、順次1カ所ずつフォスタリングを民間法人にお願いしており、7カ所まで設置されています。来年度は3カ所追加されて全所の設置が完了します。まずはフォスタリング機関での支援を充実しそのあと、里親支援センターについてどうやって移行するかを検証をしながら考えていきたいと思っています。

グループホームは今都内に196カ所ぐらいありますが、なかなか増えないんです。なぜかという、法人のみなさんからは、人材が足りないのだと聞いています。

次、心理・治療的ケアです。ご案内の通り、代替養育を必要とする子どもの中で、ケアニーズの高い子は非常に多くなっており、81.3パーセントが個別ケアが必要な

メインシンポジウム「パーマネンシーを踏まえた家庭養護の推進」

児童となっています。東京都には心理治療施設がありません。その代わり、専門機能強化型児童養護施設と呼んでいます。東京都独自にケアワーカー増の配置と、非常勤の専門医師の配置を行い機能強化して対応してもらっています。40カ所の児童養護施設で実施しています。それに加えて、児童相談センター治療指導課があり、ここに医師を複数配置して都全体のケアニーズの高い児童への支援のバックアップを行います。さらにもう1つ、児童自立支援施設が事実上ケアニーズの高い子どもの受け皿になっている現状があります。来年度は心理職を増配置して、心理・治療的機能の強化に努めたいと思っています。

目標6は、協議会を作るということで、ここでは来年度、対象者の調査を考えております。次の児童相談体制の強化についてはあとで触れます。

目標8の地域維持保護の支援体制の強化です。東京都は一時保護所のひっ迫状態が続いています。定員に対して100何十パーセントというのが常態化しています。です。今後、一時保護所の新設を考えていますが、ひっ迫状態の中で支援を充実していくには、支援者、保護所の人員の強化は不可欠になります。実は、この推進計画の目玉なのですが、平成7～18年（11年間）にかけて、一時保護所の職員の数を、現在の169人に対して倍増する内容を盛り込んでいます。以上、推進計画では、こうした9つの目標で挙げています。

次は東京都の児童相談体制についてです。ご案内の通り都内では希望する特別区が区立児童相談所を順次設置しております。4月に文京区さんが児相を作ると10カ所、それにプラスして都の児相が10カ所で、合計20カ所で都内の児童相談体制を支えています。しかし俯瞰してみると、この限られたエリアにこれだけ児童相談所を設置する自治体が混在しているわけです。その一方で、大都市特有の「トー横問題」や、「赤ちゃんポスト」を都内でやる動きもありまして、こういった大都市で一体的にやるべき課題にどうやって対応していくのか。その処方箋として、東京都は現在、区立児童相談所とともにこれから協定等を結び、児童相談センターという中央児童相談所がありますが、ここを機能強化して区立児童相談所、区市町村の子ども家庭支援センターも含めて、全体

を総合調整する体制を作ろうと思っています。誤解を恐れず言えば、中央児童相談所的な機能を強化して都全体の底上げをしていこうという試みです。3つの柱がありますが、1つは総合連携担当の設置。ここで取組みの切れ目を作らないための業務の標準化をしっかりとみんなで点検していこうということ。さらに困難事例をバックアップする機能も作っていきます。真ん中のところは研修機能の強化で、都と区で共同で人材育成をしていこうと考えています。一番右は先ほどふれた治療指導課です。ケアニーズの高い児童への支援強化のため、来年度は医師を6人まで増員し、施設へのコンサルテーションをやっていきたいと思っています。もう1つ、入院が必要な子どもについては、入院先を円滑に見つけるために、連携病院をつくりたいと思っています。課長2、課長代理4増員しているというのは、われわれの本気度を示しています。

次は予防的支援です。予防的支援については、令和2年に児童福祉審議会でテーマとして取り上げて、答申をいただいております。その際、本気で予防的支援をやるにはどうしたら良いか。エビデンスを持った支援を展開せよという意見をいただきました。東京都の医学総合研究所に西田淳史先生という疫学の先生がいらっしやいまして、この方が精神医学にも精通し、虐待の予防的支援にも関心があることから相談しに行ったところ、「東京都が本気でやるのであれば協力します」と言われました。では本気とは何か。1つは支援が必要な人ほど人とつながりにくく、1回の面接では難しい。信頼関係を本気で構築する、そういったモデルを作る必要があること。2については、何か課題が起こる前から、妊娠期から事前に関係性を作る。そういったことを本気でやりましょうということです。3も同じですね。

4は、そのためにはノウハウの確立が必要だということ。5番目が、これが役所としては苦勞するところですが、母子保健と子ども家庭部門の一体的な支援が必須なわけですが、この両部門は近くて遠い存在であり、アプローチが違うものですから、実際やろうと思うと本当に大変な面があります。そのためには自治体の首長以下幹部がしっかりとこの意識を持ってもらわないと進まない。実際これをやっていたくのは東京都ではなくて区

メインシンポジウム「パーマネンシーを踏まえた家庭養護の推進」

市町村になるので、そういう本気の予防的支援の枠組みをどうやって作っていくか。

そこで考えたのが「こども家庭センター体制強化事業」です。本年度からこども家庭センターが法制化されましたが、東京都は3年前からモデル事業をやり、施策の内容として、1つはこの両部門をつなぐ協働担当者、統括支援員というのが国からも出ていますが、私どもはそれにプラスしてマネージャーも区市町村に人的支援していきます。それから、ケンプ・アセスメントというのがありますが、これは被支援者と一緒にニーズをアセスメントすることによって信頼関係が構築できるという手法を開発しました。もう1つがゆとり尺度といって、被支援者が支援されているという実感を図る尺度を作りました。こうしたツールを使いながら母子保健部門と子育て部門がワンチームでやっていく。いろいろと紆余曲折ありましたがその効果は着実にありました。

被支援者ですが、全数にアプローチするわけにいけないので、妊娠した方すべてにアンケートをとり、アセスメントをする中で、この人には集中的な支援が必要だというのを絞り込む。1つ注目するのは、25歳以下の初産で、ここはしっかりやっていこうというのが視点としてあります。あとは本人の同意のもと、訪問支援し、適宜本人にアンケートをとりながら、ニーズを把握し、同時にゆとり尺度を測っていったわけです。オレンジがこのモデル支援をやったもの、青は通常の支援です。この差は一目瞭然です。ゆとりがあればあるほど良い状態なので、心理的なもの、経済的なもの、体力的なもの、こういった5つの指標で数値化し、効果を測ります。この効果を支援者と被支援者が両方見ながら実感していくわけです。

これで支援する側のモチベーションがアップする効果もあるわけです。産後鬱についてですが、赤いところがモデル事業実施者。もともと低いところ、1カ月後、18.3パーセントが9.6まで下がる。支援を受けていないと25パーセントぐらいで高止まり。こういったところで効果が出ています。この取り組みは区市町村にやっていただく必要があるので、今年度は13の自治体でやっていただいています。来年度は30ぐらいの自治体でやっていただきたいと思います。

最後は人材育成です。児童福祉司の虐待対応のアプローチが見える化してみました。パーマネンシー保障を実現していくには、児童相談所の児童福祉司の役割がとても大きいと思っています。危機的介入と福祉的アプローチを同時にする必要がありますので、両方のバランスをとっていかねばならない。経験値に支えられたバランスの実践だと思っています。これによってパーマネンシー保障、子どもの最善の利益が実現していくのではないのでしょうか。

危機介入ばかりやっていると、チェックにずっと追われ、福祉的な視点を忘れがちになることは念頭に置く必要があると思っています。

東京都はトレーニングセンターを作っており、新人職員に比べベテラン職員が少なくなっています。指導的な職員も少ない中でどうやっていくのか。実践研修を通じて経験値を少しでも上げることができるのではないかと。疑似体験をしながらトレーニングしていくことをやっています。今は、都児童相談所の新人職員を中心にやっていますが、中堅職員にも研修の機会を増やしていきたいですし、区立児童相談所の職員にも来年から参加していただきたいと思っています。

次はメンタルヘルス。これは一大テーマだと思っています。児童福祉司は感情労働であり、ストレスも多い。その中で離職も多い。ではどうするか。下のほうの円にありますが、人付き合いで認め合って、仲間同士の喜怒哀楽を共有する、チームとしての一体感、スーパーバイザーの伴走が必要だと思っていますが、このスーパーバイザーが少ないのが課題です。ここに厚みを持たせていくには時間がかかると思いますが、しっかりやっていきたいと思っています。

最後、これは私の私見もありますが、子どもの最善の利益、パーマネンシー保障をしていくには、支える側が何よりも自らの活動に対してやりがいとか幸福感を感じていないと続けられるものではありません。1つ、私が本当に印象的に思っているのが、JALが昔つぶれそうになったとき、京セラの稲盛和夫さんが再建のため臨時の社長になった時のことです。インタビューで「今後何が一番大切だと思いますか？」という質問に対し、稲盛さんは「社員の幸せです」と答えたんです。社員が幸せで

メインシンポジウム「パーマネンシーを踏まえた家庭養護の推進」

ないと絶対いいサービスはできないし、いい仕事はできませんということです。私どもは児童相談所を運営する管理職として、職員に幸福感ややりがい、成長する実感などをしっかり与えていきたい。なかなか今忙しくて「何言っているんだ部長」という声が聞こえてきそうですが、私はいつもこれを念頭に置いて人材の確保、育成に努めていきたいと思っています。

メインシンポジウム「パーマネンシーを踏まえた家庭養護の推進」

新たな相談体制と推進計画の策定
～パーマネンシー保障の実践を目指して～第7回FLECフォーラム 令和7年3月15日(土)
シンポジウム「パーマネンシーを踏まえた家庭養護の推進」

東京都福祉局子供・子育て支援部長 西尾 一

パーマネンシー保障とは

○こどもの最善の利益を図るための「永続的な家族関係にベースにした家庭という育ちの場の保障、いわゆるパーマネンシー保障」(新しい社会的養育ビジョン)

○「永続的な関係」とは、単なる時間軸ではおさまらない、子供が納得感を感じる関係性(絆)の築き、「重なり」と「深み」を含むものではないか
※たとえば、養育者が替わったとしても、子供の納得感があれば、パーマネンシーの保障につながっていく。～例えば「短い間でも里親との生活は掛け替えがたい時間だった」という実感

○子供の目標に立った、きめ細かなアセスメントによる最適な支援の選択と継続性のある支援の実践により、パーマネンシー保障は実現

【パーマネンシー保障】「東京都社会的養育推進計画(令和7年度～11年度)(案)」

○国は、計画の策定事項において、都道府県に対し、子供の最善の利益を図るための「永続的な家族関係にベースにした家庭」という育ちの場の保障、いわゆる「パーマネンシー保障」の理念を踏まえた計画策定を求めている。

○このパーマネンシー保障の理念に基づき、支援者は、まず、子供の状況により、家庭での生活を維持するために最大限の努力を行うことが重要だ。それでもなお養育が困難となった場合であっても、子供の意向や状況等を踏まえながら、できる限り家庭と同様の環境での養育を検討するとともに、代替養育の開始の時点から家庭復帰を目指す。

○また、子供の「育ちの連続性の保障」の観点から、たとえ主体的な主体が変わったとしても、子供中心の適切なケアマネジメントのもと、子供自身が安心して居る環境を確保して環境を維持することが重要だ。

目次

新たな相談体制と推進計画の策定

～パーマネンシー保障の実践を目指して～

- 1 新たな社会的養育推進計画の策定
～「家庭養育優先原則」と「パーマネンシー保障」
- 2 東京都の新たな児童相談体制
～区立児童相談所の設置と都の総合調整
- 3 実効性ある予防的支援の推進
～在宅子育て家庭を支える2部門の一体的支援
- 4 これからの人材育成
～経験値のギアを上げる取組み

1 新たな社会的養育推進計画の策定
～「家庭養育優先原則」と「パーマネンシー保障」

新たな相談体制と推進計画の策定

～パーマネンシー保障の実践を目指して～

東京都社会的養育推進計画(令和7年度～11年度)案の概要

計画策定の概要

子供の最善の利益を確保する観点から、在宅での支援から特別養子縁組、代替養育や自立支援など、一時的かつ多面的な支援をもとに決定する方針(国が定める都道府県社会的養育推進計画策定事項に基づく)

【計画期間】令和7(2025)年度～令和11(2029)年度の5年間
【対象】8つの児童福祉施設設置区域が策定する計画と関係する計画を策定

策定のポイント

①「家庭養育優先原則」と「パーマネンシー保障」の2つを、計画全体を貫く柱として位置付け(「パーマネンシー保障」は、永続的な家族関係にベースにした家庭という育ちの場の保障)

②代替養育を必要とする児童数の増大
児童等への虐待や虐待リスクがある児童数を、都と区市町村でそれぞれが把握し、都全体の数値として公表③児童虐待被害者の見直しを促進
従来の見直し率37.4%の達成に向け年度に実施を促す④子供へのアンケート・ヒアリングの実施
計画の策定に向けて実施するため、都内の児童養護施設、児童等へ従事又は参事している児童や虐待一時保護所に入所中及び退所後の児童を対象に実施令和7年度 令和11年度
4,348人 → 4,500人令和10年度(計画) 令和11年度(目標)
17.5% → 22.4%

具体的な取組

①虐待等による子供の権利擁護の取組の充実
②パーマネンシー保障の考え方に基づく支援体制の構築
③家庭と同様の環境における養育の推進④施設におけるできる限り良好な家庭環境の整備
⑤心身障害・身体的ケアが必要な子供への専門的な支援の充実
⑥社会的養育のもとで育つ子供たちの自立支援⑦児童相談体制の強化
⑧一時保護児童への支援体制の強化
⑨子供と子育て家庭を支える専門人材の確保・育成・定着

目標1 当事者である子供の権利擁護の取組の充実

現状 ○令和6年4月施行の改正児童福祉法に、児童相談所が担うべき子供の権利擁護や意見表明等を支援する体制の整備について規定

○子供本人や育ちの大人(児童相談所や児童福祉施設)に対する権利の確保、子供の意見形成や意見表明の支援が必要

○子供本人に対する権利や相談方法の説明を行うこと
○児童相談所職員、施設職員等の育ちの大人に対する子供の権利擁護に関する研修の実施(国が定める)

○子供の意見形成や意見表明を支援する児童養育支援員の導入を促進(国が定める)

けんり

▲児童相談所が子供の権利を保障すること

目標2 パーマネンシー保障の考え方に基づく支援体制の構築

現状 ○永続的な家族関係をベースにした、パーマネンシー保障の考え方に基づく、家庭や家庭と同様の環境における養育の推進

○在宅での養育を促進するためには、経済や家庭の状況にもよる、虐待等の未然防止が必要

○児童相談所や児童福祉施設に、虐待等の未然防止を支援する体制を整備(国が定める)

○児童相談所や児童福祉施設に、虐待等の未然防止を支援する体制を整備(国が定める)

○児童相談所や児童福祉施設に、虐待等の未然防止を支援する体制を整備(国が定める)

○児童相談所や児童福祉施設に、虐待等の未然防止を支援する体制を整備(国が定める)

○児童相談所や児童福祉施設に、虐待等の未然防止を支援する体制を整備(国が定める)

○児童相談所や児童福祉施設に、虐待等の未然防止を支援する体制を整備(国が定める)

○児童相談所や児童福祉施設に、虐待等の未然防止を支援する体制を整備(国が定める)

○児童相談所や児童福祉施設に、虐待等の未然防止を支援する体制を整備(国が定める)

○児童相談所や児童福祉施設に、虐待等の未然防止を支援する体制を整備(国が定める)

○児童相談所や児童福祉施設に、虐待等の未然防止を支援する体制を整備(国が定める)

○児童相談所や児童福祉施設に、虐待等の未然防止を支援する体制を整備(国が定める)

○児童相談所や児童福祉施設に、虐待等の未然防止を支援する体制を整備(国が定める)

○児童相談所や児童福祉施設に、虐待等の未然防止を支援する体制を整備(国が定める)

○児童相談所や児童福祉施設に、虐待等の未然防止を支援する体制を整備(国が定める)

○児童相談所や児童福祉施設に、虐待等の未然防止を支援する体制を整備(国が定める)

○児童相談所や児童福祉施設に、虐待等の未然防止を支援する体制を整備(国が定める)

○児童相談所や児童福祉施設に、虐待等の未然防止を支援する体制を整備(国が定める)

○児童相談所や児童福祉施設に、虐待等の未然防止を支援する体制を整備(国が定める)

○児童相談所や児童福祉施設に、虐待等の未然防止を支援する体制を整備(国が定める)

○児童相談所や児童福祉施設に、虐待等の未然防止を支援する体制を整備(国が定める)

○児童相談所や児童福祉施設に、虐待等の未然防止を支援する体制を整備(国が定める)

○児童相談所や児童福祉施設に、虐待等の未然防止を支援する体制を整備(国が定める)

○児童相談所や児童福祉施設に、虐待等の未然防止を支援する体制を整備(国が定める)

○児童相談所や児童福祉施設に、虐待等の未然防止を支援する体制を整備(国が定める)

○児童相談所や児童福祉施設に、虐待等の未然防止を支援する体制を整備(国が定める)

○児童相談所や児童福祉施設に、虐待等の未然防止を支援する体制を整備(国が定める)

○児童相談所や児童福祉施設に、虐待等の未然防止を支援する体制を整備(国が定める)

○児童相談所や児童福祉施設に、虐待等の未然防止を支援する体制を整備(国が定める)

○児童相談所や児童福祉施設に、虐待等の未然防止を支援する体制を整備(国が定める)

○児童相談所や児童福祉施設に、虐待等の未然防止を支援する体制を整備(国が定める)

○児童相談所や児童福祉施設に、虐待等の未然防止を支援する体制を整備(国が定める)

○児童相談所や児童福祉施設に、虐待等の未然防止を支援する体制を整備(国が定める)

○児童相談所や児童福祉施設に、虐待等の未然防止を支援する体制を整備(国が定める)

○児童相談所や児童福祉施設に、虐待等の未然防止を支援する体制を整備(国が定める)

○児童相談所や児童福祉施設に、虐待等の未然防止を支援する体制を整備(国が定める)

○児童相談所や児童福祉施設に、虐待等の未然防止を支援する体制を整備(国が定める)

○児童相談所や児童福祉施設に、虐待等の未然防止を支援する体制を整備(国が定める)

○児童相談所や児童福祉施設に、虐待等の未然防止を支援する体制を整備(国が定める)

○児童相談所や児童福祉施設に、虐待等の未然防止を支援する体制を整備(国が定める)

○児童相談所や児童福祉施設に、虐待等の未然防止を支援する体制を整備(国が定める)

○児童相談所や児童福祉施設に、虐待等の未然防止を支援する体制を整備(国が定める)

○児童相談所や児童福祉施設に、虐待等の未然防止を支援する体制を整備(国が定める)

○児童相談所や児童福祉施設に、虐待等の未然防止を支援する体制を整備(国が定める)

○児童相談所や児童福祉施設に、虐待等の未然防止を支援する体制を整備(国が定める)

メインシンポジウム「パーマネンシーを踏まえた家庭養護の推進」

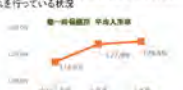
目標7 児童相談体制の強化

- 現状**
- 深刻化する児童虐待に迅速かつ的確に対応するため、児童相談体制の強化が必要
 - 国の改正児童虐待防止法に基づき、児童相談所の機能強化が図られ、児童相談所の役割が明確化され、児童虐待の被害防止が図られることが期待される



目標8 一時保護児童への支援体制の強化

- 現状**
- 令和6年4月内閣府令が施行され、都道府県に一時保護所の設置運営基準に関する条例制定が義務化
 - 一時保護所では児童を保護して児童の受入れを行っている状況



施策の方向性

- 児童相談所の新設や都と区市町村の協力的な連携により、きめ細かな児童相談体制を構築

- ✓ 大田、町田など、新たな児童相談所の設置を速実に実施【新】
- ✓ 東京全体の児童相談体制の充実・強化を図るため、都立児童相談所及び特別児童相談所並びに児童虐待支援センターを対象とした相談事例等を共有するシステムを構築【新】

施策の方向性

- ソフト・ハード両面で一時保護所における支援体制を強化し、一時保護児童の権利保護を推進

- ✓ 児童の権利保護や必要に応じて受入を行う観点から専門職の配置の充実を図る【新】
- ✓ 将来的な需要を踏まえ、一時保護所を必要に応じて整備【新】
- ✓ 入所児童の通学支援、余暇活動の充実など児童の権利保護の取組等を強化【新】

目標9 子供と子育て家庭を支える専門人材の確保・育成・定着

- 現状**
- 児童相談所や児童虐待支援センター、母子保健部門、児童虐待防止など、それぞれの特性に応じて高い専門性が求められる
 - 切れ目のない支援を提供するためには、高い専門性と専門人材の確保・育成・定着のための取組が必要



施策の方向性

- 都立児童相談所や区市町村（児童相談部門・母子保健部門）、児童虐待防止などにおける専門人材の確保・育成・定着を充実

- ✓ 後援試験廃止や東京以外での選考等、都の福祉職採用選考を見直し【新】
- ✓ 採用予定者に対するオリエンテーションやプレチュアラー制度を導入【新】
- ✓ 児童虐待防止や特別児童相談所並みに児童虐待支援センターを対象とした合同研修を実施【新】
- ✓ 児童虐待防止等の取組に対して認定資格の取得を支援【新】

計画の進捗評価と見直し

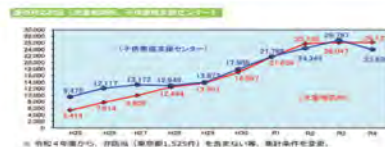
- 計画の達成状況を評価するため、監視事項ごとに取組や指標を設定しており、毎年度、各取組や指標の現状把握に必要な調査を行い、児童虐待防止委員会において、計画の達成状況の進捗を管理
- 計画の進捗に向けて、児童相談分野に加えて、児童虐待、児童虐待防止、児童虐待防止など、分野横断的に取組を実施
- 児童虐待防止対策については、求められる役割や今後の方向性に向けた検討の必要性が示されたため、引き続き体制のあり方を検討
- 中間年である令和6年度を目標として検討を行い、必要な場合には計画を見直し

東京の児童相談体制を取り巻く現状及び課題について

- 東京都及び児童相談所設置区は児童福祉法に基づき、管轄区域内の相談業務等を自律的に処理
- 東京では、トータル課題等、広域的、専門的な課題が顕在化しており、東京全体で児童相談体制の強化を進めていくことが必要

【対応の方向】

- ・ 職員・職員の計画的な育成や専門性の向上は都・区市町村共通の課題、人材育成の取組の充実が必要
- ・ 法的対応や心理的ケアが必要な児童への対応など困難事例を蓄積し、横断的な対応によりと全体の対応力を向上
- ・ 都・区児童相談所と区市町村児童虐待支援センターの体制を強化するとともに、双方の連携を一層強化するための仕組みが必要



東京都児童相談センターの体制強化

- 東京都児童相談センターの体制を強化し、区立児童相談所や子供家庭支援センターと一体となって広域化・専門化する課題に対応できるよう総合調整機能を担当

総合調整機能の設置	研修機能の強化	治療等機能の充実・強化
◆ 総合調整機能を担うセクションとして、総合調整室を設置 ◆ 経営 ○ 児童相談所はもとより区市町村との連携として、相談支援業務の標準化や人材育成、人事交流、情報共有等を推進 ○ 都・区市町村との連携を強化するため都民向けに、子育て相談の設置を促進	◆ 児童相談分野のエキスパートとして現場にキャリアアップできる人材育成を実施 ◆ 経営 ○ 区民向けに児童相談、子育て、相談支援業務の標準化や人材育成、人事交流、情報共有等を推進 ○ トレーニングセンターの拡大（面接技法、ロールプレイ、事例検討など実践力向上の充実）	◆ クラウドの活用による専門的支援の体制強化 ◆ 経営 ○ 入院児童相談のネットワークを構築し、適切な対応につなげる体制を確保 ○ 保護所・児童虐待防止センターのコンクリート化・機能強化及び保護所等の拡大 ○ 保護機能の強化
令和6年度	令和7年度	令和8年度
総合調整担当 総合調整室を設置 （令和6年度から） （経営、人事、情報共有） （経営、人事、情報共有） （経営、人事、情報共有）	総合調整室の機能強化 （経営、人事、情報共有） （経営、人事、情報共有） （経営、人事、情報共有）	総合調整室の機能強化 （経営、人事、情報共有） （経営、人事、情報共有） （経営、人事、情報共有）
研修機能 区民向けに研修センターを設置 （令和6年度から） （経営、人事、情報共有） （経営、人事、情報共有）	研修センターの機能強化 （経営、人事、情報共有） （経営、人事、情報共有） （経営、人事、情報共有）	研修センターの機能強化 （経営、人事、情報共有） （経営、人事、情報共有） （経営、人事、情報共有）
治療等機能 児童虐待防止センターを設置 （令和6年度から） （経営、人事、情報共有） （経営、人事、情報共有）	治療等機能の機能強化 （経営、人事、情報共有） （経営、人事、情報共有） （経営、人事、情報共有）	治療等機能の機能強化 （経営、人事、情報共有） （経営、人事、情報共有） （経営、人事、情報共有）

2 新たな児童相談体制

～ 区立児童相談所の設置と都の総合調整 ～

新たな相談体制と推進計画の策定

～ パーマネンシー保障の実現を目指して ～

3 実効性のある予防的支援の推進

～ 在宅子育て家庭を支える2部門の一体的支援 ～

東京における児童相談体制

- 東京においては、11か所の都立児童相談所、9か所の区立児童相談所、85か所の区市町村子供家庭支援センターが設置されており（令和6年10月1日現在）、それぞれの役割のもと、相談支援を行っている。



予防的アプローチの本質

～ 事後モデルからの転換、信頼関係構築の徹底 ～

① 支援が必要な人つながりにくい

- ・ 生きることが困難な人ほど、自ら援助機関にアクセスしない
- ・ 一回の面接では信頼関係を構築するのは無理

② 事後対応モデルの課題

- ・ 「困ったから来てください」→人間は困ると相談できなくなるというエビデンスを踏まえていない。
- ・ 「しばらく様子を見よう」というセリフが聞かれるサービス → 問題がじわじわと蓄積されていく中で、最終的に深刻化し、慢性化していると、エンゲージメント（信頼関係の構築）が困難 → 解決力の発動が必要

③ 先行的なサービス提供モデルへの転換

- ・ 妊娠期の最初の機会が重要。予防は先手、先手でアプローチしなければならない。
- ・ 支援対象者にスティグマ（差別、偏見、負のイメージなど）を持たないこと、心の開示
- ・ 問題、リスクそのものより、その背景にある「苦悩や困難」「満たされていないニーズ」の把握
- ・ 出会いのポイントは、トクをしたという実感

④ 予防的支援の効果的なノウハウの確立

- ・ 子供家庭支援部門と母子保健部門との合同チームによる一体的支援
- ・ コーポアセスメント支援技術、「ゆとり尺度」の開発

⑤ 両部門の連携には組織としての熱意の継続が必要

- ・ 母子保健、子育て支援部門の一体的支援には組織幹部の熱意が必要



メインシンポジウム「パーマネンシーを踏まえた家庭養護の推進」

支える側の幸福感 「相談援助活動について」

○援助する側が幸せを感じていないままでは、決していい援助は実践できない。

○幸せ感～ 脳内にセロトニン(神経伝達物質)が分泌されるとき

- 自分が成長していると感じているとき
- いい仲間とつながっていると感じているとき
- 人の役にたっていると感じているとき

※米ギャラップ社の調査で、日本は熱意をもって仕事をする社員が5%で世界の最低水準。30%を超える米国、20%前後の北欧諸国を大幅に下回る。「考える力」が問われる時代に社員が仕事に情熱を持っていない状況では企業の成長は望めない。

25

支える側の幸福感 「相談援助活動について」

○援助する側が幸せを感じていないままでは、決していい援助は実践できない。

○幸せ感～ 脳内にセロトニン(神経伝達物質)が分泌されるとき

- 自分が成長していると感じているとき
- いい仲間とつながっていると感じているとき
- 人の役にたっていると感じているとき

※米ギャラップ社の調査で、日本は熱意をもって仕事をする社員が5%で世界の最低水準。30%を超える米国、20%前後の北欧諸国を大幅に下回る。「考える力」が問われる時代に社員が仕事に情熱を持っていない状況では企業の成長は望めない。

26

メインシンポジウム「パーマネンシーを踏まえた家庭養護の推進」

シンポジスト

長田 淳子

(二葉乳児院 副施設長、
フォスタリングチーム統括責任者)

社会福祉法人二葉保育園、二葉乳児院で副施設長をしております長田と申します。よろしくお願いします。官民連携ということで、西尾さんがほとんど大事なところをしゃべってくださいましたので、私はポイントだけお伝えして次にバトンをわたしていきたいと思います。

二葉保育園は乳児院から児童養護施設、自立援助ホームまで、児童に特化した法人になっております。二葉乳児院体制としましては3本の柱として、入所機能を持っている乳児院、そして地域子育て支援センター二葉というものが乳児院内に併設をしております。また里親支援に特化したチームを有する「二葉子どもと里親サポートステーション」というチームが、50名近い体制でフォスタリング機関等を担当しております。

これは二葉乳児院から巣立ったお子さんの養親さん、お母さんが作ってくださったスライドになります。この部分が私たちにとって一番大事なところだなと思っています。二葉が巣立った人たちにとってのふるさとであり続けていきたいという期待。ここに来れば自分の人生がつながる。自分のルーツを知る手がかりを得られる。笑顔で迎えられ、安心できる。一人の人として尊重される。ここに来れば大丈夫、というふうに書いてくれました。

このお子さんは何回かにわたって乳児院のほうに来てくれました。そして生んだお母さん、乳児院で育てた担当の職員、そして今のお母さん、3人のお母さんがいるんだとこの子は聞きながら育ってきておりますし、今もそう思っています。生んでくれたお母さんに会ってみたい、とやってきたこともあります。でもその日は何も聞かずに帰ってしまいました。なんでかなと思ったら、いつ

でもここに来れば話を聞いてくれる、そして話をしてくれる体制があるということが分かったから、今日は大丈夫といって帰っていきました。またやってきてくれることもあると思います。こういった子どもたちが大きくなってから来るような施設が乳児院だと思っていますし、小さい頃に伝えられなかったことを一定期間私たちがお預かりして、そしてその子たちがつないだ先で何を知りたかったか、どんなことを聞きたかったかということ、帰ってきてくれたときに伝えられるようにしていきたいと思っています。子どもたちの知りたいことはたくさんあります。ただし一番聞きたかったことは、多くの子どもたちが言います。背が高かったの？ どんな人だった？ どんな声だった？ どんなふうに私のことを見てくれた？ どんなふうに触ってくれた？ そういうことを聞きたいと言って、やってきてくれます。子どもの体験と癒しの時間の必要性が子どもたちにとっては大事です。大切な人と場所を転々と変わる子どもたちも多くいますので、そういった子どもたちの分離体験を癒す場、安心安全な場所が子どもたちにとって大事ですし、それを私たちは次につなぐ場所として探していくというのが乳児院の使命であるとも思っています。

ライフストーリーワークという言葉が乳児院や里親支援でも聞かれるようになってきております。その子が、今ある自分がここに立っていていいのか、立っている場所が崩れないのか、なくなってしまうのか、という不安の中で生活をするのではなく、今までもこれからもずっとつながっていて、あなたが考えて、あなたが歩むことができるよ、ということが分かるようにしていける支援を私たちは考えたいと思っています。

メインシンポジウム「パーマネンシーを踏まえた家庭養護の推進」

これは乳児院の子どもたちです。ホームページにありますので、写真等またぜひ見ていただければと思いますし、乳児院でも小規模グループケアということで、職員を限定した支援をさせていただいております。日々変わる職員を、子どもたちは、この人はどんなことをしてくれるのかなとか、抱っここの仕方が職員7人いれば7様でするので、同じ人に、同じように抱かれるという経験を増やしていきたいなと思っております。

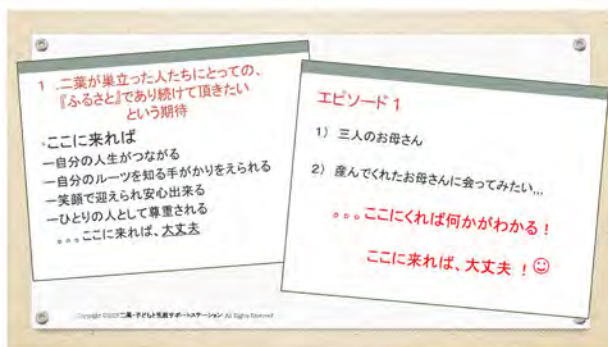
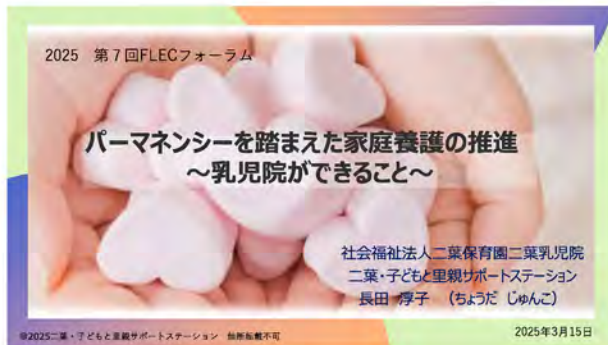
また家庭復帰支援等も充実していきたいと思います。最近では家庭復帰は、20年前は7割から8割が家庭復帰でしたが、最近では5割を切るような現状にあります。家庭復帰が全ていいとは思いませんが、やはり変わらない場所で、地域で、安心安全に暮らせるのであれば、家庭復帰を大切にしていきたいと思っておりますし、それ以外の子どもたちについてもパーマネンシー保障というところはしっかり考えて、その子たちにとって何ができるかということを考えていきたいと思っております。

私どもは昭和初期から、昭和22年から乳児院を運営しておりますけれども、昭和当初から全ての記録を保管しております。子どもたちが帰ってきたときにお返しできるような情報をお預かりして、伝えられるように取り組んでいる状態です。また地域子育て支援センターについても、妊娠期からご相談対応させていただいて、地域で安心安全に子育てができるように、そして地域の先輩ママさん、ホームスタートもそうですけど、先輩ママさんや地域の人たちにつながりを持って、そこで安心安全に暮らせるようなサポートをしていきたいと思っております。そしてそんなノウハウを通して、乳児院としても里親支援に力を入れていきたいと考えております。養子縁組成立後の方に対するライフストーリーワークの個別支援であったり、または新生児委託推進事業など、東京都の様々な事業を通して、子どもの切れ目を少なくしながらちゃんとつながられるような取り組みをしていきたいと思っております。

子どもが自分の全てを肯定的に捉えられるようにしておくこと、そして子どもの心の親、心理的親、内的モデルになるということをつなげる先に託していきたいと考えております。また午後の続きのところでお話できる機会もあるかと思いますので、私の発題はこれで終わります。

たいと思います。ありがとうございました。

メインシンポジウム「パーマネンシーを踏まえた家庭養護の推進」



メインシンポジウム「パーマネンシーを踏まえた家庭養護の推進」



地域子育て支援センター



乳児院での小規模グループケア



地域子育て支援センター



地域子育て支援センター

□2003年(平成15年)二葉乳児院の2階に設立。

- ①「ふたばひろば」の運営
- ②ひろば型一時保育事業
- ③家庭訪問型子育て支援(ホームスタート)事業
- ④子どもショートステイ事業

家族に寄り添い一緒に考えること

「地域ぐるみで子育て」地域の子育て力の増進を目指す

0歳から未就学児とその家族妊婦さんとその家族子育て支援者のための場所。

妊娠期からの子育てママやパパ、親子を支える



子どもたちの記録と記憶の保管

乳児院の取り組みからのフォスタリング

- ・子どもを次につなぐという視点の強みとノウハウ
- ・里親委託の経験から見えるもの
- ・地域子育て支援の活用と地域連携
- ・子どもの記録保管をとおして、「帰ってくる人と家族」から教えてもらえること
- ・次につないだ子どもたちにこれからもずっと幸せになって欲しいという思い
- ・アタッチメント・関係性再構築等親子支援のノウハウと実践



©2025二葉・子どもと家族サポートステーション

メインシンポジウム「パーマネンシーを踏まえた家庭養護の推進」

養子縁組成立後の 里親等に対する 個別支援事業

- STEP1: 全体研修
STEP2: 個別オンラインセッション
STEP3: グループ別セッション(3〜5家庭ごと)
- *アフターフォローのための茶話会の実施。
ライフストーリーブック作成のお手伝い。
 - *関係機関職員向け(児童相談所および施設等)の事例検討会(年2回)実施
 - 半年から1年を通じた連続講座で、その間に実際ライフストーリーワークを実施。
 - 子どもや実親の情報収集...担当スタッフが東京都と連携して児童相談所や出身施設担当者との直接の情報収集が可能。施設等への訪問などの調査をスタッフが行う。

新生児委託促進事業について

- 平成29年4月よりモデル事業として実施
- 都内2施設が受託
- 乳児院の新生児委託推進員と児童相談所の新生児委託担当福祉司(都内全域担当として中央児相に1名配置)が担当
- 担当職員が交流から委託後支援までをサポート
- 通常の養子縁組里親登録家庭の中から、再度、条件提示(年齢45歳以下、新生児委託に理解等)し、新生児委託研修を受講された里親家庭が登録待機
- 新生児ベッドを受託施設が各1ベッドを確保し、対応
- 入所すぐにマッチング・交流開始し、1週間程度で家庭へおおよそ、生後1か月程度で里親委託へ

子どもの未来をつなぐ

- 子どもと一緒に育むこと、
子どもの人生を連続したものにする
子どもの心の親(内的モデル)になるということ
心の中に安心基地を作るために
- 子どもが自分のすべてを肯定的に
とらえられるようにしておくこと

これからの家庭養護における役割 と機能への展望

- 地域格差の課題。どの地域でも同じような内容の支援が受けられるように。
→ 乳児院・児童養護施設等の専門性と地域に根差したネットワークの活用
- 高機能・多機能を活かした里親支援ノウハウの積み重ねと共有
- 実家族を知っているからこそその支援機能と、子どもの安心安全基地の構築
→ 家族再統合機能・家族再構築支援と、里親家庭をつなぐ
- 子どもと里親家庭が安心安全に暮らすための相談拠点となるように
→ 里親支援センターおよびフォスティング機関等、各施設の強みを活かした支援の検討

ご清聴ありがとうございました。

メインシンポジウム「パーマネンシーを踏まえた家庭養護の推進」

シンポジスト

薬師寺 真

(岡山県倉敷児童相談所長)



岡山県倉敷児童相談所の薬師寺です。私の資料は、今年度改定作業が終了しつつある『岡山県社会的養育推進計画』（以下「計画」）の7つの基本目標と、基本目標ごとの指標の抜粋となっています。

岡山県の計画の特徴は、国内外の社会的養育の動向を踏まえながら、岡山県の児童福祉の根幹となる「子ども中心」の理念を基盤として、子ども一人ひとりが家庭において健やかに育まれることを第一に、家庭で暮らせない場合であっても、永続的に安定した養育環境と親や家族、友人、支援者等との関係性が保障されるよう、きめ細かで質の高い支援や養育の提供を通じて、全ての子どもが個人として尊重され、幸せに生きることを目指し、社会的養育の充実を図るための計画としていることです。

この計画の軸となっている「子ども中心」の理念は、2007年に発生した死亡事故の検証を踏まえて、これまで岡山県として明確に掲げてきたものであり、それに基づく具体的な取組みも17年近く実施してきたものになります。そうした取組の延長線上に、この計画があることを知っておいていただきたいと思います。

この計画は、冒頭の第1章「基本事項」で、子どもの権利に関する国際的な動向と、子どもの意見を聴き子どもとともに活動するという、国際的な児童ソーシャルワークの理念を下敷きにした基本目標を掲げていることを紹介し、次の第2章では「子ども・若者からの意見」を掲載する構成としています。それに続く第3章「岡山県の社会的養育の状況」では、岡山県の社会的養育の現状の報告は基より、奈良時代の記録に残る日本最初の里親と呼ばれている岡山県出身の和気広虫の紹介に始まり、岡山孤児院の石井十次、家庭学校を創設した留岡幸助な

ど、明治時代から現在まで続く県の社会的養護の歴史も紹介しています。つまり、子どもの権利や児童ソーシャルワーク、もちろんパーマネンシーについても、国際的な視点に立った目標の実現を目指しながら、岡山県の児童福祉の歴史と社会的養育の現状を踏まえた計画になるよう意識した作りとなっています。

畠山先生の基調講演の資料には、「パーマネンシー」という外来の概念について、「この外来の概念について、これから社会的養育のあり方に当事者や実務家などのさまざまな立場から話し合い、理解し、自分たちのものにしていく必要があるのでは?」、「パーマネンシーを借りてきた「都合のいいスローガン」にしないために…全てのこども達があたりまえにもつべきものにしていきたい」との投げかけが書かれています。私自身も、現場での相談支援の実践活動を通じて、そのことを日々感じていました。「子どもの権利」、「子どもの最善の利益」も「パーマネンシー」と同様、外来の概念であり、大人側にとって都合のいいスローガンとして、現在もパターンリスティックな使われ方をされていると認識しています。

例えば、現場でも昔からよく使われている「子どもの最善の利益」という概念ですが、国際的な子どもの権利の視点に立てば、何がその子ども個人にとっての最善の利益なのかは、子どもの支援者が一方的に決めて提供するものではなく、子どもと一緒に考える時代へと実践活動は移行していますが、日本の実践活動は旧態依然としたパターンリスティックな使われ方をしています。

また、畠山先生のお話の中にもありましたが、「パーマネンシー」についても、子ども自身がどう考えるか、子どもの支援者が、子どもに大人が保障すべきパーマネ

メインシンポジウム「パーマネンシーを踏まえた家庭養護の推進」

ンシーについてきちんと説明し、一緒に考える必要があると思っています。

パワーポイントの資料をご覧ください。1枚目に紹介している、岡山県の社会的養育推進計画の基本目標1

「子どもの「意見を聴かれる権利」を保障し、参加を実現するシステムの構築」は、計画の柱であり、そうした考え方に基づく取組内容が盛り込まれています。

2枚目の基本目標2は、「子どもと家族を見守り、支える地域づくりを推進する市町村の体制強化」です。ここでも「子どもの権利」を軸にした取組み内容となるようにしています。

3枚目の基本目標3は、「子どもの権利を守るためのソーシャルワークの中核を担う児童相談所の機能強化」です。「子どもの権利」や「子どもの最善利益」、「パーマネンシー」など、外来の概念の実践活動における国際的な解釈は、子どもたちの暮らしの変化と連動しながら変遷し続けています。岡山県では、現場の実践活動が、その変遷に対応していけるよう、県の施策にそうした視点を盛り込むとともに、児童相談所の若い職員の育成にも取組んでいます。

結局、現場の実践活動が変わらなければ、計画が改定されても、誰もそれを実感することはありません。畠山先生の話でも、児童相談所の実践活動に関連する内容が多かったと思いますが、それは家庭養護の推進に向けた重要な鍵となってきます。岡山県の計画では、そうした状況を踏まえて、国際的な視点に立ち、外来の概念の実践活動における国際的な解釈の変遷を注視しながら、柔軟に対応していける視点を盛り込むとともに、現場の実践活動を担う児童相談所の若い職員の育成にも力を注ぎつつ、現在も取組を進めています。

かつては、一定程度キャリアのあるベテランの専門職でなければ、児童相談所に異動させられない時代もありました。近年は、多くの若い職員が毎年度採用され、すぐに児童相談所へ配置される時代になりました。そうした現状に批判的な声も多く耳にしますが、それを上回るメリットも多くあります。例えば、若い職員が多ければ、子どもたちと一緒に活動することに軸足を置きやすくなります。若い職員は、子どもと年齢が近いので、子どもが話しやすいとか、子どもにとって頼りがいのある

若者、大人のモデルとして関係構築がしやすいわけですね。私たち管理職も、そういう子どもとの活動をどんどん推奨すれば、若い職員たちはどんどん活き活きと活動するようになります。若い職員の専門知識や実践経験の乏しさを指摘し、旧態依然とした児童相談所の業務のやり方を課せば課すほど若い職員の元気はなくなり、離職に歯止めがかからなくなります。

話を戻します。畠山先生の資料を引用させていただくと、「パーマネンシーはアウトカムである」という内容がありました。これは非常に重要な指摘だと思います。私たち現場の実践活動も、パーマネンシーを含めた子どもにとって最も良いアウトカムがもたらされることを目指して展開するのが原則であり、それは「子どもの権利」も同様です。子どもが、日々の生活の中で安全と福利（幸福と利益）、つまり「子どもの権利」を実感できるアウトカムが重要です。権利は、日々暮らしの中で子どもが実感するというアウトカムがなければ、子どもにとって権利は実態としてあるものと認識されません。それをきちんと意識して実践活動を展開することが必要です。そのためにも、まず、私たち児童相談所の職員が、「権利」という言葉をケースワークや心理面接の場面で活用していかなければなりません。そして、そのアウトカムの良し悪しを評価するのは、支援を受けた子ども自身です。それだけに、子どもと一緒に活動できる児童相談所の若手職員の育成がポイントとなります。

4枚目の基本目標4は、「子どもが永続的に安定した養育環境で育つ支援体制の充実」です。養子縁組された子どもと養親への支援が中心の目標となっています。ここでも、子どもの意見を聴かれる権利、出自を知る権利、子どもの必要に応じた実親交流といった子どもの権利を軸に取組を設定しています。

5枚目の基本目標5は、「里親と支援機関がチームとなり、子どもの生活を支える体制の構築」です。これも(2)「子どもの権利を擁護する里親制度の充実」や、(3)「子どもが安心して生活するための里親支援体制の構築」にもあるように、「子どもの権利」を明確に打ち出し、子どもの意見表明や養育の質についても記載しています。畠中先生の基調講演でもマズローの欲求階層説の説明がありましたが、特に「養育の質」を問うことは意

メインシンポジウム「パーマネンシーを踏まえた家庭養護の推進」

識しなければならないと考えています。

6枚目の基本目標6は、「乳児院及び児童養護施設等における質の高い家庭的養育の展開と、地域の家庭養育を支える専門支援施設としての機能強化」です。ここでも(1)「子どもの育ちに応じた権利擁護の促進」にあるように「子どもの権利」を明確に打ち出しています。

また、(4)「人材確保と育成の推進」にも記載していますが、現在、施設や児童相談所は、全国的に人材確保が困難な状況にあり、それが課題となっていますが、人材育成よりも人材確保が強調されることに私は強い違和感を覚えています。人材育成の理念も体系もない職場で、人材確保はできようはずありません。まず、人材育成の理念と体系を構築し、それをその機関の利用者である子どもたちがどう評価するか、そしてそれを見た若い専門職がどう評価するか。「この施設で働きたいな」、

「この児童相談所で働きたいな」というのは、若い専門職が評価し、選択するのです。子どもや若い専門職から選ばれる施設、選ばれる児童相談所にならなければいけないわけです。個人情報保護を盾に閉鎖的な職場環境にしていないか、採用を決めるのは我々（雇用者）だというパターンリスティックな意識になっていないか、そうなればなるほど人材確保はより困難になります。それを解決するためには、子どもという利用者目線に立つこと、若い専門職という当事者目線に立つこと、そして職場環境を外部に開いていくことが必要です。

例えば、ケース記録や援助方針・自立支援計画等は、施設や児童相談所を利用する子どもが理解できる内容となっているか、或いはそう変えようとしているか。自分の情報として子どもが将来読んでも大丈夫な書き方を採用しているかということです。併せて、施設や児童相談所が行うすべての取組みについて「オープンにできるか?」、「外部の人が見ても伝わるか?」という観点から改革を進める必要があります。そのためには、まず、管理職やベテラン職員の意識を変える必要があります。

2016年の改正児童福祉法で求められた「子どもの権利条約の理念に則る」ということは、国際的な児童福祉の状況と国内の現状を照らすと、それほど抜本的な改革を断行しなければ、理念の実現は困難です。施設や児童相談所といった現場の管理職には、そうした改革に向け

たリーダーシップが求められていますし、改革を断行するという意識を強く持ち続けながら取組みを推進していく必要があると思っています。もちろん、現場の改革の推進と併行して、国には「子どもの権利条約の理念に則る」形で、こども基本法との整合性が取れるよう、児童虐待の防止等に関する法律（児童虐待防止法）や「児童相談所運営指針」、「子ども虐待対応の手引き」を抜本的な見直しに早急に着手することで、それを後押ししていただくことが不可欠であり、最低条件となります。

7枚目の基本目標7は、「社会的養護を受けている子どもが社会に出てからも、自立的生活を送る力が発揮できるための自立支援の推進」です。これが最後の目標となります。子どもの権利の関係で言えば、この目標はかなり重要です。今回の計画の改定作業では、社会的養護を経験した若者グループに意見を出してもらいました。意見を出すにあたっては、若者グループの自主的な活動の一環として、大人は入らないようにしました。その中には、「施設にいる子どもたちは、一人ひとりが一般家庭で生活できるようになってほしい。それを受け入れることができる環境がもっともっと整ってほしいと思う」、「里親家庭にいるときは、一緒に様々なところに出かけたり、一緒にご飯を食べたりした時間が、今思うとかけがえのない幸せな時間だった。一緒に過ごす時間はとても多かったし、きっと意識的に大切にしてくれたんじゃないかなと思う。自分のしたいと思うことを尊重してもらえたことが何よりも幸せだったと感じている」などの意見が出されました。こうした若者たちの声が、まさにアウトカムの一部でもあります。社会的養護を必要とする子どもや若者たちに、岡山県としてこうしたアウトカムを実現できているか、或いは実現していけるか。これからは、社会的養育のサービスを利用した子どもや若者たちが、その内容と質を評価し、それを私たち子どもの支援者を含む大人たちが受け止めて、施策や実践活動に活かす循環を創ることが重要だと考えています。

メインシンポジウム「パーマナンスを踏まえた家庭養護の推進」

2025年3月15日(土) 第7回 FLECフォーラム

メインシンポジウム「パーマナンスを踏まえた家庭養護の推進」

子どもの権利の実現に向けて
～「岡山県社会的養育推進計画」より～

岡山県倉敷児童相談所 薬師寺 真

基本目標 1

子どもの「意見を聴かれる権利」を保障し、参加を実現するシステムの構築

虐待等の理由により、里親への委託、児童養護施設等や一時保護所を利用している子どもの意見を聴き、支援内容・養育環境の改善や施策等へ反映できる仕組みを構築し、子どもの参加を通じて、質の高い、より手厚い養育の実現を目指します。

1. 子どもや関係者への周知
 - 子どもが権利の主体であることを、子ども本人や関係者へ周知します。
2. 子どもが意見を聴かれ、参加を実現するための取組の充実
 - 各施設や児童相談所など直接子どもの支援に関わる職員が、日々の支援の中で子どもの意見をより丁寧に聴き、意見をよりよい支援に活かしていく取組の実施を検討します。
3. 第三者による子どもの意見聴取の実施
 - 弁護士等の第三者が、児童養護施設等を利用している子どもの意見を聴きます。
4. 社会福祉協議会等を活用した仕組みの構築
 - 社会福祉協議会等を活用し、子どもの意見を支援内容や養育環境の改善等に反映します。
5. 子どもの参加を実現する方法の開拓
 - 子どもの参加を実現するための方法を開発します。
 - 子どもがファミリーグループカンファレンス等に参加し、意見を表明できるようにします。
6. 子ども・看守者同士の交流
 - 里親のもとで暮らす子どものグループなどで相互交流・意見交換を図ります。
7. 子どもアドボカシー体制の検討
 - 子どもアドボカシーの実施体制について検討を行います。

基本目標 2

子どもと家族を見守り、支える地域づくりを推進する市町村の体制強化

市町村の相談支援体制の整備を支援することで、児童福祉と母子保健、教育等の相互連携による子育て支援施策を強化するとともに、専門職員の育成と実践方法の蓄積を目的とした研修を通じて、子どもの権利を擁護する体制の強化を目指します。

1. 子どもの権利擁護の充実
 - 子どもの養育の利益を守る相談支援の要として、要保護児童対策地域協議会の機能強化を進めます。
2. 子どもやその家族に必要な相談支援体制の整備
 - すべての市町村が、こども家庭センターを整備できるよう支援します。
 - 専門的な相談支援機関である児童家庭支援センターの設置を促進します。
3. 子どもとその家族に対する相談支援体制と能力の充実
 - 要保護児童対策地域協議会の調整機関担当職員の相談支援力の向上を図ります。
 - 家庭支援事業を実施できる地域資源の掘り起こしや実施のための支援を行います。
4. 子どもの支援に携わる職員等の人材育成
 - 支援体制の構築等のために、児童相談所等の専門職員によるサポートを行います。
 - 関係機関等を対象に、子どもの権利への理解や相談支援力を高める研修を実施します。
5. 妊産婦等生活援助事業の実施に向けた検討
 - 妊産婦等生活援助事業の実施に向け、乳児院等を活用するなど、妊産婦等の支援体制の検討を行います。

基本目標 3

子どもの権利を守るためのソーシャルワークの中核を担う児童相談所の機能強化

児童相談所が、子どもの権利を擁護する中核として、ソーシャルワーク機能を十分に発揮できるように、専門職員を計画的に配置するとともに、高い専門性を備えた人材を育成するなど、体制や機能の強化を図ります。

1. 児童相談所の体制強化と人材育成の充実
 - 国の新プランを踏まえ、児童福祉司や児童心理司等を計画的に配置します。
 - 人材育成基本方針に基づき、経験年数や職種に応じた研修を計画的に実施します。
 - 一時保護施設も含め、児童相談所の第三者評価を実施します。
2. 子どもの意見を反映した児童相談所業務のあり方の検討
 - 相談開始から支援の終了まで、子どもの年齢等に応じて説明し、参加を求め、その意見を反映する仕組みを構築します。
3. 一時保護施設の機能の見直し
 - 子どもが権利擁護の観点から、子どもが安心して過ごすことができる機能を実現します。
4. 児童家庭支援センターの役割
 - 児童相談所の機能を補完する児童家庭支援センターの機能を強化し、指導委託を含めた役割分担を進めます。
5. 親子関係再構築のための支援
 - ファミリーグループカンファレンス等を実施するなど、親子関係再構築や家族との関係づくりに取り組みます。

基本目標 4

子どもが永続的に安定した養育環境で育つ支援体制の充実

子どもが、安定した養育環境や特定の養育者のもとで永続的に育まれるよう、児童相談所を中心に関係機関が連携して、子どもとその家族等への継続的な支援などを行うことにより、養育環境の整備を目指します。

1. 制度の認知度の向上
 - 養子縁組等の制度を正しく理解する機会を設定し、認知度の向上を図ります。
2. 関係機関の連携強化と支援方法の検討
 - 縁組された子どもと養親を支援するため、関係機関の連携を強化します。
 - 養子縁組者の上限年齢の引上げ等に対応した支援方法を検討します。
3. 子どもへの支援体制の構築
 - 子どもの「意見を聴かれる権利」と「出自を知る権利」を保障します。
 - 養子縁組の前後で、子どもへの支援が途切れないように配慮します。
4. 養親への支援体制の構築
 - 養親と児童の役割を明確にしたアセスメントに基づく養育支援計画を策定します。
 - 養親と児童の交流等も含め、安定した関係性を基盤とする支援を実現します。
 - 養子縁組里親への研修を実施するとともに、養子縁組里親サロンの実施を支援します。
5. 実親への支援体制の構築
 - 子どもの権利を保障するため、必要に応じて実親との交流の仲介等の支援を実現します。

基本目標 5

里親と支援機関がチームとなり、子どもの生活を支える体制の構築

児童相談所が、里親支援センターやフォスタリング機関、施設、里親会等と連携して、制度の周知啓発とリクルートを実施し、里親を確保するとともに、丁寧なマッチングに努め、委託後の子どもと里親の安定した関係性や生活を支える体制の構築を目指します。

1. 里親制度の周知啓発と里親リクルート活動の展開
 - 里親制度への幅広い理解を目的とした説明会を、里親会等と協働して実施します。
 - 保育士等の専門職を対象に、一人ひとりの子どものニーズに応じることができる里親の確保に向けて、効果的なリクルート活動を実施します。
2. 子どもの権利を擁護する里親制度の充実
 - 里親への支援を行う里親支援センターやフォスタリング機関の設置を推進します。
 - 子どもと実親、里親の意見に十分に尊重しながら、養育支援計画を作成します。
 - 子どもが、里親や支援者や安定した関係性が保てるよう支援します。
 - 養育の質を確保するために、実践的な研修プログラムを実施します。
3. 子どもが安心して生活できるための里親支援体制の構築
 - 子どもの人格を尊重し、意見表明や主体的な自己決定を支援する里親を育成します。
 - 子どもと里親への十分な説明と情報提供を行い、丁寧なマッチングに努めます。
 - 里親同士が交流できる機会を設定し、相互に支援し合う体制を構築します。

基本目標 6

乳児院及び児童養護施設等における質の高い家庭的養育の展開と、地域の家庭養育を支える専門支援施設としての機能強化

施設において質の高い「家庭的な養育」が安定した関係性を保ちながら提供されるとともに、子どもたち一人ひとりのニーズに応じた養育環境を選択できるよう、伝統と強みを活かした施設養育体制を目指します。

1. 子どもの育ちにに応じた権利擁護の促進
 - 第三者が、子どもの意見を聴取し、施設等の運営に反映する仕組みの構築を支援します。
 - 子どもと対峙する技術等の専門性をより一層向上させる研修の実施を支援します。
2. 小規模化と地域分散化の推進
 - 地域分散化した小規模グループケアを支える本施設機能強化を支援します。
 - 小規模化や地域分散化に向けて、計画的な整備が図られるよう支援します。
3. 地域全体の社会的養育を支える「施設機能の強化」の促進
 - 市町村要保護児童対策地域協議会への参画など、施設が地域の子どもの支援に参加できる体制の整備を促進します。
 - 地域の医療機関との連携を図るとともに、看護師、心理療法担当職員等の専門職員の配置など、ケアニーズが高い子どもに対する施設機能の強化を支援します。
 - 一時保護の安定的な受入ができるよう、一時保護専用施設等の整備を推進します。
 - 施設によるフォスタリング機能の確立や児童家庭支援センターの設置等を支援します。
4. 人材確保と育成の推進
 - イベントの開催や大学生等の実習機会の拡大など、人材確保につなげる取組を支援します。
 - 体系的で効果的な人材育成を支援し、専門性のより一層の向上を図ります。

基本目標 7

社会的養護を受けている子どもが社会に出てからも、自立的生活を送る力が発揮できるための自立支援の推進

子どもが施設等を退所する前に、自立に向けて必要な知識や社会生活スキルを身に付けることができ、退所後も、引き続き適切な支援を受けられるよう、関係機関等が連携し、子どもの自立を支える体制の構築を目指します。

1. 自立に向けた支援の強化
 - 社会的養護のもとで暮らすことになった時から、将来の自立に向け、計画的に必要な知識や社会生活スキルを習得できるような取組を推進します。
 - 社会的養護を離れる前には、児童相談所と養育者が協力し、一人ひとりの進路支援計画を作成します。
 - 退所後も困ったときに気軽に相談できるような人間関係づくりを推進します。
 - 施設の自立に向けた支援を充実させるため、自立支援担当職員の配置を推進します。
 - 関係機関が連携し、子どもが円滑に移行していきけるよう支援します。
2. 児童自立生活援助事業の実施
 - 自立に向けた中間ステップとしての児童自立生活援助事業の実施を支援します。
3. 自立支援拠点の整備
 - 生活、就労等に関する情報提供、相談支援や助言を行う拠点を整備します。
4. 社会的養護を経験した子どもの実態の把握等
 - 施設や里親等、養育を行ってきた機関等と連携し、社会的養護を経験した子どもが置かれている状況などの把握に努めるとともに、適切な支援を受けられるよう支援します。

メインシンポジウム「パーマネンシーを踏まえた家庭養護の推進」

基本目標ごとの主な指標（抜粋）

基 本 目 標	指 標 名	現 状 (2023)	目 標 (2029)
1	意見表明等支援事業の利用希望を確認した子どもの割合	—	75%
2	こども家庭センターの設置数	—	30か所
3	親子再統合支援事業による各種支援の実施件数	134件	148件
4	母子縁組単親への特別養子縁組に関する研修の実施回数、受講した養子縁組単親の割合	実施回数 0回	3回
		割合	— 70% 市20%
		3歳未満	46% 75%
5	里親等委託率	3歳以上の就学前	42% 75%
		学童期以降	31% 50%
6	養育機能強化のための専門職（家庭支援専門相談員、心理療法担当職員、自立支援担当職員等）の加配職員数	16名	24名
7	児童自立生活援助事業の実施箇所数	I型（自立援助ホーム）	7か所 10か所
		II型（児童養護施設等）	— 3か所
		III型（里親、ファミリー）	— 7か所

メインシンポジウム「パーマネンシーを踏まえた家庭養護の推進」

シンポジスト

青木 法子

(社会福祉法人陽のあたる学舎

児童養護施設立正青葉学園 学園長)



皆さんこんにちは。私は岡山県津山市にありますが児童養護施設立正青葉学園の学園長をしております青木法子と申します。今日はパーマネンシーの保障ということで畠山先生のお話を伺いながら、この10分ぐらいの時間に何をどう話していいかなということで、すごく迷いながら今上がっているところです。私からは児童養護施設一本で約20年の間、小規模化や地域分散化を進めてきたことをお話すぐらいしかないんですが、畠山先生のお話を伺い、いろいろ自分なりに思い返してみると、20年間もがき続けてきたんだと思います。私の話はどちらかというとのんびりしているので、気楽に皆さん聞いていただければと思います。よろしくお願いします。

紹介は簡単にします。岡山県の北部にあります津山市というところに立正青葉学園はあります。今人口は10万人切っている状況になっています。津山城のお城跡があったり、近くには温泉があったり、機関車庫というのが津山駅の近くにあってあります。盆地で冬は寒くて夏は暑い地域です。立正青葉学園なんですけれども、私が働き始めた頃は13年頃なんですけど、もともとは昭和30年に宗教法人妙勝寺児童養護施設立正青葉学園として開設されています。昭和30年当時の看板を拡大すると見えるんですけど、アフターケア事業と書いてあるんですね。当時は中学生年齢の男子ばかりを集めて自立支援をしていたと聞いています。私が働き始めたのが、この右側の写真のときぐらいなんですけど定員30名だったんですが、もちろん大舎性をずっと敷いておりまして、当時14人とか18人の措置の子どもだったと思っています。

こういうときに私が就職してきたんですが、もちろん大舎の集団で支援をしてきていました。きっと想像はつ

くと思うんですが、みんなで朝起きて、掃除をして、というような生活で、大人側からしたら管理しやすい体制で、子どもたちからしたら、ちょっと退屈な毎日を過ごしていたんじゃないかなと思っています。その頃、先代の理事長や園長が多分ずっと感じていたことだとは思いますが、子どもたちのためにもっと家庭に近い生活をさせてやりたいとか、当時私たちがよく言っていた、当たり前な生活をさせてあげたいな、必要以上に管理された生活はそろそろやめて、次のグループホームを建設したいという気持ちが出てきました。そういったところで、このような思いもありながら進めていきました。当時このようなかたちになっていましたが、養育単位の小規模化というふうに掲げたのがこの頃です。

当時、14年度末に児童小舎棟開設計画を立ち上げて、小舎グループホーム研究会を立ち上げました。職員はもちろん知識がなくて、とても不安を抱えていた状況です。当時の児童指導員、多職種から移ってきた児童指導員が主になって考えていたんですが、まずは上が変わらなきゃということで、ブレイク&ビルドの考え方を導入しました。今までの環境や設備、支援方法に囚われることなく、家庭で過ごせなくなっている子どもたちのためにどんな生活が必要なのか、そういったものを計画に入れました。それは今までの環境や体制を一度ぶち壊すというとても大きなことになりました。

そのためには、県外の先進的な施設も訪問して見学などしましたが、私たちは1つ里親をモデルにした、というのが大きなところでした。サカモトヨウコさんという方と出会いまして、お家のほうに宿泊で行かせていただいたりしながら、サカモトさんの信念とか考え方がたい

メインシンポジウム「パーマネンシーを踏まえた家庭養護の推進」

なものを教えていただきまして、私たちもできるだろうか？というところから、じゃあやってみようや、となったことを覚えています。

小規模化する上でクリアすべきことの1つに、業務の一部IT化ということがありました。うちには学園連絡票という独自に作ったシステムがあるんですが、それは子どもの記録やその他煩雑な事務業務を全部含めています。日誌、衛生管理、宿直日誌、その他のものが全て1シートに入ったものを導入して、離れて暮らすユニットやホームをつなぐというツールを開発しております。平成16年に分園型小規模グループケア、スマイルホームを立ち上げております。それと同時に本体施設も2つに分けまして、縦割りの子どもたちの編成をして生活をスタートしています。同年、ある被虐待児2人兄弟が入所したことをきっかけに、もう1つ上げてということで、こういうかたちになって1年間でぐっと小規模化を進めたということがありました。

うちが小規模化の特徴と工夫というところで、大きく特色として挙げられるところは、食を中心としたことです。プラスで人員配置の工夫というところで、当時は父性、母性、祖母役と私たちは言っていたんですが、食事というところを本当に大きな変化としてやっていきました。なので本体施設、1回食堂を潰してしまって、施設としては調理場が要るということで作り直したんですが、1回潰して、ホームとかユニットに台所を置いてスタートさせたのが大きなところですよ。そのときは献立から買い物、調理まで、各ホーム、ユニットで配属した調理人さんを中心に、スーパーマーケットに買い物に行って、今日何食べたい？とか、今日何にしよう、とかそういうことをしながら、生活の中に食が自然と存在して、誰とどんなふうに食べるかというところを工夫しました。そして職種のボーダーレス化ということで、同じユニットに直接処遇職員と家事支援員がいるということで、そこの連携を大切にしたいのが1つあります。もちろん家事支援員さんがいないときは保育士さん一人がご飯を作りますし、子どもたちが帰ってきたあと、宿題を見てもらったり、ちょっと愚痴を聞いてもらうというのは家事支援員さんがしてくださるというところで、お互いの協力体制を組むというのは、ホーム、ユニットを運営

する上でとても大事なところでした。また個別対応職員や家庭支援専門相談員を専門的に配置しまして、直接処遇職員たちが親対応しなくていい。ユニット、ホームのみに力を注げるという体制を作ったのも良いところでした。

そういったところをしながら、10年後にどんぐりホームという分園型小規模グループケアを開設しました。そして本体施設の2ユニットもまた改修を行い、2つのホームと2つのユニットということで、より小規模化、地域分散化を進めていきました。小規模化による変化や効果なんですが、養育の個別化、一人ひとりの声を聞く、希望を取り入れながら生活を組み立てることで、安定、安全、自信、意欲につながるというところは実感できました。また食を中心とした生活の効果はとても大きなところで、自然なかたちで大人と一緒に料理をして食卓を囲む。そして少人数なので、子どもの要望とか好き嫌いにも対応しやすく、それを子どもたちが決められる範囲があるというのは、自立支援と主体性の尊重につながったなと思っています。また自立の促進ということで、自分で組み立てる生活だったり、自らやってみたいというところを引き出すことができ、全員ではありませんが、信頼できる職員と出会う、社会に出る準備をして、そしてともに生活して職員との関係性が深まり、退所後も訪ねてくる子どもさんが増えたのは実感できました。

しかし、すればするほど見えてきた課題も多くあります。支援は限りなくて、見えなかったものが次々と見えてきました。実はさっき2件目のグループホームを建てたときは、1号を建てたときから10年も時間がかかっています。それはもちろん子どもの問題行動等もあったんですが、やはり職員の負担増大、問題の抱え込み、そして職員のスキル等が課題として挙げられました。その中で、職員の休息確保とか、本体施設によるバックアップ体制の強化等が必要となりました。そして私たちが考えたのが、社会的養育支援室というものです。目的としては、安心した養育ができるように、また施設内外の養育単位に対しての専門的なバックアップを行う部署の解説でした。各ユニット、ホームのバックアップ機能強化ということで、相談員の配置を進め、また地域の相談支

メインシンポジウム「パーマネンシーを踏まえた家庭養護の推進」

援体制の構築ということで、児童家庭支援センター設置の準備に入っております。ちょうどその時期にショートステイ機能だとか、里親支援専門相談員を設置することで、そういった支援も広がっていったのがこの時期です。

これが当時の体制です。各ユニット、ホームへ社会的養育支援室が側面から支援をするというのを構築しました。そして現在このようなかたちで、令和に入りまして2件、トミイの家、カズの杜ということで、分園型小規模グループケアを作りました。そして児童家庭支援センターも開設し、現在は第1号のスマイルホームは一時預かり棟となっています。私たちも、いつかは、と思っていた、1件6人のグループケアができているというのはとてもうれしいなと思っています。

こういった感じで、真ん中が本体施設なんですけれども、グループホームが3件あって、オレンジリボンが児童家庭支援センターになっております。そして来年度から一時保護専用ホームとして、1号目を建てた一番端っこなんですけど、スマイルホームを一時保護専用棟ということでスタートさせていきたいと思っています。

本当に私、20数年間、やはりもがき続けてきて、これから子どもたちのためにもがき続けていきたいなと思っています。長くなりました、ありがとうございました。

メインシンポジウム「パーマネンシーを踏まえた家庭養護の推進」

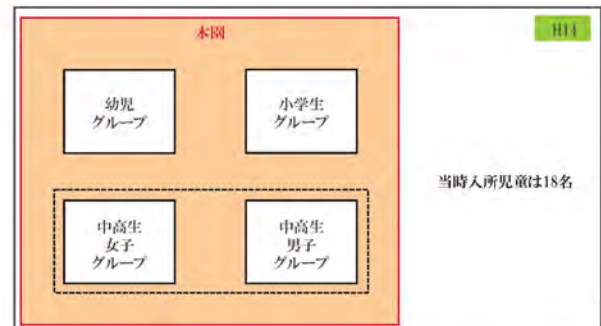


養育単位の小規模化(大舎制からの転換)

大舎制の限界...家庭のように暮らせたら...

- ・大舎、通勤、ローテーション勤務体制の中で、集団を動かすことに工夫を重ねてきた50年間。集団養育の中で、「個」の処遇を展開し、職員は集団を動かす為に、一貫した規則のもとに集団管理体制を作り上げてきた。
- ・集団の力だけでは動かなくなった子どもたち、規則を守らせるという以前に、心に深い傷を受けた子どもたちを何よりも優先して受け止めていく必要があった。
- ・入所児童の減少...閉塞感

児童養護施設 立正青葉学園



児童養護施設 立正青葉学園

岡山県津山市



立正青葉学園 養育単位の小規模化

(開始前)

- ・平成14年度末「児童小舎棟開設計画」
- ・「小舎グループホーム研究会」の立ち上げ。全職員で見学、研修を重ね、意識を高めていった
- ・ブレイク アンド ビルドの考え方
- ・里親をモデルに
- ・業務の一部IT化、システム開発
- ・ユニット、ホームそれぞれの生活の流れ

児童養護施設 立正青葉学園

(歴史)

- ・大正14年～日蓮宗 妙勝寺は、貧困者や旅人に対し、無料宿泊所を開始。その後、独居老人などを受け入れる養老院を運営していた。
- ・昭和30年に宗教法人 妙勝寺 児童養護施設 立正青葉学園を開設。

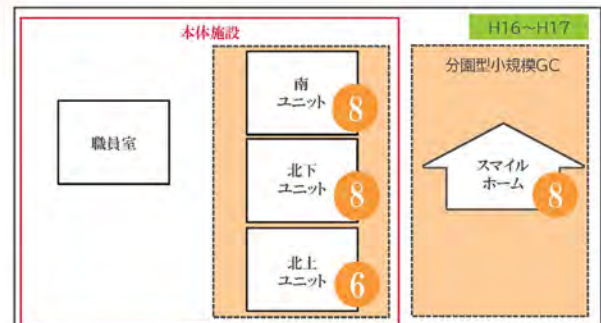
昭和30年当時



平成13年当時



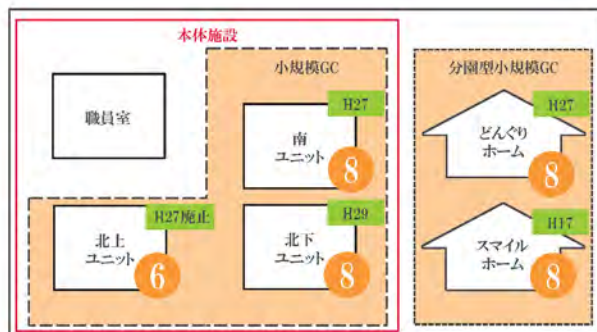
・定員30名
・大舎制



メインシンポジウム「パーマネンシーを踏まえた家庭養護の推進」

立正青葉学園 小規模化の特徴・工夫

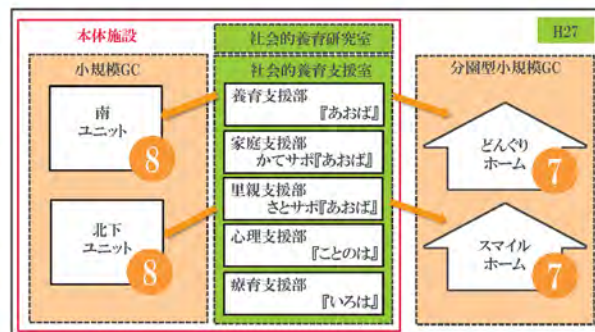
- ・「食」を中心とした生活・・・ホーム、ユニットごとで献立、買い物～調理を実施。
- ・人員配置の工夫・・・父性+母性+祖母役
- ・職員のボータレス化・・・直接処遇職員と家事支援員の連携
- ・個別対応職員、家庭支援専門相談員の配置



社会的養育支援室

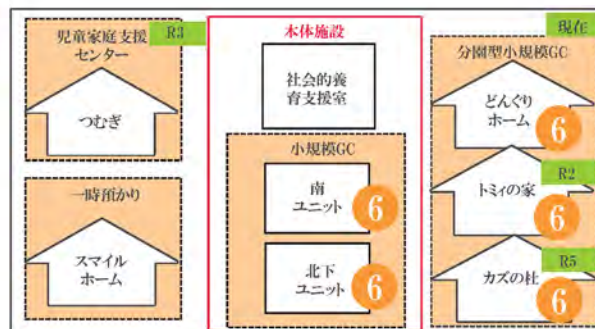
目的 安心した養育ができるように、施設内外の養育単位に対しての専門的なバックアップを行う部署を園独自に開始。

- ・各ユニット、ホームへのバックアップ体制強化
(家庭支援専門相談員、里親支援専門相談員、看護師、個別対応職員、心理療法担当職員、SV、事務、管理職)
- ・地域への相談支援体制構築・・・児童家庭支援センター設置準備
- ・ショートステイ機能
- ・里親支援
- ・アフターケア



小規模化による変化・効果

- ・養育の個別化・・・安定→安心→自身→意欲
- ・「食」を中心とした生活の効果・・・自然な形で大人と一緒に料理をして、食卓を囲む。少人数で、子どもの要望を取り入れたメニュー作り。自己決定、自己選択ができる自立支援と主体性の尊重。
- ・自立の促進・・・自分で組み立てる「せいかつ」。一人一人を大切にした自立支援。
- ・共に生活をする中で職員との関係性が深まる。



見えてきた課題

- ・支援は限りなく続く。見えなかったものが、次々とみえてくる。
- ・家庭引き取り、退所後自立したから支援は終了？
- ・職員の負担増大。
- ・ホームやユニットでの問題の抱え込み
- ・人材の確保→育成→職員研修の充実
- ・本施設によるバックアップ体制の強化
- ・スーパーバイズ体制の強化
- ・職員の休息確保

- ・職員の休息確保
- ・HELPが出せる関係性
- ・支える部署

現在の立正青葉学園



メインシンポジウム「パーマネンシーを踏まえた家庭養護の推進」



メインシンポジウム「パーマナンスを踏まえた家庭養護の推進」

シンポジスト

赤尾 さく美

(一般社団法人全国妊娠 SOS ネットワーク 理事、
一般社団法人ベアホープ 理事)



一般社団法人ベアホープで理事をしております赤尾です。私からは、ベアホープは全国的に活動している団体になりますので、いろいろな児童相談所、施設職員、保健センター、医療機関の方々と接する中で、その対応は非常に千差万別ということを実感しています。本当にいろいろな考え、方法が現場にはあると実感しているところです。

ベアホープは養子縁組のあっせん機関ですので、実親支援、養親支援はもちろん、対外的にコンサルティング、妊娠 SOS の立ち上げ、特別養子縁組に特化したフォスティング機関のコンサルティングもしております。これらを全国的にやっていますが、現在スタッフは 16 名。良い人材あつての良い仕事だと思っています。新たな取り組みをしていくときに、同じ方向を見て一致してやっていけるチームというのは最も大切です。ここにいるスタッフたちに私は本当に日々感謝しております。

これはベアホープの実績になりますが、妊娠葛藤相談、これ以上育てられないという養育の相談が日々入ってきます。それが真ん中の列で、年間 400~600 件台になります。一方で委託数は 30~40 件台に留まっています。ということは、ほとんどは自分で育てるのか、いったん施設、もしくは養育里親さんということになっています。これまで 11 年間で 330 件ぐらいの委託です。今月もまだありますので、全体で 300 数十件ということになります。

今日は 3 点に絞ってお話します。法的なパーマナンスと関係性のパーマナンス、両方ありますが、われわれは法的なパーマナンスのところを家庭裁判を通してやっていますので、今日はここを中心にお話させていた

できます。

まず妊娠期から始まるパーマナンスプランニングです。パーマナンスプランニングの From Day1 などと言いますが、その From Day 1 というのは、措置の日から、という捉え方もあるかもしれませんが、妊娠相談のスタート辺りからもう始まっていると常々思っています。民間あっせん機関ではなく、児童相談所の場合、かつては「生まれてから連絡してください」と言われてきた時代もありました。今は生まれる前から相談対応は始まっていますが、自分からは相談がなかなかできない人に歩み寄っていくような妊娠葛藤相談の存在が必要です。またそこから次の公的機関への連携というのはすごく重要だと思います。

そのあと、「育てようかな」「育てられないのかな」と葛藤している時期があります。その時期にも、どちらかはっきり決めてからではなく、ダブルセットアップでいく視点も大事だと思います。もし養育したいのであればどんな支援を使って、いつまでにどうしていくのかという準備。もしも育てられない、もしくは育てたくもないのであれば、最初から永続的な家庭養育、特別養子縁組の準備をしていく。両方の準備をしていくというのが大事だと思います。養育しないのであれば、実親さんから直接養親さんへの委託は、できればその準備をしていったらいいですし、そうでなかったとしても、子どもはいったん施設ではなくて養育里親さんという家庭から養親さんへの委託という、家庭から家庭へ、というところは十分配慮し推進されるべきだと思います。

実親さん側の現在の支援課題というところで、どうしても難しいのがここに書かれています。まずは、今後を

メインシンポジウム「パーマネンシーを踏まえた家庭養護の推進」

熟慮できる、妊娠期から産後の居場所の欠如です。民間あっせん機関に入る相談の多くが、妊娠後期が多いです。「妊娠したばかりで不安です」というよりも、割と切羽詰まった相談が多いときに、それでもゆっくり安心して熟慮できる場所が欠如している。もう1つは、妊娠後期まで未受診だった方々こそ、大きな課題、自分では何ともならない課題を抱えていることです。それは精神障害、知的障害、発達障害の課題です。そんな中で、実親さんが「なんとか自分で育てたい」と思っている、相当な支援が必要な時、本当にその方が自立できるか、その長期的な支援を充実させていけるかが課題です。もう1つは、自分には養育が難しいことが分かっているとき、特別養子縁組となると、子どもとはもう一切会えない、もしくは一切情報がもらえないという手段しかないということです。それはクローズドアダプションのことです。それしか選択肢がないので、それをせざるを得ないけど、どこかモヤモヤする特別養子縁組で、自分が望む方向ではなかったかもしれないという状況に陥る。実親さんと子どもをつなぎ続けるセミオープンアダプションの選択肢がないというのは、特に児童相談所での課題だと思います。

もう1つ支援の中での課題として、妊娠期から相談を受けていく中で、いろんな人が支援者として関わるわけです。そのときの特別養子縁組の情報提供の仕方、それが意外にもネガティブな内容だったり、主観が入る場合が多いというもあります。「できれば実親さんが育てたほうがいいけれど、できなかったら残念だけど手放す」という残念なオプションとしての導入というのは、「その方向しかとれない私は母親失格だ」みたいに自己肯定感が下がってしまう。その実親さんの特別養子縁組像がネガティブになってしまっているケースが見受けられます。

一方、今のは妊娠期からの話でしたが、すでに子どもを措置している中での特別養子縁組ですが、措置中に至るには「措置の日」があるわけです。そのときに、この子は実親さんがどうなったら実親さんのところに戻すのか、もしくは親族のところに戻すのか、もしくは特別養子縁組をいつ頃にしていくのか、もっと言えば、実親さんはどんな特別養子縁組をしていきたいのか、という支

援計画が本来必要です。しかし、この支援計画がないことを、これまでの措置中の子どもの委託をする中で現状として見てきました。また、支援計画が途中から出てきたとしても、それが実親さん、子どもに共有されていないということもあります。子どもは何も聞かされていないまま措置、措置変更されている。なので、子どもには入所中に日々実親さんについての語りもないですし、あなたがこれからどうなるのか、そのプランも話されていない。だから、途中からベアホープが出てきて特別養子縁組の話になっていくときに、急に「あなたは実は実親さんのところには戻らなくて、次のお家に行くんだよ」みたいな話が紙芝居で始めると、子どもには衝撃的なものだと思います。

児童相談所の職員も施設職員も、措置中の子どもの特別養子縁組を、民間と一緒にやる経験のない方が多々おられます。これは仕方がないことですが、ケースを重ね、引き継ぎ、勉強しながら、職員の養成をしていく仕組みというのは非常に大事だと思います。特に児童相談所の職員が人事交替していく中で、これは大きな課題です。施設職員の離職率が高いこともありますので、そういう中で特別養子縁組にしっかり対応できる専門性を持った職員の養成はとても重要だと思います。

最後に、今後里親支援センターができていくわけですが、その中で残念に思っているところを挙げておきます。パーマネンシー保障を国が目指している中で、里親支援センターに関しては養育里親のこじか謳われておらず、特別養子縁組を目指す養子縁組里親がターゲットに入っていない。もっと言えば、民間委託された養親も入っていない。ちょっとそれは方向性としていかがなものかと思っています。とはいえ、里親支援センターで、養育里親さんのために一生懸命トレーニングされた職員が、養親さん、養子縁組里親さんに対する支援がそのままできるかというと、これは全く違います。なので、またさらに特別養子縁組に関する学びが必要で、その専門性を生かした働きができる職員の養成が課題になると思います。

ここで、養子縁組里親さんや養親さんが対象から外された理由として「養子縁組した子どもの数は少ないのではないか」ということを言われるかもしれません。年間

メインシンポジウム「パーマネンシーを踏まえた家庭養護の推進」

600 件台というレベルかもしれませんが、18 年間で 8,509 人なのでそれなりの数だと思います。しかも、18 年間で支援が終わるわけではなく、養子の課題というのは継続していきます。再会支援も含まれますので、結構長い期間続いていく支援であるべきものですが、審判確定したら実親子とみなして、支援が切られる風潮が続いてきたと思います。今後、特別養子縁組も含めた事業として、義務的経費に上げてほしいと思っています。

特別養子縁組の親子支援として、委託から始まる家庭内や周囲への真実告知というテーマがあります。委託の日から「今頃実親さんどうしているかな」「さみしい思っていないかな」「この元気なお写真送ってあげようか」などと子どもに話しながら、いわゆる真実告知が始まっていくわけですが、そういう日常の真実告知というものと、いつかドカンと紙芝居で告げるものがまだあると思います。ライフストーリーブック、ワークは、実親さんへの支援をしてこなかった方が急に始めると非常に無理があります。特に、子ども担当と親担当と分かれている児童相談所は非常にやりにくいだろうと。実親さんのことが分からないまま、子どもに語っていく、そして養子縁組里親さんを育てていくというのはやはり無理があると思います。児相職員の養成もですが、できることであれば、実親さんの支援も加味した里親支援センターができるといいと思います。そこでは実親さん支援、養子縁組里親さん・養親さんの育成やアフターフォローがあり、ずっとつながっていきますし、本来特別養子縁組はその三者がつながり続けるものになりますので、理想とするアダプショントライアドが続いていく支援ができる里親支援センターになったら良いと思います。

それから今、養育里親さんに特化した里親支援センターの話ばかりでしたが、特別養子縁組に特化した里親支援センターもあっていいと思います。もしどうしても難しいということであれば、既に何か専門性がある法人があればですが、外部委託をするというアイデアもあり得ます。児童相談所でこれまでできなかったことを外部委託することにより、できるようになるものの一つとして、セミオープンアダプションもあると思います。セミオープンにより、例えば実親さんに対し定期的に子どもの写真をセンターから送る、実親さん側からお誕生日ブ

レゼントをセンターを通じて送る、クリスマスカードのやり取りをするなど、実親さんが納得する特別養子縁組が実現し子どもへの語りがより豊かになる可能性があります。

それから、支援は特別養子縁組の審判が確定したら終了かということ、深刻な支援が必要となるのはもっと先なわけです。特別養子縁組は、法的に実親子になりますがやはり養子縁組であるからこそ出てくる課題があります。なので、養育里親さんと同様、長期伴走支援はやはり特別養子縁組の親子でもマストになるべきだと思います。この辺りも里親支援センターが包括的に担っていくことを期待しています。

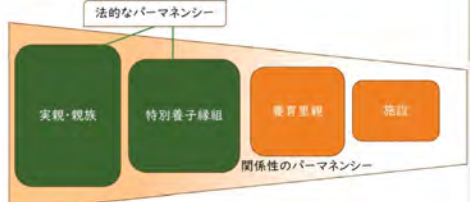
メインシンポジウム「パーマネンシーを踏まえた家庭養護の推進」



**妊娠期から始まる
パーマネンシープランニング**
(一社) ベアホープ 理事・助産師
赤尾さく美

こどものパーマネンシー保障

パーマネンシー→養育者・生活環境(家族関係)の永続性



養育里親は「永続的解決策を模索する中で提供されるもの」
(2019 国連指針)



**妊娠期から始まる
パーマネンシープランニング
～課題と期待～**

- ×産まれてから連絡してください。
⇒ネット上で歩み寄って相談を受ける妊娠葛藤相談と連携
- ×一旦一時保護で・・・
⇒実親が養育しても、しなくても、子どもは永続的な家庭養育へ。
子どもを転々とさせないW set up (concurrent planning)は
妊娠期から。養育しないなら実親→養親 or 里親→養親

ベアホープへの妊娠相談数と委託数

年度 Year	相談数 Consult	委託数 Adoption
2019	261+α	37
2020	363+α	43
2021	290+24	24
2022	650+30	41
2023	448+30	37

**実親側の支援課題
～希望に沿えない現状～**

- 今後を熟慮できる妊娠期～産後の居場所の欠如
- 育てたいけど実親に精神・知的・発達課題
- 実親の自立支援？委託後の実親支援の断絶
- 子どもと会えないなら施設に入れておきたい
- セミオープンアドプションの選択肢がない
- 関係者による特別養子縁組の伝え方（にんしんSOS、居宅支援、保健センター、こども家庭センター、児童相談所、医療機関、施設・・・）

論点



1. 妊娠期から始まるパーマネンシープランニング
2. 措置時・措置中のプランニング
3. 里親支援センターの課題と期待

**措置時からのプランニング
(Permanency from Day1)
～課題と期待～**



- ×期限もなければプランもない措置
⇒実親・親族が特別養子縁組か。
再統合へ向けた実親支援は、いつまでに何を達成するのか。
- ×子どもは何も聞かされていないまま措置or措置変更
⇒子どもへの真実告知・語り（措置時からの日常的な語り）
- ×見たことがない、前例がないんです・・・
⇒児相職員、施設職員の育成、意識改革。特別養子縁組の専門家を育てる

メインシンポジウム「パーマネンシーを踏まえた家庭養護の推進」

里親支援センターの 課題と期待

- ★国が子どものパーマネンシー保障を目指す中、(養育)里親支援センターが土台となり、特別養子縁組の支援が前提でない。
- ★養育里親への支援と養親への支援は全く異なる
離縁できない養親となる覚悟、土台を育てる支援が必要
- ★養子の数(成立数)は2005～2022年までの18年間で8,509人
⇒養子縁組包括支援事業を義務的経費へ。

- ★委託から始まる家庭内、周囲への**真実告知**と、いつかするライフストーリーワークがごちゃごちゃ・・・
- ★**実親への支援なしに養親・養子への支援は困難・・・**
⇒特別養子縁組の専門家のいる里親支援センター、
特別養子縁組特化型の里親支援センター、
専門性の高い法人へ外部委託
⇒セミオープンアダプションも可能に
- ★審判確定したら終了？深刻な支援が必要となるのは審判確定後。長期伴走支援は特別養子縁組もマスト。
⇒実親、養親、養子、里親、里子を包括的に支えるセンターへ
⇒児相で受託しても民間で受託しても、地域で支援される仕組みを

メインシンポジウム「パーマネンシーを踏まえた家庭養護の推進」

ディスカッション



藤井：コーディネーターを務めます代表幹事の藤井です。東京で養育里親をしております。それではディスカッションの冒頭に、小松課長のプレゼンテーションをお聞きしての感想をお願いしたいと思います。

小松：こども家庭庁支援局家庭福祉課長の小松です。午前中、それぞれ先生方からご説明いただいたことについて、コメントをさせていただきます。まず最初に、畠山先生から、基調講演について、実はこのパーマネンシーは畠山先生からのお話の中にもありましたが、国のほうではっきりと文章として触れたのが、平成31年に初めて社会的養育推進計画の策定要領を出した中で、かなり強調して書かせていただきました。

一方で、数年経って期せずして畠山先生が今日ご説明してくださいましたが、パーマネンシーという言葉が、特別養子縁組を成立させるのがパーマネンシーであるとか、もしくは施設に入所させることよりもむしろ里親に委託させることがパーマネンシーの保障だ、というように誤解、一部を強調して現場で使われているような気がしていると実は私も思っていました。昨年のちょうど今頃、日付で言えば3月12日付で後期の推進計画を出させていただいた中で、そこで書かせていただいた文章はパーマネンシーについて、実親支援とともに親子関係再構築、どうしても叶わないときに特別養子縁組と並行で考えていくというような、今日畠山先生からご説明いただいたこととかなり近い文章を書かせていただいたつもりです。

その上で、今日は午前中、それぞれ大分県でありますとか東京都、岡山県、それから赤尾先生からいただいたお話の中で、パーマネンシーという部分について、それ

ぞれの自治体もしくは支援者の方々が力を入れているところをお聞かせいただいたと思っています。例えば、大分県であれば、見守りというのを単なる見守ることだけではなくて、親を助けながら子どもと一緒に生活していく、生きていくというあたりに着目しているところ、また岡山県であれば、それぞれのつながり、バランスをどう考えていくかということ。またベアホープの赤尾先生からは妊娠期から始まるパーマネンシープランニングといったようなところのご示唆があったと思います。また東京都に関しては、西尾部長からあったお話も、本当に国の課題を濃く凝縮したものを東京都は抱えておられるんだな、ということに改めて思ったところです。午後の時間の中でまたそれぞれのご発言をいただきながら、私も勉強させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

藤井：ありがとうございます。それでは論点をいくつか挙げさせていただきつつ、ディスカッションに入りたいと思います。初めに子どもたちのパーマネンシーの確保に向けて、薬師寺所長からお話ありましたように、まずは児童相談所の体制を、どんなふうに、どれくらい確保していけるのか、整備していけるのかというのは1つ大きな課題かなと、私も思いました。皮切りに、大分県ですが、パーマネンシープランは、作成も実行もそう簡単ではないですし、いろいろな課題が出てきているということも伺いましたが、今の体制ではどれくらいの体制を組んで、整備してやられているのか。よく言われるような、児童福祉司1人当たり何人ぐらいの子どもたちを担当しているかも含めて、その体制整備について、お話いただければと思います。

メインシンポジウム「パーマネンシーを踏まえた家庭養護の推進」

松本：大分県庁の松本です。まず児童福祉司 1 人当たりの担当ケース数につきましては、メルクマール通り 40 ケース程度です。年度当初それで出発しても、年度中やはり相談対応件数も増えてきているので、瞬間的には 1 人当たり 50～60 になるような状況もあると現場からは聞いています。体制については、こども家庭庁のほうで示していただいていますプランの配置基準通りの職員は配置しているような状況です。

藤井：ありがとうございます。続いて東京都、岡山県も、パーマネンシープランと呼ぶかどうかはともかく、特に保護された子どもたちの家族再統合とか、そういうことを視野に入れた支援計画を作るとすると、全国的に見てもまだまだ道遠だと思います。これまで以上に子ども自身と児童福祉司と信頼関係を作っていく必要もあるし、それから里親とか施設のほうと方針を共有するということにも、かなり時間や労力が必要ですから、私は児童福祉司 1 人当たり 30 人ぐらいが限界ではないかと思ったりもするものですから、これはこども家庭庁の基準もまた改善してもらいたいですけれど、これからの 5 か年の計画をそれぞれ作っていただいたわけですが、そこら辺の体制整備、どれぐらいの展望をお持ちなのか、東京都、岡山県にお願いできればと思います。



西尾：東京都は児童福祉司 1 人当たりの相談件数が、平成元年ですと 1 人当たり 115 件ぐらい平均で持っていたという統計があります。その後、児童福祉司の増員を毎年しており、令和 5 年は 65 件にまで減じております。それでもまだ多いなと感じます。虐待相談で見ると 36 件ぐらい担当していますが、経験値の浅い職員が半分ぐ

らいいの中で、現場の負担感というのはこの件数以上のものがあると思います。

まだ東京都は、児童福祉司の職員配置について政令基準に達していません。定数にまだ達していない。来年度は定数ベースで 50 人ぐらい増員します。そうすると、定数 540 ぐらいになるんです。ただ実際そこまで実員は配置できていない状況です。来年以降も私どもは増やし続けていかなければならないという窮状にございます。当然数だけ揃えてもダメなので、先程申し上げている人材育成、しかも経験値が本当に必要とされる世界ですので、どうやって限られた時間で育成していくかが課題になっています。

パーマネンシーについては、本当に子ども目線というのが大切だと思います。ただ実践には本当に時間と労力がかかると思います。支援する側のスキルも必要だと思います。丁寧なケースワークをしていくためにどうやって人材確保、育成をしていくか。岡山県の薬師寺さんがおっしゃっていた「魅力ある児童相談所にしなければ来ないよ」というのは、その通りだと思っています。私も、トレーニングセンターと銘打っていますが、育成については本当に今までにないカリキュラムを考えておりまして、学生さんたちにはいろいろなところで案内させていただいています。

あともう 1 つは、相談援助活動の成功体験ですね。子どものためになっているんだという、そういった実感を持っていただくにはどうしたらいいか、それを考えていきたいと思っています。ただ現実先程言ったように、虐待対応は危機介入と福祉的アプローチが同時に求められます。6 年前に目黒で結愛ちゃんの事件があって、そうするとマスコミや世間一般の方からどうなっているんだということで集中的にご批判を浴びました。そういう中で、とにかく危機管理が大切だということで、事件を機にいろいろ行動指針を作りました。ただそうなってくると、チェック、チェックが増える一方で、いつの間にか福祉的アプローチがおざなりになってしまうんじゃないかと。そこを懸念しながら、先程バランスが大切だということで申し上げましたが、危機管理と福祉的アプローチ両方を大切にしながらやっていきたいと思っています。

メインシンポジウム「パーマネンシーを踏まえた家庭養護の推進」

藤井：ありがとうございます。次は薬師寺所長、お願いします。

薬師寺：岡山県の場合、担当ケース数は平均で約70件です。ただ新人は担当ケース数が10件ぐらいの職員もいますので、経験年数や力量に応じて変動する担当件数となっています。

岡山県では、児童相談所に配置する福祉専門職を児童福祉司や心理判定員として募集、採用しています。しかも転勤先がほぼ児童相談所しかないという、児童ソーシャルワーカーや児童心理臨床家に特化したキャリアデザインを選択できる環境が、他の自治体にはない特徴となっています。そのため、県内3カ所の児童相談所をぐるぐる回りながらキャリアを積んでいきます。ちなみに私は倉敷児童相談所が3度目の配属となります。

この特徴が職員にもたらす最大のメリットは、自分の担当した子どもたちがどうなったか、その結果が見られることです。そうすると、自分の相談支援の実践活動のレビューがしやすく、良かった点と反省すべき点が積み上がり、児童福祉専門職として成長しやすい環境という点です。もし、そうした環境でなく、人員は慢性的に不足し、担当ケース数も多く、互いに助け合う体制も育成体系もない環境の児童相談所に私が配属されたら、地域で子どもの暮らしを支える支援よりも、バンバン措置して一刻も早く児童福祉とは関係のない部署への転勤を希望するかもしれません。なぜなら、その後、子どもがどうなったか分かりようもないので、措置することが子どもの人生に及ぼす影響やそれを決定する重み、罪悪感などに直面させられることがないからです。そうすると、児童福祉専門職としての成長はおろか、現状を改善する動機にも繋がらず、子どもたちを取り巻く状況は悪くなる一方です。

やはり、児童福祉専門職として、長くきちんと勤められる体制の整備は不可欠です。児童ソーシャルワーカーとして、或いは児童心理臨床家として職員が長くそこに居続けることは、支援を受ける子どもや家族にとっても自分たちのことをよく知っている職員が長く居続けてくれるという安心感にも繋がり、アウトカムとして子ども

のパーマネンシーを保障したり、つながりをずっと維持する機関として存在し続けることになります。これは、市町村も同じです。ここが大きい課題だと思います。

それから先程、西尾さんの話にもあった結愛ちゃんの事件があって、あのときは政府主導の「児童虐待防止対策体制強化プラン」が発表され、その後の野田市の心愛ちゃん事件もあって、児童相談所の職員を急速に増やしていただきましたが、児童相談所の職員はまだまだ全然足りない状況です。もっと増員が必要です。

近年は、「児童相談所は業務が多く、人員も足りていないから、業務を切り分けて民間委託しましょう」という政策の流れが強くなっています。しかし、業務を切り分けて民間委託すると、相談の開始から自立支援まで、子どもの視点に立った一貫したソーシャルワークは成立しなくなります。子どもの権利の実現を目指しながら、日本の児童福祉現場の最前線にあり続ける機関として、児童相談所が相談の開始から自立支援まで責任ある対応を業務として行うことが1本の軸としてきちんとあって、それを軸にしながら民間とのコラボレーションを併行して補っていく形での体制強化が必要です。

また、社会的養護下にある子どもの支援を専任で担当する児童福祉司や児童心理司の配置標準がないのは課題です。体制強化プラン等で大量に増員しても、結局前のめりというか、虐待の早期発見や強制介入といった虐待相談対応に手厚く職員を配置する算定方法が採用されていて、里子や里親の支援を専任で行う里親養育支援担当福祉司は、人口や委託数と関係なく、各児童相談所に1名の配置となっています。しかも児童心理司は専任配置されていません。こうした社会的養護下にある子どもの支援を専任で行う児童福祉司や児童心理司を国の責任でもっともっと増やしてもらわないといけません。

施設養護を利用する子どもを支援する専任の児童福祉司や児童心理司、自立支援を専任で行う児童福祉司や児童心理司、養子縁組を専任で担う児童福祉司や児童心理司もそうですが、それぞれ子どもが置かれている実情に応じた形で、児童福祉法に配置標準を定めていただきたいです。それが実現されていないことが、里親や施設が足りなくなり、一時保護所は一杯で期間が長期化し、子どもの人権が制約される状態が継続されている大きな

メインシンポジウム「パーマネンシーを踏まえた家庭養護の推進」

要因の一つだと思います。虐待対応の初期段階よりも、社会的養護に向かっていくほど、子どもの支援のニーズは大きくなります。そこをいかに手厚くやっていけるかが児童福祉政策の本丸だと思います。

藤井 : ありがとうございます。私も里親ですから、普段児童福祉司さんといろいろなかたちで接するわけですが、今皆さんおっしゃったようなことに若干補足すると、心理司さんもそうなんですけど、専門性ももちろん大事ですが、専門性だけに執着しないということですよ。主体的に子どもと向き合ってもらって、柔軟な思考ができるような、そういう人材をぜひともたくさん養成していただければと思います。

児童相談所の体制整備というのはおそらく、今日ご参加いただいている方々の共通課題だと思うんですけど、人材の確保とか育成とかって、一朝一夕でいくような話ではないですよ。かなりの時間をかけてやらなければいけないところでもありますので、できるだけ早いうちから、既にそれぞれの自治体で頭に入れていただいているとは思いますが、よろしくお願ひしたいと思います。また FLEC フォーラムでは以前から子どもたちのへのソーシャルワークとケアマネジメントについて、社会福祉法人とか NPO とか、民間の活用も提言をしてきていますので、その辺りもまた今後、こども家庭庁を中心にいろいろ議論があればありがたいなと思います。

それから 2 つ目の課題として、特別養子縁組を取り上げたいと思います。赤尾さん、お願いいたします。

赤尾 : ありがとうございます。特別養子縁組、民間でやっている部分と児童相談所でやっているものと、方法も何もかもだいぶ違うと思います。同じことを語るのは非常に難しいと思いますが、民間も全体的に質を上げなきゃいけない、信頼を勝ち取っていく必要があります。どうということかという、生まれたばかりの元気な赤ちゃんだけを委託するという、そういう最もシンプルなものから、そうではない、非常に難しいケース、多機関連携が必要な大きな子ども、障害児、病児含めて、なんとか連携しながらやっていく。そのあとも伴走がかなり必要なものも、民間総出でやるべきかなと私は思っています。

す。

一方、児童相談所は先程外部に委託ということもありましたけれども、委託をしていくものの中に特別養子縁組が入っているのか入っていないのかも曖昧ですので、外部委託にしていくのであれば、イベント屋さんみたいな感じではいけないと思うんです。周知をかけて研修を打ち上げるだけ、みたいなものではいけない。子どもの委託の後の養子縁組ファミリー、アダプショントライアッドを本当に健全に保っていくためには実親支援のところから関わって行くべきだと思います。実親さん像があっての子どもへの語りがどうなっていくか、というのを養親さんに研修していく。またその養親さんに伴走していく長期的な伴走支援が民間サイドでなされていく、というのが理想的だと思っています。

そのときに、養育里親さんの支援と養子縁組里親さんの支援は違いますので、全く違う視点の支援が必要ですが、一方、養育里親さんが養子縁組里親としてダブル登録しているという場合がありますよね。途中で切り替えるという場合もありますので、そのときも注意しながら、そのご夫婦が視点を切り替えていくことをきちんとサポートしていく、というスキルも必要かなと思います。いずれにせよ、施設に残っていく子どもたちの特徴として、委託の難しい子ども、つまり何らかの病気、障害を抱えている、また親も同様の課題を抱えているということがあります。そして実親さんは「育てます」と言っているけど実際には難しい、という子どもがずるずると施設に留まっているという現状はあると思います。実親さんや子どもに対する特別養子縁組についての語りというのは誰がするのかというと、関わっている全ての支援者だと思いますが、それがさっきお伝えしたみたいな残念な選択ではなく、母親として子どもの将来を考える、母親の愛情としての特別養子縁組という語りができるかということも、人材育成の 1 つとして入ってくるというなと感じております。

藤井 : ありがとうございます。それでは 3 自治体それぞれ、今の赤尾さんのお話、それからプレゼンの中では赤尾さんは課題を 3 つ挙げられていました。妊娠期からのパーマネンシープランニング、措置時からのプランニング

メインシンポジウム「パーマネンシーを踏まえた家庭養護の推進」

グ、里親支援センターの課題。そこら辺を視野に入れていただいて、3自治体それぞれコメントをいただければと思います。特にこれからの5年間の計画の中で何をどのように進めていこうとされているのかというところです。岡山県からお願いしていいですか。

薬師寺：本日は、子どもの権利の視点に立つことを軸にした岡山県の計画を紹介しました。児童相談所で、妊娠期といえば「特定妊婦」であり、児童相談所も特定妊婦を支援することとされています。この「特定妊婦」という表現に私自身はすごく違和感があります。児童相談所が支援するのは、妊婦ではなく「子ども」です。だから、お母さんのお腹の中にいる子どもに焦点を当て、生まれる前の子どもをどう支援するかが重要で、そこに焦点化しながら考えていく必要があります。そうでなければ、「特定妊婦の支援は、本来母子保健の役割ではないのか？なぜ、児童相談所が支援しなければならないのか？」という担当職員のマインドに揺れが出てきます。妊娠期からのパーマネンシープランニングについては、胎児期のときから子どもには育ちのニーズがあって、そこに焦点を当てて、養子縁組や委託の選択も含めた支援を組み立てることができれば、民間団体の方とも上手く連携しながらパーマネンシープランニングができるのではないかと考えています。

養育里親さんのダブル登録は、岡山県でも多く見られます。むしろ、養子縁組里親さんのダブル登録といったほうが実態に合っているかもしれません。そこから、養育里親さん一本へ移行される里親さんが多い状況です。里親支援センターについては、これから設置を検討していくところです。

藤井：ありがとうございます。では大分県、松本さん、いかがですか。

松本：大分県では、計画にも書きましたが、来年度から特別養子縁組に特化した民間のフォスティング機関を創設予定です。きっかけは、令和3年に日本財団と大分県で家庭養育推進モデル事業を5年間契約させていただいたことです。その中で県内唯一の乳児院の多機能化、機

能転換の一環としてインケアから特別養子縁組、里親推進ということで取り組みを始めています。その中で実はベアホープの赤尾さんやロングさんにも乳児院にコンサルに入っていて、今準備を進めているところです。

児童相談所におきましても、特別養子縁組専任の担当職員も配置しており、様々な業務を行っている中で、かつ大分県の場合、特徴かもしれませんが、養育里親と特別養子縁組里親を登録段階から分けて登録をしてもらっている状況もございます。ここ数年、実親さんの申し出により申し立てを取り下げしてしまうケースも出てきたので、実親支援、セミオープンアダプションも含めて、これまで児童相談所で手薄だったところを民間さんと協力して追求をしていきたいと計画の中でも書かせていただいております。

藤井：ありがとうございます。では東京都の西尾部長お願いします。

西尾：東京都では新生児委託推進事業と申しまして、乳児院と連携して早期に、短期の交流期間で特別養子縁組に移行する取り組みをしています。現在二葉乳児院さんをお願いしているところです。以前は0歳児の特別養子縁組は、児童相談所が扱うケースとしてなかなか成立しませんでした。平成29年から事業が始まって今までに50ケースほど、乳児の委託が進んでいます。これは本当に民間連携が上手くいった取り組みだと思います。二葉さん以外にももう1つの乳児院をお願いしており、さらに来年度からもう1カ所増やそうと思っています。それからもう1つ。これはまた別の乳児院に、特別養子縁組の推進員を置いてもらおうと思っています。人件費補助をしようと考えています。これも特別養子縁組について、短期間で交流を成立させる効果を期待したい。児童相談所は交流のところまで手が届かない部分もあるので、ここでも民間連携で短期間に丁寧に交流支援をしていただくことを考えています。同時に、実親との支援などはこれからも課題になってくると思います。特別養子縁組であっても、そのあとの出自を知る権利ですとか、いろいろ長い目で見たフォローをどこまでできるかというのは

メインシンポジウム「パーマネンシーを踏まえた家庭養護の推進」

課題になってくると思っています。推進計画の中でもその辺も視野に入れながらやって行こうと思います。

藤井：ありがとうございます。赤尾さん、今のお話に対して何かありますか。



赤尾：推進員の方が東京都内でも出てくるということで、うれしいなと思いました。アフターフォローとしての特別養子縁組の支援として、非常に大きいのは真実告知の部分だったり、子どもの発達、病気、いろいろな課題があとから見えてくるというところでの捉え方というのも、一般家庭と少し違う部分があると思います。どこか「特別養子縁組だからいい親でなければいけない」みたいなプレッシャーを感じている方もいらっしゃると思いますし、決してそうではないのですが、少し特別な配慮が必要だと思うところもあります。

また、実親さん側に非常に厳しい過酷な妊娠の経過があったという部分をどのように子どもに伝えていくか。まずそれはいつ頃からなのか。そういった実親さんの事情の部分をどのように伝えるかというのもありますし、委託の日から実親さんの思いをどのように日常生活の中で語るかという、養親さんに対する真実告知のトレーニングとか、その後の伴走支援も、児童相談所で受託をしたご夫婦に対しても非常に期待されるところだと思います。この部分が今後里親支援センターのほうに移譲されることになれば、もしかしたらクオリティは上げていきやすいだろうと思うんです。民間なので、人事異動がありませんからです。その代わり、しっかり蓄積したノウハウをそこで備えていって、伝承していくのはもちろん必要だと思いますし、また新たなものにチャレンジしていくことになりますので、今までやってきたことと全く

違うものを学び取っていく、その人材をいかに確保していくか、定着させていくかは常に課題だろうと思います。

藤井：ありがとうございます。特別養子縁組の課題といえますか、社会的養護の枠組で議論していますと、本来の大元の制度が法務省管轄でなかなか児童福祉の文脈だけで捉えにくいところもあるからでしょうか、私は議論の量が少ないなと思っています。この FLEC フォーラムでは、このあとの分科会でも第2分科会を立てていますが、このテーマは毎回取り上げて議論してきていますので、ご参加の皆さんも強く認識を持っていただければありがたいなと思います。

それでは次の課題です。里親委託の推進について議論したいと思います。各自治体、それぞれに目標数値もありますが、一方で、これは私の肌感覚からしても、子どもたちの養育は難しくなっていて、若干無理な委託も増えて、不調が増えているんじゃないか。リクルートも活発に行われてきてはいますが、その分安易な登録も増えているんじゃないか。里親支援センターも、制度が立ち上がったばかりですからやむを得ない面もありますが、地域格差も含めて、例えば24時間の支援体制をなかなか組めないとか、あるいは地元の里親会との連携が上手くいかないとか、そういう課題のほうもいろいろ浮き上がってきていると思います。そういう中で各自治体の里親委託、どのように進めようとしているのか、これも自治体の方からコメントいただければと思います。東京都の西尾部長お願いします。

西尾：推進計画の中で東京都の委託率の目標が37.4。現在17.4ということで、数字上なかなか進まないという状況があります。里親支援をフォスタリングを使って充実していくというのは当然やっていくのですが、実際難しいと思っているのは、ケアニーズの高い子どもたちの率が増えているような気がしています。里親委託率を上げていくにはケアニーズの高い子であっても、里親さんにある程度預けしないと絶対率は上がっていかないと。これもつまるところ里親支援になってくると思いますが、先程東京都の児童相談センターの機能強化、治療

メインシンポジウム「パーマネンシーを踏まえた家庭養護の推進」

指導課のバックアップ等、フォスタリングの方とも連携しながら里親支援の機能を強化していく必要があると思っています。その効果として委託率をアップさせたい。もちろんフォスタリングによるリクルート活動も充実していかなければなりません。

藤井：ありがとうございます。里親委託も、先程の治療指導課の拡充もそうですが、ぜひよろしくお願ひしたいと思っています。それでは同じ論点で、岡山県にお願いできればと思います。

薬師寺：里親委託率が増えているのは、子どものニーズを満たすためには里親委託が良いことを、子どもにもたらされたアウトカムから実感している児童相談所の職員が増えつつあることが大きな要因です。併せて、知事がトップで里親委託推進を指揮していますので、それを受けて施策としても、現場としても取組みを加速化させている要因も大きいと思っています。2023 年は、岡山県は岡山市（政令市）と一緒に計画を作っている関係で、3 歳未満委託率は 46 パーセントですが、県だけだと 61 パーセントという状況です。3 歳児以上就学前の委託率についても、県だけだと 53 パーセントぐらいで、これも伸びている状況です。

倉敷児童相談所では、地区の里親会の元会長さんに里親の相談支援を補助する職員として 2023 年度から児童相談所に加わってもらっています。これは、児童相談所の職員の立場から、業務を実情を見ていただき、なぜ里親委託が進まないか、ニーズのミスマッチはどこから生まれているかなどを体感的に理解していただき、打開の道と一緒に探りたいと考えたからです。そのため、ケース会議にも参加してもらい、一時保護所や施設でのマッチングや里親会に属していない里親さん宅への訪問、リクルート活動なども、全て体験してもらいました。そうすることで、「里親会としても何かやらなきゃいけない」といった気持ちになって積極的に活動してくださっています。そういう取組みも実施して、里親委託のさらなる拡充に努めているところです。

藤井：ありがとうございます。次は大分県の松本さん、

お願いします。



松本：午前中の説明の中でもご紹介させていただきましたが、大分県の里親等委託率は全国上位の水準を維持している状況です。そんな中で、計画の改定委員会の中でも話が出ましたが、いわゆる不調ケースです。データを準備しましたが、令和 5 年度に里親か里子の事情、児童相談所のアセスメントの結果によって、本来ならば委託継続が望ましいがやむを得ず委託解除をせざるを得なかったケース。まず里親が全 45 ケース、当然年齢到達の解除も含まれていますが、13/45 ありました。3 分の 1 が不調による解除です。その理由として、本児の特性、不注意等を里親が容認できなかった、学校、里親宅で本児の暴言、暴力頻発で専門的治療が必要と判断されたケースなど、先ほど東京都さんがおっしゃったように高年齢児の専門的なケアが必要なケースが本当に増えている状況です。

そういった中、里親委託率、頑張って目標を高めに設定はしていますが、率のみを目指してケースマネジメントをやっていくのではなく、そういった不調ケースから学ぶべきところを、児童相談所内で共有する会議もありますので、一つ一つのケースの中身もしっかり押さえていかないといけないと思っています。

それと、里親支援センターですが、計画上では令和 8 年度に大分県では設置する予定です。現在、里親専門の NPO 法人さんと協力して、里親の募集やリクルートの活動をさせていただいているところです。今年度はオンラインによる説明会なども、NPO 法人からの提案で実施し、好評いただいております。それと地域をよく知る市町村と連携し、里親を募集するという里親スタートアップミーティングという取り組みも、NPO 法人の提案で実施しております。これは非常に有効で「地域にこういっ

メインシンポジウム「パーマネンシーを踏まえた家庭養護の推進」

た里親になり得そうな方いらっしゃるよ」とか、市町村を嘯ませるのがすごく有効だと感じます。

藤井：ありがとうございます。フォスタリング機関の立場から、長田さんはどうですか。

長田：東京都の委託率がそれほど伸びていないのは実際のところだと思いますが、4,000人近い社会的養護の下で生活する子どもたちがいますので、1ケース1ケース取り扱うとなかなか数字には直結しないという部分もあります。また、一時保護で受託をしている、お願いをしている里親さんもとて多くいらっしゃる、それは委託率に反映しない部分なので、地域の皆さん、里親さんたちに一時保護に緊急的にお願いをしたい子どもたちを、本当に丁寧に受け入れてくださるということをお願いしているのが実情だと思っています。

また、里親支援機関事業、当初から東京都の児童相談所のいくつかでは措置しているお子さんの中でできるだけ里親家庭にお願いしたいと思うようなお子さんについては、児童相談所を上げてリスト化をしています。「この子が抜けたとしたらどんな支援が必要か」「どういうふうにすればいいのか」という部分を学識経験者の先生や里親さん、そして施設の職員、フォスタリング、児童相談所の皆様と検討して、調整しています。「それぞれの関係機関がどうすればいいのか」というような課題整理をすることでスキルアップを図っているところもあります。そういった部分では東京都としてはすごく取り組みをされているなと感じております。

藤井：ありがとうございます。古屋さん、青木さん、それぞれ地域支援の立場から見て、里親支援、どんな感じでしょう。

古屋：地域支援を私たちがするときに、親を助けながら子どもと一緒に生きるという話をしましたが、里親さんもそのフレームに当てはめられるんじゃないかなと思っていて、里親さんがSOSが出たときにタイムリーに訪問したり、里親レスパイトケアも速やかに、フレキシブルに対応することが大事だと思います。

青木：私たちが現在里親支援専門員が中心になり、里親さんを支援させていただいています。SOS、ちょっと聞いてよ、が関係性づくりが一番大事ですので、そういった顔の見える関係づくりを大事にやっています。

藤井：ありがとうございます。私もなぜこんな論点を取り上げたかということ、児童相談所、フォスタリング、児童家庭センターも含め、杓子定規なケースワークにならないようにしてほしいという私の思いがあります。今日冒頭から畠山先生、小松課長からも、パーマネンシーの概念が誤解されているところもあるのではないかという趣旨のお話がありました。私も「パーマネンシーって、例えば児童相談所の側からすると、子どもの意向はもちろんベースにするにしても、判断をされるその時点その時点で、児童相談所や児童福祉司さんが活用できる社会資源は無限になんでもあるわけではなく、一定の制約の中で最善の選択をしなければいけない」と思うんですよね。

例えば、特別養子を考えてって、養親候補が受けていただかなければ実現しないですし、里親委託も里親登録していれば誰でもいいというわけではないですよ。課題のある子どもであるほど、一定の経験、覚悟がある里親さんがいなければ委託できないわけです。そこを杓子定規に、例えば親族里親優先だから親族、里親優先だから里親に、と機械的にやってしまうと、間違いなく不幸な結果になる可能性が高いです。不調って、私も里親として経験してまして、これはもう私たち夫婦にとって痛恨の経験でしたが、当然子どもにとってさらに辛い経験です。そう考えると、最初に議論したような、パーマネンシーを目指した児童相談所のソーシャルワークは本当に難しい。ですので、職員の質も数もですけども、民間の活動も含めて、十分に体制の整備をしていただきたいと心底お願いしたいと思います。

それでは、最後の論点になります。家庭養護を離れてパーマネンシーの最優先課題になります家庭支援に話を移していきたいと思います。まず大分県の松本さんから市町村側の感触や意欲についてお伺いしたいと思います。

メインシンポジウム「パーマネンシーを踏まえた家庭養護の推進」

松本：市町村の意欲を取りまとめる機会が少なかったというのがまさに反省点でして、実情、例えば子育て世帯訪問支援事業、県内 18 市町村の 9/18 の自治体が現在取り組んでいます。大分県は全国的に進んでいる状況ではあるんですね。

ただ午前中、古屋さんのお話にもありましたが、実施していればいいのかというわけではありません。実施に丸がついていれば終わりではなく、利用措置・勧奨の状況、支援内容も、1 分訪問したらそれで良いかといったら違います。訪問の内容、相談に対する支援、持ち帰って検討して、その結果プラン上どうなったか、そこまで突き詰めた実態を深掘りして進めていく必要があると思っています。ただ、市町村からは、人手不足や経験不足という声は常に聞こえている状況です。



藤井：ありがとうございます。人材という意味で、都道府県、児童相談所の人材、あるいは民間の社会福祉法人や NPO 法人の人材も大変ですが、市町村はもっと大変ですよね。これは本当に実感しています。昨日のプレセッションでも議論が出ましたが、都道府県による市町村への支援が本当に大事だと思わせられるところがありました。思いつきになりますが、都道府県、民間からも市町村に出向するとか、そういう形で人材支援をして、仲間になれば周りの職員をトレーニング、鍛えることもできるわけですよね。そんなことも含めて、何か都道府県から市町村に対する支援についてお話しいただければと思うのですが、東京都の西尾部長、いかがですか。

西尾：東京では子ども家庭支援センターというのを、30

年前ぐらいからやっていますが、そこでは人的な財政支援もかなり行っています。とにかく、子ども家庭支援の分野は人材確保と育成だと思います。東京都の児童相談所以上に、区市町村さんは異動などで、経験値がなかなか積み上げにくい環境があります。よくある話は、A 市と児童相談所が非常に良い関係性だった。しかし、翌年度から連携が上手くいかなくなる。なぜかという、リーダー的職員の方が変わったから。そういう面は昔からあって、かなり人材に左右される部分があると思います。児童相談所は国で運営指針があって、法的対応などまだ活動のフレームが決まっている一方、子ども家庭支援センターは確固としたフレームがない中どうやっていくか。現状としては、かなりリーダー層の経験値、熱意によって取組みの違いが出ているのかなと思います。

そういった状況がある中で、先ほど予防的支援のアプローチの話をしていただきました。これは東京都も、本気で予防をやるにはどうしたらいいか、ノウハウも考えました。活動のフレームを考えただけです。併せて人的な財政支援も考え、取組みを構築しています。3 年間モデル事業をやりましたが、子ども家庭支援センターと、母子保健部門と一体的にチームを作ってやっていただく・・・しかし大変でした。人的に限られている中で信頼関係を築くには丁寧にやっていかなければならない。それが大変なんですね。いろいろな個性を持ったご家庭の方がいる中で、支援が必要な方ほど信頼関係を結ぶのが難しい。そこを効率性も含め、どう実践していくか。チームで会議をしますが、「この次はこうしたらいいんじゃないか」とみんなの視点を集めながらやってきて、取組みの枠組みを作ってきて、今回ほかの自治体にも展開できるようになりました。

あとはゆとり尺度といって、支援の実感を見える化する中で、それを手掛かりにどうやって次の一手を打っていくか。そういったこともノウハウの 1 つとして織り込みながら、東京都として支援フレームを作ったので、これをしっかり区市町村さんに展開していきたいと思っています。

メインシンポジウム「パーマネンシーを踏まえた家庭養護の推進」



薬師寺：岡山県における市町村支援では、2015 年度から市町村の子育て支援力の向上を図り、その成果が組織の中で引き継がれ、子どもを中心とした地域支援の質を高め、市町村の体制整備の契機とすることを目的に「子育て家庭強化サポート事業」を開始し、2019 年度からは、それを引き継ぐ形で、市町村の要保護児童対策地域協議会の組織力を高め、子どもを中心とした効果的な支援が実現できる体制整備を目的とした「市町村要保護児童対策地域協議会支援事業」を展開してきました。来年度からは、「市町村こども家庭センターサポート事業」を実施する予定です。これらの事業は、各児童相談所の管内市町村 1 カ所をモデル自治体として手を挙げてもらい、そこに児童相談所の児童福祉司と児童心理司、県保健所の保健師、精神科医、弁護士から成る専門家チームを定例的かつ集中的に派遣して、アセスメント力の向上や要保護児童対策地域協議会やこども家庭センターの運営方法の検討、子ども家庭相談のあり方などを通じて、1 年かけて市町村の体制強化を検討するものです。

しかし、それで一定程度市町村の体制強化や専門性の底上げができたと思ったら、直後に異動で担当者が変わってしまい、再び振り出しに戻るといった状況をずっと繰り返してきている状況です。市町村でも子どもの支援を継続的に取組みたい職員はたくさんいますが、そうした職員の希望に関係なく、異動させられてしまう状況が続いています。

先程も紹介したとおり、来年度からはこども家庭センターをサポートする事業を展開させ、サポートプランの作成とか、センターの運営に関する様々なことを含めて、モデルを希望する市町村に手を挙げてもらうべく、「一緒にやりましょう」と現在声をかけているところで

す。現状では、首長の主導でこども家庭センターをすでに設置し、人員配置等にも力を入れて取組もうとしている自治体もあります。しかし、増員された職員のほとんどは保健師であり、ソーシャルワーカーではありません。現場で母子保健と児童福祉が一体化すると、なぜか母子保健色が強くなる傾向が多く見られ、どうしてもピュレーションアプローチが主流になりつつあります。一方、世間では共働きの子育て世帯が増えているのに、市町村のこども家庭センターや保健センターは夜間や土日は閉庁しています。そうした体制では、児童福祉や母子保健のサービスを提供する上で、すでに限界がきているため、「そこは民間にやってもらいましょう」という話になっているのかもしれませんが。いずれにせよ、現状の共働きの子育て世帯が抱える相談支援のニーズと市町村がサービスを提供する体制のミスマッチが明確になってきていることを実感しています。

また、学校も働き方改革の影響で、支援を必要とする子どもたちを本当に抱えてくれなくなりました。そういう子どもたちのサポートは、すべてスクールソーシャルワーカーに任せていますと言い、子どもの状況を把握していない学校も増えつつあります。それ以前の問題として、最近の学校は夕方 5 時以降は電話がつながりません。学校がそういう状況になると、その影響を真っ先に受けるのは支援を必要とする子どもたちであり、市町村の児童福祉部門になります。さらに近年は、要保護状態にある子どもたち、例えば酷い状態の虐待を受けている子どもたちが、突然、児童相談所に保護されるケースが頻発しています。これまでであれば、かなり早くから学校等で把握され、通告されていた子どもたちが誰からも発見されないままの状態、突然、警察を経由して児童相談所に保護される。「どうして今まで誰にも発見されなかったんだろう？」という疑問が、職員たちの間でよく話題にのぼっています。それだけに、市町村へ新たに設置された、或いはこれからされる、こども家庭センターは、サポートプランをどうするかといったテクニカルな部分ばかりにスポットが当たっていますが、福祉専門職を長期的に配置する体制の整備などを含めて、どう機能させていくかが本当に重要になってくると思います。

メインシンポジウム「パーマネンシーを踏まえた家庭養護の推進」

それから、今年度は、こども基本法及び子ども・子育て支援法、こども・若者育成支援推進法による「こども計画」の策定と社会的養育推進計画とが同時に改定時期を迎えています。管内の市町村の計画案を見ると、虐待対策の記載はあれど、社会的養育全体に係る記載が乏しい状況です。

一方、計画策定のために各市町村が子どもを含む住民に実施したアンケート結果を見ると、子育て世代の親の経済的な負担は相当大きく、子育てに対する悩みも多い状況にあることがわかります。一部の市町村のアンケート結果をよく読むと、経済的なゆとりはないし、仕事や家事等でこなすべきタスクが多く、バタバタと忙しくしているときに、子どもが構ってほしいといった言動をされると思わず手が出るという世帯が多いことも伝わってきていますが、計画に挙げられている市町村の子育て支援メニューは、国や県が予算補助している事業か、これまでの既存の事業を並べている状況です。

先ほどのこども家庭センターの職員配置の話に戻りますが、ソーシャルワーカーが配置されないと、リソース（資源）開発というソーシャルアクションが生まれません。実際の支援を通じて見える子どもや家族の暮らしの現状というミクロと、それを支えるサービスや事業という施策等の制度というマクロとの接点が見出しにくいからです。だから、新たなサービスを創出するのではなく、既存のサービスを当てはめるしかないわけです。もちろん、これは児童福祉部門の担当者の責任だけでなく、首長を含めた総務や財務の部門の責任や財政上の問題もあります。本来ならば、子どもの居場所をどうするかとか、地域では塾とか習い事など、そういうところに居場所がある子どもたちが多く、ではそこにいけない子どもたちの居場所をどうするんだとか、こども家庭センターを利用するユーザーに対してスティグマがあるから使えない、つまり、そこを利用すると虐待親と見られてしまうとか、要支援家族と見られるからサービスが使えないとか、そのような状況は変えていかなければなりません。どのような保護者の子どもでもスティグマなく使える子どもの居場所、どのような保護者でも使える子育てサービスが増えることは、社会的養育を必要とする子どもも含めた、すべての子どもたちの権利の実現につな

がり、少子化対策としても有効だと思います。

どうしても福祉サービスは、何らかの基準に当てはめたり、そこに該当しないと利用できない。しかし、子どもに関しては、その基準を取っ払って、一般の子どもたちも社会的養育を必要とする子どもたちも、住民みんなで育てようという対策が必要だと思います。例えば、夏休みに子どもたちの居場所として、公民館や図書館、体育館を開放するとか。管内の市町村で休日に校庭を開放している学校はどれぐらいあるか尋ねたら驚くほどありません。どんどん子どもの居場所がなくなっています。お金に余裕のある保護者の子どもたちは、塾、スポーツ少年団などがありますが、そうでない厳しい環境下で暮らす子どもたちは学童保育、それすら使えなかったら大型ショッピングモールやコンビニなどになります。本当に子どもたちの居場所が少ない。そういう状況が地域にあるので、子育て支援施策と社会的養育施策をしっかりと、かつシームレスにリンクさせていくことは本当に重要だと思っています。

藤井：ありがとうございます。お話を聞くと、市町村の体制整備って簡単じゃないと思います。市町村と手を組んでいただく社会福祉法人や NPO 法人の体制・力量も、これまで以上に問われると思います。家庭にいる子どもたちへの、民間のサービス提供体制の整備も必要で、第1分科会でも議論しますが、古屋さんがさっきのプレゼンの中で言っていたように、まさに資源の再分配を起こしていく仕掛けが必要だと思います。特に児童家庭支援センターは資源の配分が少ないという話もありましたが、民間の方からご参加いただいている古屋さん、長田さん、青木さん、その辺りについてそれぞれご意見をお願いしたいと思います。

古屋：繰り返しになりますが、パーマネンシーの保障を考えたとき、家庭生活であったり親子関係再構築が重要になるので、児童相談所に加えて市町村の体制整備が大事だと思っています。ただ現状市町村では人材不足から、市町村によっては子ども家庭ソーシャルワークではなくて、子ども家庭情報ワークになっているところも一方ではあって、子どもの一次情報を得ていないので、臨

メインシンポジウム「パーマネンシーを踏まえた家庭養護の推進」

場感を持ってコミットすることが難しくなっている現状があると思います。

昨年度の FLEC フォーラムで福岡市さんがとてもいい報告をしていていましたが、そのときに聞いてびっくりしたのが、里親ショートステイが 9,000 日実績があるというお話があり、パーマネンシーを保障していくためには地域の中に、サービスはもとより社会資源、その担い手が必要になってくると思っています。それに加え、ショートステイや子育て世帯訪問事業の話も松本さんからありましたが、利用料金が掛かると利用を拒む家庭も一方ではあり、そういったときに柔軟に対応できるようなシステム、サポブラに基づく利用勧奨、措置等ありますが、その実績がどれだけあるかが分からない中で、また別の方策というか、子ども家庭ソーシャルワークの中でそういった実施できる体制が必要になると思います。

最後に、今の体制がどうしても法人依存、人材依存の営業体制になっていると思っています。地域差が、地方に行けば行くほど社会資源の不足、人材不足が著しいですし、全国のほとんどが小規模市町村である現状の中で、全国どこでも子ども、家庭がサービスを受けられる体制を整えていく必要があると思います。



長田：民間社会福祉法人として取り組む中で、ショートステイ事業、広場事業、ホームスタート事業を受託しており、地域の区市町村さんとの連携はだいぶできてきたと思います。また東京都で言うと、児童相談所が開設されていく中で、それがバラバラと点在するのではなく、東京都、都児童相談所も含め、横でケースの移管、情報共有を密にしてくださっているので、私たちも児童相談所が増えることで煩雑になるというよりは、まとまろう

としてくださるところにすごく大事な部分があるなと思います。そういう地域を超えた連携のモデルをまた横展開してもらうことで、国内で、1つの地域に固まることなく、「このお子さん、もうちょっと違う地域のところの里親さんがいいんじゃないか？」みたいなノウハウも含め、広くできるようになるといい思いながら取り組んでいるところです。

青木：私の地域は人口も減ってきてつつあり、子どもたちが暮らしにくくなっている実感があります。不登校が増えていたり、不調になる家庭というのは、児童家庭支援センターに相談が増えてきている。そして地域の支援団体を見ると、皆さんそれぞれで力を発揮されていますが、子どもたちや家庭を目の前にして、その連携が上手くいっていないというのは、危機感を感じています。もしその連携ができれば、児童家庭支援センター、社会的養護の施設を持っている法人が頑張らなきゃいけないんだろうと思っています。

今まで持っていたノウハウとか、培ってきた専門性をここで発揮することで、よりその地域が子育てしやすいとか、誰でも子どもの居場所となれる地域を作っていけると思っているので、田舎なんですけれども、ちょっとずつ頑張っていきたいと思っています。



藤井：ありがとうございます。おっしゃっていただいた通り、日本の民間の社会福祉法人とか NPO 法人が持っているノウハウとか経験値はものすごく分厚いものがあると思います。それをぜひ、市町村任せとか、児童相談所任せにしないで、地域にオープンにしていいただければありがたいと思います。ここで畠山先生、一言コメントをいただいてもいいですか。

メインシンポジウム「パーマネンシーを踏まえた家庭養護の推進」

畠山：まず1つ目、自分の講演の中でパーマネンシープランニングを日本でやるとき、アメリカのパーマネンシープランニングと違うなと思うのは、すごく大きいのは司法介入がないこと。司法のレビューがない、モニタリングがない。そんな中で、実際自分たちがやっていることを自分たちでレビューしていかなければいけないという状況になるのは日本の特異性というか、日本がこれから考えていく必要がある部分だと思います。だから正當な努力をどのように、自分がやったことをどのように評価するかは、今後社会的養育計画で進める中でぜひ考えていただきたい点だと思います。

2つ目が、パーマネンシープランニングです。「パーマネンシープラン」は「プラン」で終わっていないくて、「プランニング」でいつも紹介されていて、このプランを立てること自体にすごく意味があり、それを考えるプロセスが強調されています。パーマネンシープランニングという「ing」がついているということには、プランを立てること自体が目的ではなく、どのようにパーマネンシーを考えていくかというのを、ぜひ子ども、親、里親さん、養親さん、関わる人全てが考えていく過程自体に意味があると思います。

3つ目が、今回ご紹介できなかったものとして「The 3-5-7 model」というパーマネンシーを考えるモデルがあって、その中に「子どもの5つの質問に答えること」というのがあります。1つが、「私は何者なのか」という子どもの質問。「私はこれからどうなるのか」。「私に何が起こって今ここにいるのか」。「どうやったら新しい場所とつながりに馴染めるのか」。「私が大事にしていた今までのつながりがどうなるのか」。「新しいつながりがずっと続くつながりだと私はいつ思えるのか、どのように思えるのか」。この5つの質問に答えることこそがパーマネンシーを考えていくプロセスだというモデルがありました。

それと最後に、在宅支援の最後の議題について少しだけ口を挟んでもよろしいでしょうか。民間への委託の話が出てきましたが、私は民間委託にはサービスを買う事業としての委託と、ケースマネジメントごと渡してしまう委託があると思います。私自身が、短い間ですが、ケースワーカーとして関わってきたイリノイ州は、

1980年に民間にケースマネジメントを委託することを決断し、州の全面の中でも、民間委託のケースマネジメント、ケースごと渡してしまう委託のやり方をしている州になります。市町村で人がどんどん変わっていき、ソーシャルワークとしての専門性が担保できないのであれば、その部分を民間がケースごとケースマネジメントするというやり方をしてもいいんじゃないか、というのも付け加えておきたい点でした。



藤井：ありがとうございます。その最後のところというのは、日本の社会保障制度全体を見ても、高齢者介護や障害福祉は、実質的にそういう制度になっていますね。民間のほうでケアマネジメントをやるようになっていすから、もちろん障害福祉でいえば、最後の支給決定は市町村がやりますが、そういう連携と役割分担の下に制度ができあがっているわけですから、児童福祉の世界でもあり得ると思います。それでは小松課長、コメントをお願いしてもよろしいですか。

小松：まず最初のテーマの児童相談所の体制につきましては、10数年前、大体1ケースワーカーについて担当ケース100前後が常識でした。そこから児童相談所プラン等々、国からも体制を作っていくように自治体をお願いをしていき、今伺っていると50～60件という数字を見れば、改善しているのかもしれない。一方で、この分野は民間の社会福祉法人やNPO法人とどのように協力をしながら、タイアップをし、支援を展開するかが重要だと思います。里親委託についても、自治体によっては児童相談所を中心に里親委託を進めていくという自治体がありますが、里親支援センターをこれからどんどん設

メインシンポジウム「パーマネンシーを踏まえた家庭養護の推進」

置していった、足りないところは民間フォスタリング機関によって補いながらやっていくという自治体が大半です。そういう意味では、国の事業自体も里親支援センター、フォスタリング事業、児童家庭支援センターもこの10年で確か倍ぐらいの数になっていると思います。そういった社会資源は充実してきているので、いかにそれぞれが協力しながら進めていくかが重要だと思っています。

最後は特別養子縁組です。特別養子縁組については、日本の枠組みにおいて、縁組制度自体は法務省の所管です。そういう意味では、特別養子縁組というのを社会的養護の枠組みの中で受け止めるとしても、家族法制の中でどのように議論していくか、この点を抜きにしては前に進めないんじゃないかと思っています。この辺り、また引き続き皆さんのご意見等々伺いながら、こども家庭庁としても議論していきたいと思っています。本日はありがとうございました。

藤井 : ありがとうございました。本日登壇者の皆様それぞれに、全国の自治体の皆様に参考にしていただきたい貴重なお話が伺えたと思います。これも1つの契機になって、全国的に子どもたちのパーマネンシーに向けた支援が広がっていくことを祈念いたしまして、本シンポジウムを閉じたいと思います。ありがとうございました。

